

第七十五回国会 衆議院 地方行政委員会 議録 第九号

昭和五十年三月十四日(金曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 大西 正男君

理事 愛野興一郎君

理事 高鳥 修君

理事 佐藤 敬治君

住 龜山 孝一君

古屋 亨君

小川 省吾君

山田 芳治君

林 百郎君

小濱 新次君

出席國務大臣

自治 大臣 福田 一君

國家公安委員会 委員長

出席政府委員

警察庁警備局長 三井 脩君

防衛施設庁施設 部長 銅崎 富司君

自治 政務次官 左藤 憲君

自治 大臣官房審 議官 石見 隆三君

自治省 財政局長 松浦 功君

自治省 稅務局長 首藤 堯君

委員外の出席者

大蔵大臣官房日 本専売公社副監 理官 首藤 泰雄君

大蔵省主計局主 計官 名本 公洲君

大蔵省主稅局稅 制第三課長 西野 襄一君

通商産業省産業 政策局調査課長 田口健次郎君

自治省 財政局交 付稅課長 森 審一君

日本専売公社 飯田 頼之君  
業本部副本部長  
地方行政委員会 日原 正雄君  
調査室長

委員の異動

三月十四日

辭任

岩垂壽喜男君

同日

辭任

安井 吉典君

補欠選任

安井 吉典君

補欠選任

岩垂壽喜男君

本日の會議に付した案件

地方稅法の一部を改正する法律案(内閣提出第 四一號)

警察に関する件

○大西委員長 これより會議を開きます。  
内閣提出に係る地方稅法の一部を改正する法律 案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し ます。三谷秀治君。

○三谷委員 最初にお尋ねをしておきたいのは、 来年度、固定資産稅の評価がえの年でありますが、

これに対してどのような方針で臨まれますか、お 聞きしておきたいと思ひます。

○首藤政府委員 御指摘のとおり来年度は固定資 産稅の評価がえの年でございませう。固定資産稅に

つきましては、評価がえの際、土地と家屋の二つ が問題になるわけでございませうが、土地の面にお

きましては、最近の地価の状況が、引き締め策の 浸透でございませうか、あるいは都市對策の進行

等の問題もあろうかと思ひますが、かなり上昇が 緩和をいたしておるようでございませう。そういう 土地價格のあり方の状況等を勘案しながら、実 態に合った評価がえというものをやってみたいら しい、こう考えておられます。

それから、家屋につきましては四十八年度に一 応算定基準を直したところでございませうが、その 後かなり建築價格の値上がり等もございませうの で、そういった実態を現在精査中ではございませう、 これもしかるべく評価がえを行いたい、このよう に考えておられます。

ただ、このことに伴います稅負担そのものの増 高の問題は、やはり稅負担の激変とかいったこと に関係があると思ひますので、この評価状況との 関連におきまして稅負担調整の状況等についても 鋭意精査を加えたい、このように考えておる次第 でございませう。

○三谷委員 勤勞者の生活用地、特に小規模住宅 用地については、評価がえによりまして負擔が急 増すると思ひます。これに対して何らかの對策 をとる必要がありはしないか。特に、大臣の所信 表明を拝見しましたも、高度經濟成長から安定成 長、福祉優先というふうな所信が示されておるわ けでありますから、この所信を具体化するたため

の固定資産の評価がえに伴う勤勞者負擔の増加に 對する特殊な方針があるのか、四十九年、五十年 度の稅額のまま据え置くというふうな処置はとれな いか、お尋ねしたいと思ひます。

○首藤政府委員 先生もすでに御案内のように、 住宅關係、特に小規模住宅關係につきましては、 小規模住宅用地につきましていろいろの特例を設け ておるのは御承知のとおりでございませう。住宅用 地そのものについて、四十八年度の稅制改正で二

分の一、こういう軽減措置を設けましたし、さら に四十九年度改正で二百平米、つまり六十坪以下 の小規模住宅用地については四分の一にするとい ったような措置で、このような負擔をできるだ け緩和するための配慮をいたしたわけではございま す。五十一年度において評価がえが行われます場 合に、この稅負担がどのように出てくるかという ことは非常に問題でございませうので、今後稅負担 の急増というふうなことになるように、稅制 調査会や中央固定資産評価審議會等の御意見も承 りながら所要の措置を考えてまいりたいと思ひて おりますが、いずれにいたしましても所得も若干 ずつ増加はしてまいりましょうし、また地方の財 政需要そのものも増加するわけでございませうの で、全然そのまま据え置くということは非常に困 難なことではなからうか、こう考えておられます。

○三谷委員 これは明年年度の処置でありますか、 いまの稅法の問題とは関係がありませんが、 しかし政府の經濟政策の転換を図っていくとい う観点に立ちますと、そういう立場に立つ具体 方針が必要になってくるわけであつて、結論は大 変りっぱなことをおっしゃつておりますけれど も、各論になつてきますと、結論に基づく具体案 が一つも出ていないという、そういう弱点があり ます。これにつきましては十分な検討を加えてい ただいて、勤勞者や小規模住宅用地についての稅 負担がふえないように善処をお願いしたい、こう 思ひます。これは要望にとどめておきます。

事業所稅についてお尋ねしたいと思ひます。 新しい稅金が創設されましたが、この新稅の創 設に当たりましては、稅負担についての正当な理 由と根拠を必要とすることは言うまでもありませ ん。事業所稅についての提案の理由、課稅目的を 見ますと、「都市環境の整備に要する費用に充てる ため」と説明されております。こゝ現象的な説明

になっておる。ここで都市問題の原因と結果、それから受益と不利益の関係、責任と費用分担についての基本的な見解というものが明らかにになっていない。これが明らかになってきませんと税目的が非常にあいまいになってしまふ。その見解についてお尋ねしたいと思います。

○首藤政府委員 先生も御案内のように、最近、地方財政におきまして財政需要の増高が著しゅうございしますが、この中でも特に都市的財政需要の増高が、つまり都市環境の整備、これに要します財政需要の増高というものが激しいわけでございますが、この点をいろいろ考えてみますと、やはり大都市地域におきましては、人口や企業の過度の集中というものがこういった需要を巻き起こしておるのではないかと、こう考えられるわけでございます。

そこで一つには、やはりこういった過度の集中に対する対策を、これは一つだけの手段ではうまくまいらぬと思ひますが、あらゆる方策を通じて実施をすべきであるという大きな命題が出ますとともに、現実の問題といたしまして、大都市において発生をいたしております財政需要に対応する財源を何とかして増強してあげたい、求めたい、こういう気持ちが出てくるわけでございます。

この現実の問題の方に照らして考えてみますと、やはりこのような大都市需要の財源をどこに負担をいたしたかということになりますと、大都市における集中の利益を享受するために集まっておる、かつまた集まったことによつて大都市の財政需要をかき立てておる、こういうたぐいの方に負担をいたしたく、これが大都市周辺に立地をいたします事務所、事業所ではなからうか、こういうことございまして、ここに税負担を求めよう、これを第一義に考えたわけでございます。

○三谷委員 大都市及びその周辺都市に集積します企業の経済活動というものが、道路や港湾、交通、水道などのいわゆる公共施設というものを経済的な社会資本としまして、市場機能を活発化して集積の利益を受けてきておる、そこに税の負担

を求めるといふ御趣旨だらうと思ひます。

そこで、その点が明確になってまいりますと、この集積の利益の最大の受益者というものが周辺にあるかという問題であります。都市問題の主要な発生源であり、この集積の不利益の生産者である大資本の担税責任、これを明らかにしていくということが特に必要となつてくるわけでありまして、この場合中小企業についてどのようにお考えになっておるのか。大都市における中小企業というものといまの集積の利益、不利益の関係、それから中小企業というものが本来大企業の経済活動の部分を担当しておるといふ性格等から見まして、中小企業に対する事業所税の負担についてはどのようにお考えになっておるのか。

○首藤政府委員 大都市におきまして集中の利益の享受とか、あるいは都市環境整備のための必要をかき立てた原因、こういう面から考えますと、単純に、単に大企業あるいは中小企業、こういう分け方をするのはなかなか困難であらうかと思ひます。中小企業の場合といえども集中の利益を受けないことはないわけでございます。しかし、中小企業の場合はその担税力の問題それからわが国における中小企業の現状、こういうことから考えて、できるだけ中小企業の負担はこれを求めない、排除するということが必要であらうかという考え方から、御案内の課税標準の特例ないしは非課税の中にも、そういう観点から中小企業の負担を排除するための仕組みを幾つか考へて特例を設けておるところでございます。

○三谷委員 そうしますと、この課税目的というのは集積の利益を享受している企業に対してその社会的な費用を内部化するために課するものである、そういうふうな理解していいわけですか。

○首藤政府委員 そのように御理解をいただいで結構だと思ひます。

○三谷委員 そこで内容について少しお尋ねしたいと思ひますが、免税点が既設の事業所の場合床面積が千平米、従業員が百人となつておりますが、この根拠はどこにありますのかお尋ねした

と思ひます。

○首藤政府委員 先ほど申し上げましたように、中小企業的なものについてなれば負担を求めたいということでは基準を設けようと思はれたわけでございます。この基準の設け方にはいろいろな考え方があろうかと思ひますが、千平米ということでは床面積を決めましたのは、四十八年度の固定資産の価格等の概要調査をとりましたときに、大都市におきまして事業所等の一むね当たりの平均床面積が七百平米ほどに相なつております。それから百坪以上ありますような事業所で抽出調査をいたしてみただけでございますが、一事業所当たりの床面積平均が約九百平米程度になつておりますので、大方そういうところを基準にして、千平米という基準はいかかなものであろうかということ

で設定をいたしました。この点につきましては、各省庁並びに実際にこの税を徴収いたします地方公共団体、こういったところの意見も十分聞きまして、まあ妥当なところかと考えておる次第でございます。

それから百人でございますが、いろいろな基準がこれもまたあろうかと思ひますが、一応中小企業基本法の「中小企業者の範囲」のうち卸売業の従業員数が百人以下という基準がございます。これも一つでございますが、このくらのところでどうかということ、これも同じように各省庁それから実際に税を徴収いたします地方公共団体、こういうところの意見を徴しまして、ほぼ大体そなたのところではないかということを採用いたしましたわけでございます。

○三谷委員 中小企業基本法に規定しております製造業の範囲、つまり資本金が一億円、従業員三百人までは事業所税を課税するなという要求があります。これについてどうお考えでしょうか。

○首藤政府委員 免税点の設定につきましてはいろいろな考え方があろうかと思ひますが、平均的な意味で中小企業対策を実施し得るといふ基準をねらいまして一つ、それからもう一つは、

やはりこのような税を設定をいたしましたので、所要の財源を確保するということが大きな命題に相なりますので、このことに基づきます税収入の見込みがどの程度になるのか、それから徴税のやり方がどういふかということになるのか、こういったこともあわせ考へる必要がございますので、地方団体等とも十分相談をいたしましてこのような線を設定をいたしましたわけでございます。したが、いまして、もとよりこれは未来永劫絶対のものというわけではもちろんないと思ひますので、今後の税制の執行の運営そのものを見詰めたがらなお検討はしたいと思ひますが、現在の場合といたしましてこのような免税点が適当であるというように、私どもとしては考えておる次第でございます。

○三谷委員 所要財源の確保につきましては、累進構造をとるとか、いろいろな手段があるわけであつて、この場合は中小企業の過重な負担をどう回避するかということを、私どもは非常に重視しておるわけでございます。その点からいまして、中小企業基本法に規定しております業種あるいは規模、これなどにつきましては課税対象としないという処置をとるべきだ。特に最近のように、政府の経済政策なども高度経済成長から低成長へ、そして経済優先から福祉優先というふうなことを目標とされます限りは、その面における考慮が当然なくちやならぬと私は思ふわけでありまして、いかがでございますか。

○首藤政府委員 免税点をどの程度に設定をするかという点についてはいろいろ御意見はあろうかと思ひますが、先ほど申し上げましたような平均的な観点から千平米、百人という線を設定いたしましたわけでございます。このことはまた課税標準を何にとるのか、いわゆる外形基準として課税標準を何に求めるのかということも関連をいたしてくると思ひます。非常に単純に、従業者への給与支払い額と床面積という二つの代表的なもので単純化をいたしましたので、その点との関連も出てくるわけでございます。

なお、たとえば従業員等で考へてみました場合は

に、事業所数の割合で考えてみますと百人以上を雇用いたしております事業所数は全体の事業所数の約一〇程度、かなり少ない比率に相なっております。こういったことも勘案をいたしたわけでございます。さらにまた、中小企業対策としては別途具体的な施策に基づく中小企業の共同化、こういったような観点からも目をつけまして、そういったような中小企業の共同化等の施設については非課税の措置をとる、こういったかっこうをもう一つ補完的に用いることによつて、御趣旨の中小企業対策という線はわれわれとしては考えたりでいるわけでございます。

○三谷委員 小規模の事務所については、その負担能力並びに集積の利益、不利益に関する影響の度合いなどからしまして課税の範囲から除外すべきである、これは課税の検討段階から、各省ともその種の意見は、大小にかかわらずあつたように聞いております。

そこで、この小規模とは何かという問題でありますけれども、小規模とは、中小企業基本法に準拠すべきものだ、それが一貫性のある政府としての基準になるべきものだといふふうに私は思ひますけれども、その点はどうか。

それから、いま課税標準の話がありましたが、床面積、従業員に課税標準を求めた理由はどこにあるのか、お尋ねしたいと思います。

○首藤政府委員 前段の方は、御説のように中小企業に税負担を求めないという考え方から、やはり中小企業基本法、これも一つの体系でございますので、こういったものも勘案をしながら、それに背馳をしないようなかっとうで設定をしていくということは当然であるかと思ひます。ただこれは税でございますので、中小企業基本法の場合には業種別に分けまして、資本金別であるとか従業員別であるとか、こういったことで基準を設けておりますが、税制でこれを採用いたしますときには、何らか平均的なものを持ち込まざるを得ない。そういう面で、免税点というものの設定を考へる必要がございますので、私どもといたしましては、

中小企業基本法の精神に乗りながら平均的な基準を考へた、このように考へておる次第でございます。

それから、後段でございますが、要するに事業活動を何らかの外形標準でつかまえてやうというところが究極の目的であつたわけでございます。この外形標準のとらえ方としてはいろいろなものがあり得ると思ひます。たとえば、資本金でございますとか、付加価値でございますとか、あるいは固定資産関係でも土地や償却資産等を含めましたものでございませうか、いろいろなつかまえてみまはるうかと思ひますが、非常に簡単に考へてみまはると、やはり物的要素と人的要素、この二つで企業活動が行われておるものをつかまへることができるといふ観点に立ちますならば、何らかのかっこうで人的要素と物的要素の代表を選び出す。そのためには、税の実務の執行上非常にこれを簡素化をしていくといふ要素も別にございませうので、そういった点も勘案をいたしました結果、人的要素としては従業員に対する支払い給与額、物的な要素としては建物の床面積、これを外形標準の代表と申しますとちよつと語弊があるかもしれませんが、そういうかっこうで選び上げるのが適当ではないか、こういうことで選定をいたしましたわけでございます。

○三谷委員 この事業所税の創設につきまして、各自自治体などにおいても、税財政制度の研究會をつくりましていろいろな発表が行われております。この大阪府の地方税財政制度研究会の研究會成果を見ますと、床面積、給与額のみでは、企業活動の規模を的確に捕捉できない、こういう立場をとっております。床面積、従業員数、資産額を総合的に組み合わせて、中小企業その課税範囲から除外する要件とすることが適当だと思ひますが、この点についてはどうか。

○首藤政府委員 このような課税標準を選定をいたします経過におきまして、お説のような議論、説がたくさんありましたのは御指摘のとおりでございます。そのそれぞれの御主張に対しては、

それぞれ私ども理由のあることだと実は考へておるわけでございます。しかしながら、逆にまた非常にたくさん課税標準を選択いたしますときに、これに対応いたしましたデメリットと申します

すか、困難性と申しますか、それが出てくることも事実でございます。たとえば固定資産につきましても、固定資産の評価額ないしは土地とか償却資産、こういったものを持ち込みます場合には、一つには現行の固定資産税と二重課税になるのではないか、そのような税金の新設は認められないという、根っこからの税の新設を否定するような事態も出てきたわけでございます。私どもといたしましては、やはり二重課税ではないか、この外形標準をつかまへる必要がある。これは税を新設をいたします場合の一番端的な、理論的な命題として出てきたわけでございます。それからもう一つは、やはり償却資産をつかまへることも非常に意味のあることでございますが、たとえは、美術品の償却資産、こういったものの把握をどうするかといったような問題まで考へますと、課税標準を設定いたします際の技術的な困難性が非常に多いわけでございます。最終的にはいろいろな議論が出ましたが、各地方公共団体とも相談の上、これだけ単純化した方がいざらう、こういうことで踏み切つた次第でございます。

○三谷委員 いまの点で、二重課税という問題がありますが、この問題を厳密に言うていきますと、事業税なんというものは二重課税なんだ、実際において、現行のものが、ですからそら辺の問題を本分に論理的に整理するということであれば別ですけれども、もともとこの事務所税というのは本来物税としての事業税で追及すべきものなんだ。ところが事業税は所得課税をやつておる。そこで今度特定の地域においてだけ事務所税を創設するといふのはどうなるか、これは確かにありますけれども、本来言いますと、これは事業税がこういう性質のものだ。物税である限り当然そうなるべきものなんです。そら辺の税の制度全体からこの点は検討しなければいけないものだ。矛盾の上に矛盾が集積されるという感じを私は受けておりますけれども、その点はどうか。

それから、この課税標準ですけれども、固定資産の価格または固定資産税額、それと給与支払い総額、これは大阪府の地方税財政制度研究会などが主張しております。これにはこれなりのまた一定の論理的な根拠があるのです。固定資産の価格または固定資産税額は物的な側面から事業活動の規模をとらえたものであるという考え方、特に土地は一般に都心に近いほど地価が高い、建物についても地価に相応したもののが建設されておるといふ大都市における実態というものが一つの基礎になつてきている。したがつて、固定資産の価格というものは集積の利益の享受の度合いというものを最もよくあらわしておるんだ、こういう理論になつております。ですから、固定資産の価格または固定資産税額を課税標準とすることはきわめて適切である、こういう主張が大阪府の研究会におきましては結論づけられておるわけでありまして、そこでその面からいきますと、二重性を持つ持たぬという問題からいきますと、これは指摘すればたくさん出てくる。その矛盾というものは根本的に税制の問題を改善しなければ解消するものではない。それをやらずにばはう策を講ずる限りは、その種の矛盾は避けがたい。そうしますと、いま言いました固定資産というものを課税対象にするという考え方、これは根拠もあるし、可能性もあるという考え方でありませうか、どうでしょう。

○首藤政府委員 固定資産の評価額を課税標準にするといふ考え方につきましては、もちろん御主張のようにそれなりの理由があることでございます。私ども自身もかつてはそういうやり方も考へてみたことがあるわけでございます。しかしながら今度決定的に困りましたことは、先ほど申し上げましたように、固定資産の評価額そのものを課税標準にして同じ市町村が課税をするという点は、明らかに固定資産税と二重課税になるではないか、そのような税制を新設することは税

制度としては認めがたい、こういう議論が税制調査会の中でもずいぶん議論がありました結果言われたのでありまして、私どもとしては何としましてこのような税制をつくりたい一念に燃えておりますので、あらゆる困難を排除いたしまして新設をいたしたいという考え方でこういう点に対処をいたしてまいったわけでございます。

なお、この点につきまして、現在の事業税が物税でありながら所得課税をしておる分野が多いという点についての矛盾の御指摘がございました。これは前々から申し上げておりますように、私どもも、事業税そのものは物税であるという性格で成り立っておりますので、本来外形標準を持ち込むことが妥当だと思っておりますが、毎々申し上げておりますような諸般の事情からまた実現にまで至っておりません。そういう意味からはこの事業税はまさしくその物税の性格を徹底いたしましたものでございまして、言いかえてみますならば、語弊があるかと思いますが、府県で取っております事業税に対応いたしまして、大都市で取ります特別事業税と言いますとちよつと言い過ぎかもしませんが、物税の性格を持つておるといふ意味においてはきわめて近い性格のもの、こういうものが改めてできる、こういうことでございまして、この点では、先ほど御指摘のように課税主体も違いますが、二重課税を新たに税制度上に持ち込んだという非難は当たらないわけでございます。いずれにいたしましても、そのような経過、論議等を経まして、このような単純な課税標準に落ちついたわけでございます。

○三谷委員 給与総額と床面積のみを課税標準とする方法では、事業活動の規模が的確につかまえないという点で、税収の伸長性が見込まれない、それから弾力性の確保ということが考えられない、非常に固定したのになつてしまふ、そういう弱点も存在しております。その点からしますと、その点を補強するための何らかの方法を取り入れる必要がある。それを資本金額にするかあるいは固定資産の価格にするか、そこら辺

は検討を要するとしてしまして、私どもはこれをなさいという主張はしませんけれども、何らかの方法が必要だということは当然考え得る問題だと思ひます。

通産省からお越しになつておると思ひますけれども、企業活動の規模を捕捉しますためには、従業員と資本金のいずれが適当と思われまつか、これを御尋ねしたいと思ひます。

○田口説明員 御説明申し上げます。

企業活動は、いわば総合的な有機体として活動しておるわけでございますので、一つだけの基準を、これだけが正しいということでは取り上げるといふことは非常にむずかしいのではないかと思ひます。また税務でございましてかあるいは金融でございましてか、あるいは中小企業のカルテルを認める認めない等々、行政、政策の目的によつてもまたこの基準は変わり得るのではあるまいかと思ひます。

一般的にいま用いられております資料といたしましては、資本金の金額でございましてか総資産でありますとか、あるいは従業員の数、あるいは売上高、それから所得、付加価値、並べてみてもたたくさんあるかと思ひます。理論的には、これを全部取り上げて総合的に判断していくということが必要ではあるまいかと思ひます。

それから、業種によりまして、いわゆる労働集約的な業種と資本集約的な業種ということで、同じ従業員をとりましても、資本の多い少ないもございまして、資本についても同様のことが言えるかと思ひます。

それからいよいよ資料、データの面から申しますと、売上高とか所得とか付加価値というものは、時とともに非常な変動をするというふうなこともございまして。

そういうことと、御高承のように中小企業の定義につきましては、資本金と従業員、両方使つておるわけでございます、一概にどちらということも、非常に申し上げることはむずかしいのではないかと思ひます。

○三谷委員 事業の規模を捕捉しますためには売上金が一番正確だということ、だれが考えても言ひ得ることだと思ひますけれども、売上金の問題になりますと、付加価値問題も出てくるわけでありまして、私どもは資本金という考え方も一つ存在すると思うのですが、これについてはどうお考えでしょうか。

○首藤政府委員 もちろん外形標準としてつかまえます場合に、付加価値、売り上げ、それから資本金、こういったものも一つの判定の材料になり得るものであるという点につきましては、私どもも否定をいたしません。同感でございます。しかしながら、企業の実態を見ました場合に、資本金の大小にかかわらず、非常に営業活動、企業活動が違ふということがたくさんございまして、も事実でございまして、いずれにいたしましても、企業活動の状況を外形標準でつかまえるときに、われわれとして最も単純に物考える場合には、やはり物と人の面からつかまえた方が妥当ではなからうか。いろいろ議論をした末、こういうことに相なつたわけでございます。

○三谷委員 その物の部分が足りないと言つていられるわけなんです。物というものをもう少し正確に表現し、捕捉し得る材料を課税の標準として取り上げるべきだということを御尋ねしておるわけですが、それから、たとえば企業活動を見ますと、非常に精緻な管理機構というものを置いておいて、そうして作業というものはほとんど下請の業者に委任をする、さつき通産省の方もおっしゃつておりましたけれども、そういう形態の企業活動というものが最近におきましてはかなり強化されてきておる。そういうふうな状態を見ました場合に、単に床面積だけということ、そうして従業員数だけということではきわめて不合理になつてくる。これはどこかで補強しなければならぬ。その補強をどこでするかという問題については、私ども一定の見解を持つておるわけではありませぬ。大阪府の税財政研究会の意見をここで御尋ねをしたり、あるいは資本金という問題などを取り

上げて、見解をお尋ねしておるわけであつて、そのいづれにするかは別としまして、もう少しこれは正確に事業の実態が捕捉できるものを取り上げていく必要があるかというところをお尋ねしておるわけでございます。

○首藤政府委員 お説の内容は非常によくわかるのでありまして、私どももいたしまして、いろいろ必要な要素をつまみ上げて事業の活動状況を外形標準として精緻につかまえる、この方がベターだとはもちろん思つております。しかしながら、また一方、これが税金であるという面から考えますと、課税標準はできるだけ単純であることが望ましいという実務上の問題もございまして、先ほど申し上げました他の税目等と絡みました税制の理論上の問題もございまして、その間の調和点と申しますか、においてこの二つの課税標準を運んだわけでございます。もちろん、先ほど御指摘がございましたような意見を持つておられました大阪府、こういうところも十分議論をして、かつまた税制調査会においても十分議論をしていただいた末、完璧だとはもちろん申し上げかねますが、こういう状況でスタートをするのが適当であるというところで判断を下したわけでございます。

○三谷委員 その適当であるというものが、その内容にわたつて説明してもらわなければ私は適当ではない、きわめて不十分だから補強する必要があるかというところをお尋ねしておるわけなんです。これが適当であるとおっしゃるとすれば、なぜ適当であるか、いまおっしゃいますように、この制度自体の中にも不十分さはあるし、なお完璧ではないとおっしゃつておるわけでありまして、そうしますと、その不十分であり完璧でないというのどこに要因があるのか、それは克服できないものかということについてお尋ねをしておるわけでありまして。

その克服の方法としまして先ほど私が例を挙げておりましたのは、資本金額もありあるいは固定資産の評価もあるということをお尋ねしてあげておるわけですが、こういうものをここに取り入

れる見込みはないわけでしょうか。

○首藤政府委員 先ほども申し上げましたように、資本金の額でございますとかあるいは固定資産の価格とか、こういうことも一応候補としていろいろ検討の材料には挙げて検討いたしましたわけでございます。しかし、それぞれ先ほど申し上げましたような難点がございまして、この税を新設をする現在の時点としてはこれを採用することが非常に困難な事態にぶつかったわけでございます。

そこで、非常に単純ではございます、完璧だとは言いかねるかもしれませんが、人的な要素として給与支払い総額、物的な要素として床面積、こういう単純なものに仕立て上げた方がいだろう、それでスタートするのが適当だろう、こういう皆さんの合意に達しまして、このような案を提案をいたしておる次第でございます。

○三谷委員 税率は、新設の場合に、平米当たり五千円になっておりますね。それから、既設の場合ですと平米当たり三百円、給与総額の〇・二五%、一律になっております。これが一律になっておりますのはなぜでしょうか。これは累進制にすべきではなからうか。しかも、きわめてしやすい課税の内容になっております。

そしてもう一つは、課税団体に税率の選択ができるようにすべきではないか、これを標準法として設定する必要があるのではないかと考えますが、この点はどうか。

○首藤政府委員 この税は、先生も御案内のように、企業の地域の行政サービスに対します受益、こういうところに着目をいたしました物税にいたしておりますので、課税標準の大小によりまして累進税率を設けるといふことにはそぐわないわけでございます。一定の税率で徴収するといふのが物税として適当であらうかと思っております。

それから、事業所税を一定税率として標準税率としなかつた理由でございますが、これは、大都市に共通をいたします都市環境の整備に要します財

政需要に必ず、こういう考え方でございます。そうなりますと、大都市における行政サービスと企業活動の受益関係、これはおおむねどの都市においても同質のものであると考えられるわけでございます。なおかつ、この税が目的税というわけでございまして、これは一定税率が適当である、こういう考え方をとったわけでございます。

○三谷委員 これは物税という立場をおとりになっておりますことはよくわかりましても、企業の実態を捕捉します点から言いますと、きわめて不十分な課税対象が選ばれておる。その点からしますと、累進構造という問題は、要するに地方自治体の公共的なサービスの受益をするという内容などからしても、規模が大きければ大きいほどそういう受益度も高いという一面もあるわけであつて、ですから、これは累進制にしたからといって、税理論の上から言っておかしいという性質のものではないと思ひますが、その点はどうでしょうか。

それから、もう一つ私がお尋ねしたいのは、この事業所税をつくられますこの機会におきまして、事業税の矛盾を解決する措置がなせられないか、これは私は非常な疑問を持っております。新しい課税の仕方でも地方税を創設しようというときでありますし、いままでも事業税といふものは、確かに特例によりまして課税の仕方を変えることはできましたけれども、そのためには非常な調査能力を必要とする、あるいは人員も必要とするというふうなことで、これをなかなか実行しなかつた。ですから、物税でありながら所得課税が行われておつたわけでありまして、この際このような事業所税というふうな物税を創設しますならば、この機会に事業税といふものを本来の物税として全般的に施行するといふことがなせられないか、私はここに非常に疑問を持っております。

○首藤政府委員 事業税の物税化につきましても、毎々申し上げておるわけでございますが、そのようなことが望ましいことは当然でありますけれども、いろいろまたむずかしい問題点がありまして、まだ解決を見ないのでございます。何と申しましても、かつて一度付加価値税的な付加価値要素を導入いたしました物税化をされましたこの事業税が、そのまま法律どおりに実施をされませんでいまのようなふうになりまして、歴史的経過も示しておりますように、わが国の税負担が、やはり収益のない事態において税を負担するという点に対するコンセンサスがなかなか行き渡りませんこと、それからもう一つには、これを物税化したとしますと、現在の事業税の課税の状況に非常に大きな変動が出てまいりますこと、これは御案内のとおりでございますが、こういうことに対します抵抗、それからさらには非常に事業者の多数を占めております中小企業におきまして、これは毎年度の赤、黒の変動が非常に激しいゅうございまして、その赤、黒の変動の激しい時代に一定の額の税負担をしていくということ、そういう業種についてまた非常に問題である、こういったようなことが次から次に議論が出てまいりまして、なかなかけりつかないわけでございます。

私どもといたしましては、この物税化について決してあきらめておるわけではございませんで、今後ともいろいろ検討をし、進めてまいりたいと思っておりますが、現在の段階では税制調査会等においてもコンセンサスが得られない、こういう実情であることだけを申し上げておきたいと思ひます。

一方、そのような事態でもございまして、今回事業所税を新設いたします場合においては、これは新たに設定をする税でございますから、物税的な性格を徹底させる、強化をする、こういう考え方で、この事業所税に取り組んだわけでございます。その意味では、言葉がまずいかもしれませんが、現在の事業税におきます物税化の徹底をいたしていない分野を事業所税が若干でも補完を

いたしたとしても申しませんが、こういった関係にあるのではなからうかと考えておる次第でございます。

○三谷委員 それこそ二重課税の実態を否認していることになってくるのですよ。この事業税というものは事業活動そのものに対する課税ですから、そういう税理論に立つて創設したものですから、当然その立場に立つて課税をするということになければ、これはおかしなことなんでしょう。ところがそうならない。所得課税をやっている。

そこで御承知のように、好況であらうと不況であらうと、大企業の約三〇%が事業税を払っていない。法人税もちろん払っておりませんけれども、払っていない。こういうふうな矛盾した状態が出てきておる。ですから、大きな企業で公共団体のいろいろな公共サービスを受けておられる、事業税を一銭も納めない、あるいは府民税、市民税にしましても所得割を納めない、こういう矛盾した状態、これこそ不正の典型じゃありませんか。これをなぜ放置していくのか。しかも、これにつきましては欠損法人と申しておりますけれども、この欠損法人というのは、赤字会社でも倒産会社でもないわけなんです。要するに法人税法と租税特別措置法によりまして、もうけを頭から差し引いてしまつたから、税法上の欠損法人になるのであつて、十分に利益を上げておる成長企業といふものが欠損法人として税金を払っていない、こういう矛盾したことが許されていいんですか。

その点からしますと、物税化を速やかにやるべきだ。これは税制調査会がどう言いましようとも、これはもう諮問機関にすぎないものであつて、政府がやろうと思えばやり得るものなんです。ところがそれをやろうとしないんです。やろうとしましませんが、所得税といふものが二重に取られておるわけなんです。しかもそれが損金算入されまますから、交付税にも響いてくる。こんなものは損金算入すべきものじゃありませんよ。所得に対して課税しておつて、何で損金算入が要りまますか。物税だから損金算入するんです。とこ

ろが事業税というものが、そのような矛盾の上に矛盾を重ねる状態になってきておる。いま物税の新しい事業税を創設するのでありますならば、なぜこの事業税の矛盾をこの際一掃する処置がとれないのか、私はまことに不審に思っている。いま課税が激変するおっしゃった。確かにそれは激変します。資本金が三百億も四百億もあって、労働者を二万も三万も使っておいて、それが欠損法人になっておる。つまり、その欠損法人というものは赤字法人じゃない、税法上の欠損になっておるわけだ。それは租税特別措置によるもうけの控除があり、あるいは法人税法によるもうけの控除がある。それに事業税の損金算入まで入れますと、約三〇％というものがもうけのうちから引かれてしまっている。そこでもうけておいても欠損法人になっておる。そこには一銭も事業税がかからない。こういう矛盾の状態をいつまでほっておくのですか。いま事業税をつくりまして物税というものをここで新しく実際において施行するのでありますならば、本来物税である事業税というものをこの際整理をして、事業税とあわせて、事業税は課税主体が違うわけでありまして、事業税と事業税というものを課税主体別に整理をして、そして合理的な課税制度を設けるべきだ。それが考えられてこんなこととはわかることなんだ。それをなぜおやりにならないのか。それは要するに大企業に対する課税が重くなってくる。当然のことなんだ、税金払っていないわけなんだから。それは当然解決しなくちゃいかぬ問題であって、そこがところが社会的な不正を是正するという三木内閣の最大の公約と違うのですか。

○首藤政府委員 事業税を物税化していくことの必要性ないしはそれに対する努力、こういう点については毎々申し上げておきますように、何もそれを否定しておるわけではないのでございますが、実際の問題として、税制調査会そのほかの御議論にかけました場合に、先ほど申し上げましたような諸種の難点が指摘されて、なかなかコンセンサスが得られない、実現ができないという状況

が現実の問題でございます。そういう際でございますので、もちろんこれに対する努力を惜しむというわけではございませんが、一方において、今度は市町村がそのような物税を考えてみました場合に、市町村の課する物税は徹底した物税化のかつこうをとり、こういう考え方を私どもはとって、この事業税を考えておるわけでございます。

○三谷委員 コンセンサスが得られないとおっしゃいますけれども、得られないのがおかしいんじゃないですか。事業税は物税だ、初めからこうなっているんだ。物税であれば所得課税するのをおかしいのであって、物体に対して、事業体に対して課税すべきものなんだ。これがあたりまえのことでしょう。そのあたりまえのことがなぜコンセンサスが得られないのか。なぜそれが政府としては実行できないのか。ここは依然として私どもは疑問に思っている。納得できない点なんです。それは、新しく物税にこれを転換をする、従来の税の概念を根本から改定するというのでしたら、これはいろいろ議論があるでしょうけれども、事業税というのは、事業活動に対して課税するものだ。そのためにつくられたものだ。それが、課税段階におきましてはそうなっていないで、所得課税になってしまっている。要するに、所得税の二重取りになってしまっているわけだ。そういうことがなぜ直されないのか。道理に合わぬことなんだ、税の理論に合わぬことだ。それがいつまでもこのようにして放置されてきておる。その上に立って、今度新しく課税主体を別にした事業税ができてくるということになってくるわけでありまして、そうしますと、なんですか、そういうふうに物税が新しくできましたから事業税はますます

物税的な性格というものは阻却してしまつて、あいまいなこともしたのになつていくわけですか。

○首藤政府委員 事業税を物税としてつくりましたことによつて、事業税はますます物税たる性格があいまいなことになるのかというお尋ねでございますが、そんなことは私どもも考えておりません。事業税も物税として進んでいくべきものだ、徹底していくべきものだ、変えていくべきものだと思つて努力はいたしておるのでございますが、先ほどから申し上げておきますように、幾つかの難点によつて容易にコンセンサスが得られない、改正ができないという事態でございます。そういう事態でございますので、新たにつくる市町村の物税は徹底した物税で行こうという考え方でこの事業税と取り組んだ、こういうことを申し上げておるわけでございます。

○三谷委員 市町村の事業税というものが創設されておりますのに、なぜ初めから物税として存在している事業税というものが物税としての課税ができないのか。新しくできるものは物税として認めていっておるんでしよう。初めから物税として存在している事業税というものはなぜ物税化ができないのか、そこがわからぬと言つておるのです。

○首藤政府委員 毎々申し上げておりますように、過去一度この事業税は物税を法制的にはされたことがあつたわけでございます。しかし、これの実施ができないでいまのようなことになつてきておる。こういう歴史的な因縁があるのかと思つておるわけでございますが、非常に長期的に考へてみました場合には、一定の会社も赤字の場合もあれば黒字の場合もありますから、所得課税でありましようとも物税でありましようとも、長期的に見ました税負担はほぼ均衡がとれるようになつておる。現在のわが国の状況では、毎年の利益の状況等に依つて税を負担するというのが慣習か徹底をいたしております。せいぜいございませうか、いまのような状況で完全な物税化にいたしま

すと、収益と関係なしに税負担が激変する、この影響が大変だという説が一つにございませう。とともに、特に収益の変動の著しい中小企業においてその問題がなお実際問題として激しくあるのだ、こういう説もあるわけでございます。私どもとしては、物税にしたいという案はいつも税制調査会に持ち出すのでありますが、そういう面でコンセンサスが得られないというのが事実でございます。

○三谷委員 税制調査会というものがどういう性格のものか私は知りませんが、それは執行権を持つ機関じゃないでしよう。諮問機関なんでしょう。政府が相談する場所なんでしょう。だから、このように矛盾したことがそこで抵抗を受けるといふこと自体がおかしいのであって、いまおっしゃいますように収益と関係なしに税負担が激変する、それは当然必要なことです。物税はそんなものではない。収益と関係なしに税金をかけるから物税と言ふんでしよう。そして物税として事業税をつくらんでしよう。それであれば、収益とは無関係に事業体に対して税金がかかつていくわけでありまして当然のこと。中小企業の問題をおっしゃつておられますが、中小企業の経過措置につきましては幾らでも方法があるのであって、それを口実にしてこの問題の解決を遅延するということは許されませぬ。中小企業に対する特例措置なんというものはどういふ方法でもあるわけです。それは、そのことが必要であればどのような規定でも織り込める性質のものだ。

○首藤政府委員 税制の改正をいたします際に、税制調査会、もちろん諮問機関でございますが、これに諮りまして、これには御案内のように各界の代表者御参加でございますが、そういうことで御審議をいたしまして、国民的なコンセンサスを御得て政府原案を作成する、こういう立場を政府としてはおつておる。この点税制調査会がオーケーをしないでもおまへは提案をし、こういう御叱責かと思つておるわけでございますが、私の立場としてはそれ以上はお答えが申し上げられない

わけでございます。

それから、事業税が物税である以上、収益に比例をしないで負担が出てあたりまえだとおっしゃるのは全くそのとおりでございます。私も、もともとそういう性格の税であるのだから、物税の思想を持ち込もうという主張を絶えずしておるわけであり、コンセンサスが得られないという現状である、こういうことを申し上げるよりほかにごさいます。

○三谷委員 それは違法を合法化しようとしてることなんだ。そんなことは政府がやるべきことじゃないし、いつまでも放任すべきことじゃない。物税として設けられた税金が所得税が行われておるといふ内容のものです。それがコンセンサスが得られないから困っておるんだというふうなことは、政府の責任は果たされません。そんなことをあなた認めて、いつまでも私も放置できません。物税でないというのなら別ですよ。物税なんだ。それがそもそも事業税ができました根拠になってるんだ。それならそれに基づいた課税方式をとらなくちゃいけませんよ。物税であるとして事業税をつくりながら、課税の方式は所得課税をやっておる、物税を否定している。それは明らかに税の創設からして、ベテランじゃありませんか。そんなベテナ状態をいつまでも放任できません。しかも今回物税というものが新しく設けられて、市町村におきまして物税課税が行われる、物に対する課税が行われる、そういう状況になっておるのに、依然として、以前からあります事業税の矛盾は放任されている、積み残されてしまっている。しかも、いつになっても解決する当てはまだつかないというんでしょ。それでは余りにも無責任と違いますか。もう少し責任ある態度を明らかにしてもらいたいと思っております。

○首藤政府委員 毎々申し上げておりますように、事業税を物税化していくということについて

の努力なりは、私どもとしましては十分いたしておるつもりでございます。ただ、力及ばずしてこれが実現を見ないことについて御叱責を賜っておると思うわけでございますが、今後とも物税要素の導入ということについてはわれわれはなお努力し、また税制調査会等にもいろいろ御説明を申し上げ、コンセンサスが得られるように努力してまいりたいと思っております。

○三谷委員 これは行政上の措置の問題じゃないわけですか。税の性格の基本にかかわる問題なんです。ですから、行政措置が不十分であるとか十分であるとかいう問題でなしに、そもそも税の目的に反する課税が行われておる、違法な措置なんだという事です。ですから、これはいつまでも放置しておくべきものではありませんし、当然是正を税収は非常にふえる、ややすことができません。正と税収は非常にふえる、ややすことができません。正と税収は非常にふえる、ややすことができません。正と税収は非常にふえる、ややすことができません。

大企業はほとんど無税になってる。一億以上の会社で三〇〇以上というのが、景気がよからうと悪かろうと、毎年、欠損法人として扱われて税金を払っていないわけでありまして、その点だけでも大きな税収源になり得るといふ要素のものであります。今回の税法の改正によりまして、納税義務者は、個人事業税の場合ですと非常に減少しておりますが、法人事業税の伸びが二四％と比べますと、法人事業税の伸びは個人事業税の伸びより少ないわけなんです。この少ないところの主要な原因の中に、いま言いました物税を所得課税としておるところに一つの大きな根拠があるのです。そういう面から見ても、これは速やかに改善の措置をとってもらいたいと思っております。

○首藤政府委員 御説のように全法人の約三〇％欠損法人がございます。それで、事業税の負担がないという点についていろいろ不公平の面があるという事は、私どももそのように考えておりますので、物税化を進めたいと思っておりますわけでございます。ただ税収全般の問題につきましては、

物税にいたしましたときの税率と所得課税の場合の税率とのバランスを全体額においてはほぼ同じと設定をいたしました場合においては、景気のいいときには所得課税の方がうんと伸びてまいります。いままでの事態としては、地方財政は、こういふところであつたために、実収としてはかなりの伸びてきておるのではないかと。これは、どちらの税額が実態にふえるかは、景気状況等によりましてかなり長期的な目でもって考えなければならぬものではないかと考えております。

○三谷委員 それは税率などによって変化が生じてくるものであつて、ここでいま議論をする性質のものじゃありませんが、いずれにしても、三万働いておる、たとえば石川島播磨重工、こんなものが租税特別措置によって欠損法人として扱われる。税金は市町村民税の均等割、大阪の場合ですと五千円ですけれども、五千円しか払っていない。そんなことは許されるもんじゃありません。それを直すためには物税化を厳密にやっていくということが必要なことであつて、元来そういう目的で税金はつけられておるわけでありまして、そのことを申し上げておるのでございます。

○首藤政府委員 先生も御案内のように、目的税の場合に基準財政収入に算入をいたすものといいたしてないものとございます。算入をいたしません場合は、単位費用を策定いたしますときに、特定財源として差し引いて単位費用を落とす、こういふところで操作をしておりますのは御承知のとおりでございます。今回の事業税を、目的

税でありながら基準収入に算入をいたすことといたしましたのは、先ほど申し上げましたように、都市環境の整備という大きな財政需要のためにこれを充てるわけでございますが、この税収が増加をいたすことによりまして、同じような立場にあります市町村、これに対する同様な事態も想定できるわけでございます。一方交付税の財政需要を伸ばせるという結果が招来できますので、そういった手段を通じて周辺の他の都市とか、そういった面における都市的の需要に対する財源措置もあわせ行なうことができる、またその方が事態に合うのではないかと、こういった考えから財政収入に算入をし、財政需要を伸ばす、こういうふうなことをとったわけでございます。

○三谷委員 そうしますと、独自財源としては、当該市町村に対しては税収の二五％しか貢献をしないというふうなことになるわけですね。その二五％というものをもちまして、いま大都市問題の矛盾の中で行き詰まっております地方財政、特にこういう都市的の発展をした都市におきまして一体可能なものかどうか。わずか二五％しか独自の財源が上がつてこないという点です。そういうもので、果たしてこの税がつくられ、またした目的というものが達成できるのか。しかも、税収を見ますと、当初におきましては二千億とか三千億とか言っておりましたけれども、最近の自治省の試算によりまして、平年度で八百億にすぎない、そういう状況のようでありまして、この程度のこと、基準財政収入にこれを入れ、またした場合、この課税主体であります市町村の財政問題が一体どのような実態上の利益を受けるのか、まことに疑問と言わざるを得ませんけれども、この点はどうお考えでしょうか。

○首藤政府委員 この税を徴収し得ます地方団体に与りましてのメリットが、基準財政収入に算入することによって当該税収額の二五％だけになるということにはなりません。そういうことでは

ざいせんで、この税を基準収入に算入いたしま  
すことよって、当該額だけ都市的な財政需要が  
増加できますので、言いかえて申しますと、その  
分だけ交付税の算定基礎が伸びるわけでございま  
すから、それとの合計ということに相ならうと思  
います。

それから、全般で平年度八百億ほどの税収入で  
ございまして、都市的な需要の充足に対して十  
分であるかどうかという面につきましては、私ど  
も、八百億か千億か、その程度で十分な財源付  
与であるとは決して考えておりません。しかしな  
がら、いずれにいたしましても、こういうことで  
都市的な税源を増加していくことは、それは  
はそれなりに効果のあることであることは、これ  
は先生も御否定はなさらないと思うわけでござ  
いまして、私どもとしては都市税源増強というこ  
の一端としてこれを実施するわけでございまし  
て、今後とも地方税源の充実という点については  
またいろいろと検討もさせていただいて、その方  
向に向かって邁進をいたしたい、こう考えてお  
るわけでございます。

○三谷委員 さっきの指定都市の陳情の中にも含  
まれておりますけれども、これを基準財政収入額  
に加えますという、当然その額分だけの交付税  
額は減少をするという結果というものが現象的  
には出てくるわけで、単純に言いますと出てくる  
ですから、結局、独自財源としては二五％しか課  
税主体には残ってこないという内容になってくる  
わけであります。しかも、税収というものが当初  
算定されておりますような規模のものであります  
と、なおそれでも財政的な困難に対する対策とし  
ては一定の効果を持ててきますけれども、いま  
のようなわずかばかりの税額で、しかもこういう  
処置をとられてきますと、結局、課税主体であり  
ます市町村というものは期待するほどの大きな恩  
典を受けないという結果になってくるのは当然で  
あって、私はこのところはなお改善をする必要  
があると思う。

それから不交付団体は、これまた別になつてき

ますが、不交付団体というのはどれくらいあるわ  
けですか。

○森説明員 事業所税の課税団体であります指定  
都市それから首都圏の既成市街地あるいは近畿圏  
の既成都市区域を有する都市のうちで、四十九年  
度の当初算定におきまして不交付団体となりまし  
たのは、東京都の特別区、三鷹市、武蔵野市それ  
から堺市、芦屋市それから西宮市、この六団体で  
ございまして。

○三谷委員 この六団体は不交付団体でありま  
すから若干影響が違ってくるというところは考えられ  
ますけれども、交付団体になつてきますと、同じ  
税制のもとにおきましてやはり大きな格差が生じ  
てくる。これについてはどういう処置をとられる  
のか。交付団体と不交付団体では、受ける受益に  
大きな変化が生じてくる。これはどうされますか。

○首藤政府委員 その点でございまして、先ほど  
申し上げましたように、この税収入の一定額を基  
準収入に算定することよって、全国的にその額  
だけ需要が伸びるわけで、交付税の際の基準  
財政需要額が、そういうことに相なります。交付  
税の総額と税収入の基準収入になりました総額と  
の合計額で需要を算定してよろしゅうございま  
すから。したがって、交付団体といえども、こ  
の税が基準収入に算定された額だけ交付税が減  
るのではなくて、需要が伸びますから、その伸びた  
分との二五％の分だけは税収入がふえるわけ  
であります。言いかえしますと、これが基準収入に算  
定された額だけ交付税は減らないということでご  
ざいます。需要が当該額だけ伸びし得ますから。

そのことによりまして他の交付団体にも交付税を  
通じての財源措置の余慶が及ぶ、こういうこと  
でございます。

○三谷委員 その問題につきましては、また損金  
算入の問題と関連してきますので、これはまた  
後でちょっとお尋ねするとしまして、そこで、こ  
の課税団体の範囲を限定していらっしゃるわけな  
らぬですね。この限定をされました根拠についてお  
尋ねしたい。

たとえば四日市ですね、それから千葉県の市原  
市、こういうところが、コンビナートなどに  
よりました、特に公害対策あるいは水質対策で  
ね、こういう公共負担というものが増加してきて、  
緊急に解決を迫られておる。環境整備が重要に  
なつてきておる。こういうところの団体がこの課  
税団体から除外されておるといふ点でございま  
す。この点はどうしてなんでしょう。

○首藤政府委員 この税の本来の目的が、最初か  
ら申し上げておりますように、過密状況に陥つて  
おります都市の環境整備の財源を得る、こういう  
ために設定をいたしましたものであります以上、ある  
程度どこかで線を引かざるを得ない状況に  
ある都市でもって課税ができるということにせざ  
るを得ないわけでございまして、そこで、いろいろ  
これについても議論があったわけでございまして  
が、人口五十万以上の市に限りましては、現行  
の地方自治法におきます大都市、政令都市、これ  
になり得ます一つの資格基準として人口五十万と  
いった都市規模を想定をされておりました、そう  
いった都市を想定をする。とともに、例の近畿圏  
整備法あるいは首都圏整備法等において、非常に  
過密的な状況になっておるといふ認定のもとで線  
引きをされております、いわば既成市街地の所在  
する都市、こういうところを取り上げるのが妥当  
であろうというところで、一応これで線を引いた  
わけでございまして。

なお、御指定のように、全く類似したような市  
で同様な財政需要がある市があるのではないかと、こ  
ういうことは御指摘のとおりだと思います。こ  
ういう点については、今後この税制のあり方等の推  
移を見ながらなお検討させていただきたい。とと  
もに、そういうような市が、この税が創設をさ  
された場合に、類似の法定外税等を企画をする  
というような場合には、またいろいろ相談にも  
乗っていただいてあげたい、こう考えているわけ  
でございます。

○三谷委員 まあ今後検討するんでなしに、この  
際検討してほしいんですよ。それで審議している

んです。それで、これは大阪の地方財政制度研究  
会の意見としまして、課税区域につきましては  
都市地域を形成する市町村の区域も含めるべき  
だ、こういう主張をしております。この主張によ  
りますと、企業の集積が生み出します集積の不利  
益を排除して都市の再開発を図ることを目的とす  
るものでありますから、このような集中過密の現  
象は、大都市の市域を越えて周辺市町村に拡大し  
ておる。特に大都市的な現象というものが、特徴  
がそこにあるんだ。したがって、こういう市町村  
も、集積の不利の排除と都市の再開発の必要性  
に迫られておるから、課税区域としては、大都市  
の市域に限定せずに、人口規模のみでなしに決定  
すべきである、こういう研究結果を発表されてお  
ります。この点から見ますと、さっき挙げました典  
型的な公害都市など、こういうものは当然配慮に  
加えるべきものだというふうに思いますけれども、こ  
れが加えることができないのはなぜか、こ  
の点をお尋ねしたいのです。

もう一つは、目的税としてつくりましたけれど  
も、さっきから言っております事業税の関係があ  
るのです。事業税という問題、これは御承知のよ  
うに地域を限定していかないわけであつて、すべて  
の企業に対して物税として課税をするという性質  
になつておるものでありますから、この事業税と  
いうものの精神を生かしますものでありますなら  
ば、もう少しこの区域の問題などについては考慮  
を払っていかなくてはだめだというふうに私は思  
いますが、この点どうでしょうか。

○首藤政府委員 この税の創設の際に、その目的  
をどうするかということが一番議論になりました  
のは、最初に先生の御指摘のありましたとおりで  
ございまして、そのことがまた、この税金ができ  
るかできないかということの基礎をなしたわけ  
です。

そこで、やはり人口の過度集中等の状況によつ  
て都市的需要が立って来られておる、それに対応  
する税源だということと本税制が成立をいたしま  
す根拠が与えられました以上、何らかの線を引い



て、都市的なそのような需要が一般的に起こって  
おると見られる共通事項と申しますか、そういう  
ことで線を引いて、その地域に限って取り得ると  
いうかっこうにせざるを得ない税金であるわけで  
ございます。ちょうど都市計画税が都市計画区域  
だけに課し得ますのと同じような意味で、そうな  
るだろうと思っております。

第二点に、それでは五十万以上の大都市だけで  
なくて、周辺都市においても同じような状況があ  
るではないかとおっしゃいます先生の御主張は私  
もよくわかります。そのとおりだと思えます。そ  
ういった都市に対しても、ある程度の財源の強化  
を図るべきであるという点においては全く同意見  
でございますが、それならば、そのような線をど  
こで引くかということがその次の問題になるわけ  
でございます。この点は一応五十万以上の市、  
ないしは既成市街地のある市、こういう線引きを  
やるということで、一応の合意が成り立ったわけ  
でございます。

それから、次に第三点でございますが、回りの  
都市におきまして、これはむしろ事業所、事務所  
よりも、人口のスプロール現象等によりまして住  
民が増加をするといったようなことで都市需要が  
ふえてくる、これはよくわかるわけでございま  
して、ここに事業所税を適用いたしましたとしても、事業  
所が大きなものがあるものと、これは税収にな  
りませんので、その点における矛盾もございま  
す。そこで、最終的には先ほども申し上げたように、  
交付税の場合、この税を基礎収入に算入すること  
により、当該市町村財源の一般増加額を、都市  
的な需要の財政需要をふやす、こういうやり方を  
やりますことによつて、回りの周辺都市におい  
ても、たとえ人口急増等で補正を受けております  
都市、こういったものの財政需要額を増加をさす  
ということがございますので、回りの市町村にもこ  
の税の影響のしみ出し利益が出る、こういう体制  
をわれわれとしてはとつたのでございます。

○三谷委員 その波及的な効果というものがどの  
程度測定できるか、これはなお未確定な要素を

持つておるものであって、さつき幾つか例を挙げ  
ましたけれども、大企業の進出によりまして特殊  
な都市整備が必要な市域、そういうところは対象  
にすべきだ、なぜこれが対象にできないのか、こ  
のところに私は疑問を持っております。いま申  
しました四日市、市原あたりの問題、これはどう  
されるのか、このままでいいのか。この都市環境  
の整備という命題からしまして、当然これは重要  
な対象になる市域であるというふうには私と思  
いますが、こういうところを課税区域に入れるとい  
うことはお考えになりませんかどうか。

○首藤政府委員 先ほど申し上げましたような理  
由によつて、何らかの共通の最大公約数でも申  
しますか、基準によつて課税都市を指定をしな  
ければならぬということに相なりますので、現在の  
ところは一応ごらんをいたしておきます。現在の  
で地域を指定をした、こういうことでございます。  
したがって、これも今後この税のあり方等に  
かんがみまして、いろいろな検討を続ける余地  
はあろうかと思つて、現在のところはいまの  
線でご合意を得られておりますので、これで適当  
であると考へております。

それから、なお四日市とかいったような特殊の  
事態の都市でございますが、この都市等におきま  
して、先ほども申し上げましたように、この法律  
に言う指定市では事業所税が取れるわけでござ  
いますから、全く同じような特殊な事情があるから  
という理由で類似の法定外税、こういうたような  
ものを考へておられるといったこともまた理由があ  
ることだと思つております。そういう点につ  
いては十分打ち合わせも、またお話を承つて適宜  
な指導をしていきたい、こう考へております。

○三谷委員 法定外税の自主的な課税をやるべき  
だというお考えですか。それについて相談に乗  
つていくということですか。

○首藤政府委員 やるべきだと申し上げたものでは  
ございませんが、全く同じような特殊で同じよう  
な需要があつて、それに対応する特殊の収入が得  
られる、こういうことで当該団体が法定外を起

す、こういうような合意が得られれば、それ  
はそれなりにこの精神に照らして適当なものでは  
ないか、こう思つておられることを申し上げた  
のであります。

○三谷委員 自治省がそのような御意見をお持ち  
であるならば、むしろそれはいまの事業所税法の  
中に含めて処置すべきである、そうしても何らの  
矛盾もあり得ないということだと私は思つて  
けれども、その点どうでしょうか。

それから、もう一つお尋ねしたいのは、この事  
業所税の損金算入は――損金算入するわけであり  
ますけれども、事業所税が損金算入され、そして  
事業所税が損金算入をされる。ですから、この損金  
算入がかなりの額になってきますが、この損金算  
入によりまして交付税の減収見込みなどはどの程度  
にお考えになつておられるのか。

○首藤政府委員 まず前段の問題でございますが  
が、課税区域を法定をいたしません場合は、先生  
御案内のように、何かやはり共通の基準でどこか  
で線を引かなければなりませんので、いまのよう  
な線を引いたということでございます。

それから第二点でございますが、事業所税が平  
年度収入八百二十億程度の場合に、これが損金算  
入をされますと、地方交付税の減が八十五、六億  
に相なるかと思つて、それから住民税の法人  
税割の減、法人事業税の減、こういったものを入  
れますと、二百十八、九億、約二百二十億足らず  
こういったものが地方団体の減収に相なるかと思  
います。したがって、八百二十億だとい  
しますと、差し引きをいたしますと、約六百億、  
純増と申しますと、そういうことにならうかと  
思つております。

○三谷委員 これは物税ですから、この点につ  
いては、損金算入については一定の根拠が存在しま  
すから、これについては私がどうこうと言う性質  
のものじゃありませんが、事業所税の損金算入問  
題というのは、当然これは検討しなくてはなら  
ない。これはさつきから言つておりますように、所  
得課税をやつておられるわけですから、これに

ついで、もともとこれは物税にしないではいけ  
ませんが、物税にするのに時間がかかると思つ  
たならば、損金算入は当然やめるべきだ、暫定的な  
措置としてとるべきだと思つていますが、この点  
はどうなんですか。

○首藤政府委員 また先ほどの議論に戻るわけ  
でございますが、やはり事業所税そのものが物税だ  
というところで想定をされておりますし、また大部分  
が所得課税にはなつておりますが、物税扱いに  
なつておるものも現にあるわけでございまして、  
私どもとしては、事業所税が物税であるという性格  
を放棄するということは、口が曲がってもそのよ  
うになりたくはないと思つておりますので、これを  
損金算入しない、つまり所得課税にしてしまつた  
いうことについては賛意を表することができない  
のでございます。

○三谷委員 損金算入を認めるのでありますなら  
ば物税にしないでいいやない。損金算入を取りや  
めるのであれば、これは所得課税でいいわけなん  
ですよ。それで、あなたの方は両方がだめなんだ  
物税にすることもむずかしい、それなら損金算入  
をやめる、損金算入はやめられませんか、こうお  
つておられるわけですね。ところが問題なんです。  
つまり、当然物税でありますから物税にしないで  
いいやないやない。それができれば損金算入は当然  
行い得るものだ、できないければ損金算入をやめな  
くちゃならない、そういうことなんですよ。と  
ころが、あなたの方は、物税にしないし損金算  
入もやめない、こう言うのでしよう。そこに二重  
の違法性がある。論理上の矛盾がある。ですから、  
これはもちろん物税やつてもらえ問題は解決し  
ます。できないればどうするのです。できない  
れば、それまでの過渡的な、暫定的な処置が考へら  
れないのか。それは損金算入をやめることだ。そ  
れは当然のことなんですよ。もうけに対して課  
税しているんだから、損金にする必要は一つもな  
い。

○首藤政府委員 私どももいたしましては、先ほ  
どから申し上げておりますように、事業所税そのも

の物税としての性格は失いたくない、これは物税化をしていきたいという希望、希求を持って努力をいたしておるわけでございます。したがって、物税であるという性格を事業税から放棄させたくございませんので、これを損金不算入するという制度に賛成をするというわけにはまいらないのでございます。

○三谷委員 それは、あなた、問題の立て方があべこべだ。逆になっている。物税であれば損金算入はやめるわけにはいかない、物税でないから損金算入は根拠がない、こうなっているのですよ。だから、あなたは物税というたてまえを本当に貫徹されずならば、いまおっしゃるよう、損金算入は当然必要だ、これは論理あるでしょう。ところが、一向に物税になりそうにないでしょう。いつになってもコンセンサスが得られない。所得課税をやっている。しかも一方におきましては、損金算入だけもう物税として扱っていると同じようにしてこれを扱っていらつしやるのでしょ

う。これは二重の不当な処置になっている。いまは実際において物税でないわけですから、そうすれば損金算入をまず廃止する、暫定的にそういう処置をとっていく、そうして物税化ができたときに損金として扱っていく、これが当然の処置なんですよ。あなたのおっしゃっているのはあべこべやがな。物税として残したいから損金算入をやめられない。残したいとおっしゃって、実際にはいま物税じゃないわけだ。いまそうなっている。いまの状態からして損金算入というものは妥当性を欠いている。そこを何とか片をつけなさい、いけませんな。

○首藤政府委員 おっしゃってられますことはよく理解ができるのでありますが、ただいま御指摘のように事業税そのものが物税ではないということではないのでありまして、現在、現に保険会社とか電気会社というように物税そのもののかっこうで取っておる税目もあるわけでございます。ただ所得課税の分野が非常に大きいので、これが早く物税化をすべきだという御指摘を受けておる

わけでございます。この点につきましましては私どももいままで苦勞してまいりましたが、まだ成功いたしませんけれども、今後ともなお努力をしたい、こういうことでございます。したがって、事業税が物税でないという制度ではないのでございまして、損金不算入という制度はやはりとりがたいのではないかと思っております。

○三谷委員 物税でないということではないが、物税にはしていないわけでしょう。いま保険会社や電気会社、ガス会社の収入金課税の問題をおっしゃいましたけれども、収入金課税は物税と違いますが、これは、収入金に対して課税しているのです。だからこれは即、物税という関係じゃない。そこら辺は何かしらして困る。外形標準課税などをやっているわけじゃない。ですから、そこところは依然としてこれは物税になつていない。物税だとおっしゃるけれども、物税になつていないのだ、これは、なつていないのだ、その損金算入の根拠はない、ということなんだ。だから物税になつたときに初めてこれは損金算入の根拠が生まれてくる。あなた方、先取りされているのだ。損金算入をして、損金として大資本の負担を軽くしてやる。しかも一方におきましては物税として課税しておりませんから、何百億の大資本が事業税を一銭も払わないことになつて、一銭も払わないけれども、払った場合にはこれは損金になるんだ、こうなっている。このところをもっとすっきりしなければあきませんわ。物税であれば物税であるように扱っていく。物税であるからこそ損金算入ができる。物税として取らないのであるならば損金算入はやめるべきだ。これは当然の論理でしょう。そのところを両方ともあなた方は大企業にいいように扱っていらつしやる。物税扱いをしない、しかも損金算入はする、こういうことなんですよ。ここをやはり変えなければいけません。その税に対する基本的な態度というものを改めていかないと、この事業税に対する疑念はとどまるところを知らず深まっ

てくるばかりだ。矛盾がひど過ぎます。これはいまあなたにこれ以上言っても、なかなかすぐに損金算入をやめますとは答えられぬだろうと思う。しかし、これは本来にまじめに研究してもらわぬといけませんよ。いつになつてもこの問題は残つていきまっせ。ですから、いまあなたがおっしゃいますように損金算入をやめるわけにはいけませんというならば物税をやつてもらいたい。物税をやらぬのであるならば、これは損金算入すべきでない。当然のことなんです、これは、それについて御意見を聞いておきたい。

○首藤政府委員 毎々申し上げておりますように、私どもとしては事業税の物税たる性格を明確にしますか、事業税の本来の物税たる性格を明確にしますという方向に向かって今後とも一生懸命努力をしております。こう思っております。

○三谷委員 一生懸命努力するとおっしゃいますから努力してもらいますけれども、もう少し努力も効果のある努力をせぬとあきません。いつになつても解決しないままではいけません。もう一つ聞いておきますが、事業税に制限税率を設けましたね。何でですね。

○大西委員長 速記をとめて。

○首藤政府委員 速記を始めて。標準税率制度を採用いたしております税額について標準税率超過課税をいたしますときに、一般的に市町村税等においては制限税率がありますのは御案内のとおりでございます。従前、府県税であります事業税等にはこれがなかったのでございますが、超過課税を行います場合に、やはり負担全般の状況から考えて一定の限度があつてしかるべきではないか、こういう議論があり、これは制限税率として設けることが適当であらうと判断をいたしましたからでございます。

○大西委員長 速記をとめて。

○首藤政府委員 御案内のように、標準税率制度を採用いたしております税額について標準税率超過課税をいたしますときに、一般的に市町村税等においては制限税率がありますのは御案内のとおりでございます。従前、府県税であります事業税等にはこれがなかったのでございますが、超過課税を行います場合に、やはり負担全般の状況から考えて一定の限度があつてしかるべきではないか、こういう議論があり、これは制限税率として設けることが適当であらうと判断をいたしましたからでございます。

なおもう一点は、具体的に法人事業税に非常に無制限な超過課税が行われます場合には、先ほど御議論がございましたこの損金算入のことに

関連をいたしましたして、交付税その他の地方団体の税源が減少するという事態が生じますので、やはりこれは超過課税を地方の自主性として許す上においても制限税率の設定が必要ではないか、こう考えたからでございます。

○三谷委員 ですから、たえばこういふことをやりますと、東京都などはどうなつておられますか。東京都は事務所税による増収と事業税の制限による税収減はどうなりますか。

○首藤政府委員 東京都の場合、今回の法律によりまして、制限税率が一割増しの一三・二というところになりますと、初年度計算で四十六億、それから平年度で二百二十億余りの、現在の見込み一四％の税率から比べた場合の減収が立とうかと思ひます。それから事業所税の創設に伴ひます東京都の増収額は、現在の見込みでは初年度で約八十億、平年度で約三百億にならうかと思ひますので、差し引きをいたしましたら、初年度で四十億弱でございますか、それから平年度で八十億、このくらいの増収は見込めるわけでございます。

○三谷委員 いま事業税の超過課税分、東京都で平年度五百億と言つておりますが、今回の制限税率によりましてこれが大幅に減少をしまして、事業所税の増収分と差し引き計算しますと、七十五億程度上回るという程度に上つておられますね。その程度のことをもつてしまつて、この東京における都市問題が解決するのかもしれない問題にまた返つてくるんです。あなた方がおやりになつてゐるのは、すべてこそで、どこかで何かするところから制限をつけてみるんです。そういうところが絶えず繰り返されておられます。

この地方税法の改正案につきましましては、いま事

業所税につきましてお尋ねをただけであります  
が、時間が来た委員がおっしゃってあります  
から、これでは打ち切っておきます。

まだ私どもの方としましては、この問題につ  
きましてはたかさんの問題が残されております  
いずれ後の審議の機会もありませんからお尋  
ねをさせていただきますと思っております、いず  
れにしましても、この地方税制につきましても、  
秘密で、もっと公正で、もっと技術的な方針を  
出してもらいませんと、矛盾だらけの内容のもの  
あるいは現行税制との関係におきましても全  
く不合理な制度が見えないうままに積み重ね  
られていくというふうな状態になっております。  
つきましては、今後さらに検討を要求しますと  
も、私たちは改善を求めていくつもりでござ  
います。

このことを申し上げまして、時間のようすか  
ら終わらせていただきます。

○大西委員長 小濱新次君

○小濱委員 公明党を代表する立場で地方税法  
の問題について御質問をしたいと思いますと思  
います、多少多ぶる点もござりますが、ひとつ  
誠意ある御答弁をよろしく願っていますと思  
います。

まず、地方財政の基本である税源の配分につ  
いてお尋ねをいたしますが、参議院の都合で  
欠席であります。左藤政務次官と首藤税務局  
長、それから大蔵省の方々にこれから順次御  
質問をしていきたいと思います。

そこで、総理の施政方針でも現在の地方財政  
あり方について見直すと言っておられました。  
また、これまでたびたび当委員会においても、  
地方を通ずる税源配分について附帯決議など  
がされてきたところでございます。政府はこの  
問題に対してどのような検討を重ねてきたか  
お答えをいただきたい、こう思います。

○首藤政府委員 たいま御指摘をいただきました  
ように、地方財政の現状にかんがみまして、  
地方財政の根本的な見直しを行い、地方の自  
主財源

を強化していくということは、非常に必要な  
ことだと私も考えておりますし、従来に引き  
つづいて努力を続けてまいりたいと思ってい  
ます。

最近の事例を申し上げますと、先生も御案  
内のなかで、地方税源のうちでは特に差し  
迫って都市的な税源が枯渇をしておるので、  
この都市的な税源の充実を図るべきである  
という悲願が私どもにございまして、この  
点につきましては、四十九年度の法人住民  
税の税率の引き上げ、それからことし御  
審議をいただいております事業所税の新設、  
こういったようなことで都市税源の充実につ  
いて努力をいたしてまいりたくてございま  
す。今後ともこういった努力は当然続けな  
ければならぬわけでございます。

再配分という大きな問題に国と地方との  
再配分問題という大きな問題に取り組みま  
す場合には、当然国と地方との行政事務の  
あり方、再配分問題とも関連をいたしてま  
いりますし、それからもう一つは、現在の  
国民の負担全般が国民所得に対して二〇  
％でございまして、これでいいかどうかとい  
うことも関連をいたしてきませんかと思  
います。そういう点について十分検討を重  
ねながら、できるだけ地方税源の充実を  
図ってまいりたいという気持ちでございま  
す。

体的には地方制度調査会や税制調査会に  
その内容等の諮問をいたされておるよう  
でございます。そういう結果等も踏まえな  
がら努力をいたしてまいりたい、私ども  
としてはそう考えております。

○小濱委員 大蔵省の方の見解は何か  
ござりますか。○本名委員 税源配分とい  
う観点からでなく、財源全般の問題とい  
たしまして、私の方からお答えをいた  
させていただきますと思っております。

ただいま税務局長がお答えになりました  
ところ、私どもの考えておりますところ  
と基本的には変わるところはないわけ  
でございます。都市財源、特に全体的  
に見てまいりますと、市町村の財源とい  
うものが、過去から現在にかけては、だ  
んだんその自主財源の占める率が市町村  
の方においてウエートが下がってきてお  
る、したがって、その方面で薄くなつて  
おるといことが考えられるわけございま  
す。したがって、ただいま税務局長がお  
答えになりましたように、四十九年度、五  
十年度とそれらの方の自主財源の強化  
ということを図ってまいりてきておる  
わけでございますけれども、基本的には  
これは地方自治体の執行いたします事  
務の量との関連において考えてまいら  
なければならぬ問題であるというふう  
に考えております。本年地方財政の硬  
直化の問題全般を地方制度調査会の方  
でお取り上げでございますが、その中  
においても御検討になるように何と  
もございまして、私どもの方としても  
慎重に御意見を伺いながら、かように  
考えておるところでございます。

○小濱委員 これは自治大臣にお伺い  
しようと思っております。政務次官の御  
見解をただしていただいた方が適当  
であろうと思っております。

地方制度調査会に諮問をいたしている  
こともわかります。いろいろ御努力を  
なさっていることもよく承知をして  
おりますが、それはそれとして、自治  
省としてどのような方向で、いつごろ  
を目途に、どうしようかなと考えて  
いるのか、そういう方向づけという  
ものについて大臣の御見解を承  
知しようと思っております。ござ  
いますか、この点について政務次官  
からお答えをいただきたいと思  
います。

○左藤政府委員 基本的には、やはり  
この地方財政というものの現状から  
考えまして、国と地方との税源再配  
分あるいは行政事務の再配分の見  
直しというふうな問題に關連いた  
しまして、とにかく地方の自主財源  
の強化ということが重要な課題で  
あることは申すまでもございませ  
んし、自治省としてもその線での  
努力をいたさなければなりません。  
そこで、いまお尋ねの点につきま  
しては、いま

自治省として、地方の行政財政の  
問題につきましては調査会にいろ  
いろ諮問も申し上げ、検討してい  
ただいております目標をいたしま  
して、少くも今年度の夏、七月末  
をめぐりして見直しを立ててい  
ただきたいというところをお願い  
いたしております。さらに、引き  
つづきましてその調査会におき  
まして、今後のいろいろな山積  
された問題についてどういった  
方向に進めるべきかということ  
についての御意見をいただこう  
、こういう考えでございます。

○小濱委員 次に事業所税につ  
いて、これも政務次官並びに局長  
からお答えをいただきたいと思  
います。

今回、長年の懸案であった事業所  
税が創設の運びとなつたわけ  
でございますが、この創設の目的  
及び基本的な考え方、これをま  
ず承りたい、こういうふう  
に思っています。

○首藤政府委員 先生も御案  
内のように、最近地方団体にお  
ける財政需要が非常に増高して  
まいっておりますが、特に大都市  
及びその周辺地域におきまして  
は異常な人口や企業の集中、こ  
れが原因になりまして都市機能  
の逼迫、こういう現象が起  
こっております。都市環境を  
何とか整備をいたすため  
に大変な財政需要が要する、  
その財源を何とか得たい、こ  
ういう事態が起こっております  
ことには御案内のとおりでござ  
います。こういうことは、全  
体的には過剰の弊害の除去とい  
ったような基本的なことを  
当然考えなければならぬわけ  
でございますが、何よりも現実  
的な問題といたしましては、こ  
のような大都市地域における  
増高しておる都市環境整備  
のための財政需要に充てる  
財源を確保してやるか、こ  
ういふ認識に立っておる  
わけでございます。

そういう場合に、そのような財源  
を確保するにきだれにその負担  
を求めようかということござ  
いますか、やはりそういう状  
況から考えますと、都市にお  
ける集約の利益の受益者である、また都

市における環境整備の需要をかき立てた原因者である、こういったところから応分の負担を求めべきではないか、こういう考え方が出るわけでございます。そのような思想に基づいて大都市周辺所在の事業所、事務所に事業所税という物税を負担してもらおう、こういう考え方に立ったわけでございます。

○小濱委員 この事業所税は大都市財源の充実、また、企業活動が受けた行政サービスの利益の還元であるというのでありますが、これに対してわれわれは決して反対するものではないでございます。むしろ賛意を表するものでございまして、今回の政府案ではその対策が指定都市、首都圏の既成市街地、近畿圏の既成都市区域及び人口五十万人以上の都市となっているわけですが、現在の都市財政の現状は、何もこれらの大都市のみならず、中小都市でも非常な財源不足を来しているわけでございます。しかも、行政サービスの利益の還元という点についても、これは中小都市も同様であるわけですね。したがって、大都市のみならず中小都市にも範囲を拡大すべきである、こういう点についてやはり見解を承っておきたい、こういうふうに思います。

○首藤政府委員 都市における財政需要の実態が御指摘のとおりであることにつきましては、私も全く同感でございます。しかし、この税がそもそも考えました基本といたしまして、先ほど申し上げましたように、人口や企業の過度集中によりまして引き起こされた財政需要、これに対応をいたします目的税源として設定をするということになりますと、やはりどこかに、そういう人口なり企業なりが集中をしておるとい意味でのその課税都市の線引きをせざるを得ないことになるわけでございます。この線引きをどこに求めるかというところが問題にならうかと思う次第でございます。

そういう観点から私もいたしましたし、一応常識的にも政令指定都市というものが通常大都市と言われているので、こういったものに

着目をいたしますとともに、御案内のように地方自治法で、政令指定都市になり得ます人口要件として一応人口五十万都市といった考え方もございますので、指定都市でなくても五十万以上の人口を持つような都市なら事態は全く同じだろう、こういうことでこれを入れました。とともに、この大都市周辺で既成市街地を持っておりますようなところ、これも過度の都市関係の集中があるとみなされておる地域でございますので、そういうものを取り上げて一応の線引きをいたしましたわけでございます。したがって、これらの市以外の市においても財政需要があるということについては決して否定をいたしておるわけではございませんが、その市の財政需要の実態とかあるいは事業所税の今後の実施の実態等も十分勘案をしながら、その課税範囲については今後ともなおいろいろ検討を進めてみたい、このように考えておる次第でございます。

○小濱委員 政務次官、行政サービスの利益の還元という点については中小都市でも同様でございます。したがって、大都市のみならず中小都市にも範囲を拡大すべきであるという説明がいま局長からもいろいろございしましたが、これもやはり大臣の御見解を承りたい、こう思っておいたわけですので、ひとつつきようは政務次官からこの見解を承っておきたい、このように思います。

○左藤政府委員 いま税務局長から御答弁申し上げます。大都市におきます集積の利益と申しますか、そういうものは一般都市よりもさらに大きいという一つの物の考え方がございまして、そういう意味で、人口集中の非常に高度に進んでおります先ほど申した大都市及びその周辺都市、人口五十万以上の政令で定める都市というところにとりあえず本年からこうした事業所税を賦課する、そういう税源を付与しようという考え方でお願いをしておるものでございますが、御指摘のように確かにいろいろな点につきましては、これらの市以外の市につきましても、そうした都市に対します人口の集中がもたらします

いろいろな問題について、そのために都市としての機能が低下して、そして都市環境の整備を必要とするという事態につきましては、大都市ほどの急激なものではなくても、一般的にそういうものは十分考えられるのでございまして、まずこゝとははこういった形でスタートさせていただきまして、今後そういう市におきます財源あるいはまたそういう必要性、そして事業所税のすでに実施いたします部分につきましては実施状況というものを十分見ただ上で検討を続けていきたい。そして、そういう必要性があるならば、そういうところにも拡大していきたい、このように考えておる次第でございます。

○小濱委員 事業所税は事業所の床面積、従業員数の給与支払い額が課税の対象となっているわけですが、創設の目的の一つである行政サービスの還元という立場に立つならば、その他、償却資産、資本金をも当然課税の対象に加えるべきである、私どもはこういう考え方を持っておるわけでありまして、また事業所税は、当初の案では、国税と地方税と合わせて何か千七百億円を見込んでいたように、これは新聞でも発表されました、私ども承知いたしておりますが、今回の政府案では約八百億円ということですが、新税としては八百億円はそう大した大きい税ではない、こう考えるわけでございます。

先ほど対象地域や課税対象についての意見を聞きましたけれども、創設の趣旨を生かすためにも、地域課税、この対象を大幅に拡大すべきであるという、少なくとも二十万都市なり三十万都市にもこの適用を行っていくべきであるという、こういう考え方を私どもは持っておるわけですが、この点についてもお答えをいただきたいと思っております。

○首藤政府委員 第一点は、事業所税を創設をいたします際に、課税標準が床面積と給与総額だけになっております。これだけでは、大都市の行政サービスを受けておることに対する応分の負担という意味では不十分ではないか、もっと償却資産とか資本金とかいう要素を入れるべきではないか

という御指摘をございまして、まさしくそのような御議論もあるわけでございます。実はこの税の創設の経過におきましても、私も各各府ないしは地方団体等とも、十分意見交換をし、かつ税制調査会等にも御議論をいただいたわけでございますが、そのような経過でも、御指摘のような事柄はいろいろ議論になったのでございます。

ただ、この事業所税を創設をいたします場合に、課税標準を選びますが、これは企業活動の状況を外形でつかまえます一つの外形標準でございますから、これを何に求めるかについてはいろいろ議論がございまして、一つには、税制上の扱いでございますから、非常に単純明快なものがないだらう、こういうことが一つでございます。ともにも、もう一つは、税理論として、いままでございます固定資産税やそのほかの税と二重課税というかっこうになっては望ましくない、税制の成立の基本が危なくなる、こういう問題もございまして、そういうこともございまして、結論的には、建物の床面積、それから従業者の給与総額、不十分かもしれませんが、この二つをもって、外形標準として右代表というところでこれを課税標準に選んだ、こういう経過をとったわけでございます。

それから、資本金につきましても議論があつたのでございまして、この資本金については、先生も御案内のように、資本金の大小にかかわらず、企業活動の大小、非常にアンバランスな点もございまして、やはりなかなかこれを取り上げることもむずかしからう、こういうことで、これは取り上げるに至らなかつたのでございまして、それから第二点でございますが、御指摘のように、去年の秋、地方税としてのこの事業所税を考へました際に、国税としての同様な税を国の省庁の方で御立案になりました。これを抱き合わせて一本にいたしまして、国、地方ともどもこういう税金を起してはどうかという案が出ましたのは御指摘のとおりでございます。その際、両税合わせましての収入見込みは第一の素案でございまして、そのときには御指摘のような金額に相なつておつ

たのでございます。その後いろいろ議論がございまして、国税の面においては、こういう地域的に限った税金を新設するというものについていろいろな議論、難点が持ち出されました。なお、完全に没というところではございませんが、非常に難点があるのでもっと検討すべきだということに相なりました。地方税だけはどういった状況から起こすのが適当であろうという経過になったわけでございます。

その際の地方税の税収見込みは、約九百億余りのものが地方税、こういうことになっておったわけでございます。今回御提案申し上げておりますものが、平年度は八百十二億ほどでございますが、そのころ考えておりました地方税としての事業所税、これに比べてましてその後退をしたと申しますか、少なくとも後退というふうな事態ではないのでございます。

それから第三点の、二十万都市、三十万都市、こういってところまで範囲を広げていくべきではないかという御説は非常に理解できるのでございますが、先ほども申し上げましたように、本税を創設をいたします理由が、都市機能の再開発、環境の整備、こういうことに要する財源を確保するという意味でスタートをいたしますので、さしあたり、やはりそういう面では人口や企業が過度に集中しておると一般に見られます大都市並びにその周辺、ここで起こすべきだということで御審議をお願いをいたしておるわけでございます。なお今後の財政の状況やこの税の実施の状況等を十分検討して、でき得べくんばこれを拡大をしていくということについて私ども努力をしてみたい、こう考えておるのでございます。

○小濱委員 政務次官にさらにいまの問題についてお尋ねしたいのですが、いま税務局長からいろいろと御説明がございました。私ども、努力は認めますし、ここまで前進をしてきたその経緯は尊敬できますし、また私の質問に対して税務局長も理解はできる、このようにもおっしゃっておるわけですが、なかなか困難な事情があつてこうい

う形態になったという説明でございましたが、この問題について、将来に対する自治大臣のお考えを、かわつて政務次官からお答えをいただきたい、こう思うのです。きょうは代表でありますから、ひとつ……。

○左藤政府委員 確かにこうした新税を設けますと、どういった形で税金を課したらいいかという課税標準、これはできるならば簡明なもの、単純にしてわかりやすいものが望ましいことは申すまでもございません。今度初めてそういうことについてやるわけでございます。先ほど御指摘のような、従業員割というふうな形のものと同様に課税標準としたという点について、もう少し検討の余地がないかということでございますが、こうした場合、最も端的に企業活動の実態を象徴するといふものでとらえたのが、御審議をいたしております今回の新税の課税標準でございます。今後そういう問題については、なお十分検討はしてまいりたいと思つて、とりあえずこういう形で、いろいろ理想と申しますが、そういうあり方について、本日に課税標準としてりつぱなものにしていくように今後とも努力はしなければならぬ、このように考えておるところでございます。

○小濱委員 次に、事業所税についてお尋ねをしていきたいと思つてます。千葉県の京葉コンビナート地帯の石油精製業は、四十九年三月期の決算においては軒並み欠損法人となつております。また最近の工業新聞においても、その内容が詳しく報道されておりました。したがつてこれらの会社は、法人税、法人住民税所得割は納めず、事業税についても、所得課税となつておるため課税されてない、こういう実情になつております。しかるに、個人住民税の千葉県の平均は一人当たり一万七千三百二十二円、こう出しておりました。友納知事も、県内に何百平方メートルの敷地を持ち何百人の従業員に給料を払つてゐる企業がちよつと赤字になれば県税を免れるというのはどう考えてもおかしい、こういう御意見

のようでございます。

すでに四十六年七月の税調の長期税制のあり方でも、法人事業税の外形課税が望ましいと言つてゐるわけですが、早急に外形課税に踏み切るべきではないか、また、このことについて、これまで事業税の外形課税に対する検討を行つてきたかどうか、この点についてお答えをいただきたいと思つてます。

○首藤政府委員 御指摘がございましたように、千葉県の石油企業が最もいい例としてあるわけでございますが、当該企業が赤字決算であるために事業税を納付をしないという点について問題の御指摘がありましたのは、そのとおりだと私も考えます。

この点はやはり、法人事業税そのものが、本来物税として課税を外形標準によつてやるべきだといふことであるにもかかわらず、大部分の企業が所得課税になつておるといふ点から出たおる問題でございます。私どももいたしましては、御指摘のように、前々から、事業税について何らかの外形標準課税を持ち込めないかということについて検討も、また議論も、税制調査会等の場においてもお諮りを申し上げてきたのでございまして、なかなかいろいろ問題がございまして、これが現在まで実現に至つていないのでござい

指摘のように、できるだけ事業税に物税としての性格を徹底させるために外形標準課税を持ち込むという点については、そうありたいと考へております。その点につきまして今後ともなお検討を続けながら、かつ税制調査会等にも諮つてまいりたい、このように考へておる次第でございます。

○小濱委員 今後低経済成長に入るわけですが、これまで不交付団体であつた神奈川県でも五十年度は交付団体に落ち込むかもしれないという事態に追い込まれてゐるような財政の内容であります。税源が十分あるところも交付団体ということでは、税財源の配分等の立場から根本的対策を立てなければならぬ。

そこで神奈川県の実態が出てゐるわけですが、「法人数に関する調」というのをとつてみました。これによりまして、資本金一億円未満の法人、これは中小企業であります。七万四千六百法人がございまして、このうち欠損法人が二万六千八百五十七社でございます。資本金一億円以上の法人、これは大企業であります。二千三百五十四、このうち欠損法人が三百六十七社でございます。法人数が計七万六千九百五十四社のうち欠損法人が二万七千二百二十四社、こういう数字が出てきております。これは四十九年三月三十一日までで申告または決定があつた法人数でございます。したがつて今後は不況によつて欠損会社はなおふえる一方である、こういうことから、神奈川県交付団体という話が出たわけでございます。

この欠損会社は、法人住民税の均等割だけで、法人税、事業税、法人住民税の所得割は全く納めていないわけですから、企業活動を行つても公共の利益を受けてゐるが、これではどうしても不合理である、こういうふうにも考へておるわけでございます。

そこで、当面都道府県の税源の充実のために、事業税の外形課税を真剣に検討すべきである、私どもはこういう考へ方を持つておるわけですが、いろいろと申し上げましたが、いまの問題についてひとつお答えをいただきたい、こう思つて

○首藤政府委員 御指摘のように、最近経済が低成長時代に入ってまいりましたとともに、景気の下降によりまして、欠損法人の数がふえてきておる、こういう状況がございまして、これが地方財政に大変困難な影響を及ぼしておるということ、御指摘のとおりであらうと思っております。

そこでこの事業税のあり方が、本来企業活動に応じた、行政サービスの受益に際しました分の負担、こういうことで物税的な考え方に立ちまして、企業のコストとして税負担を行うということの本来の趣旨から、これが物税化をさるべきであるという点につきましては、先ほども申し上げましたように、全く同感でございます。ただいまなかなかうまく実現をいたしてないのをございですが、今後ともこの点は、物税的な外形標準の導入について私どもとしては努力を重ねていきたいと思っております。

なおまた、いまのように景気が下降いたしておりました欠損法人が多い事態においては、現在の所得課税のあり方がより一層地方団体に影響を及ぼしておるといふ点は、これもまた御指摘のとおりであらうと思っております。一般的に所得課税と物税とありますときと、どちらが税収入としては総体の額が多いのかという問題になりますと、これはおのずといる問題があるわけございまして、景気がよろしくて収益が上がっておるような事態にありましては、むしろ単純に税額だけを考えますと、所得課税の方が税収の増加がある。いままでのように景気の下かつたときには、そういう法人をたくさんお持ちの団体では税収の自然増がたくさんあったという事象もあつたのでございまして、これは税収総額のあり方としてはかなり長期的な見地から両方の税率等のあり方を考えるべきであらう。物税にいたすにいたして、そういう長期的な観点から税率の設定等を考えるべきであらうと考えております。

なお、神奈川県が例示に出しましたが、これは特

に去年は自動車産業等の不況に起因をいたしました財政状況が非常に困難な状況に立ち至つておることは私どももよく承知をいたしておるのでございまして、こういった点については財政当局等においてもいろいろ所要の措置を検討いたしておるようでございます。

○小濱委員 これも政務次官にひとつお尋ねをしたいと思います。ただいまの問題についていろいろと御見解を伺いましたが、参考までに神奈川県税の伸び状況をお話をいたしますと、法人県民税、これは四十八年三月決算であります、四十五億円で一三・四・六％、こういう伸び率になっております。それから、四十八年の九月には四十七億で一三・〇・九％、四十九年三月では五十一億で一一・二・二％、四十九年九月決算では四十五億で九五・一％、とうとう下がつてしまいました。五十年三月はどうか。もう決算になるであらうか。いま局長からもいろいろ説明ございましたけれども、非常に落ち込みが激しいので、今後どういう状態になつていくか。相当減るものと私どもも考えておるわけでございます。

さらに法人事業税であります、四十八年三月、二百八十五億円、一三・四・七％、四十八年九月は二百九十三億で二八・六％、四十九年三月では三百二十五億で一一・四・〇％、それから四十九年九月決算では二百八十七億で九七・七％、とうとう落ち込んでしまいました。五十年三月が不安でたまらない、こういう状態になつております。

ここで、ただいま税務局長も外形標準でやるべきだという御意見もございました。また、そう持ち込む考え方もある、このようにかたい決意を述べられました。これは大臣、政務次官の相当力強い御意見が大事になつてくるわけでございます。そういう点で今後の、将来に対するお考えをただしておきたい、こういうように思います。

○左藤政府委員 景気の動向によつてそういう法人事業税のようなものがあるのは御指摘のとほ

りでございます。そういう意味からいきましたら、いま税務局長から御答弁申し上げましたように、事業税につきましては収入金額あるいは資本金額、付加価値等の外形標準を用いるという方が、確かに、より適切な面があるかと思つております。そういうことで、ただいろいろこういった外形基準をそのままストレートに導入するということに、われわれがもっと検討しなければならぬ。経営基盤の脆弱な中小企業の問題とかいったものも十分考へなければなりません。そういう問題も十分検討しながら、いま御指摘のような方向に持つていって、もう少し地方財政、特に府県におきます税源の安定を図るよう将来とも努力をしなければならぬ、このように考えておるところでございます。

○小濱委員 次に、事業税の制限税率についてお尋ねをしておきたいと思つております。今回の改正で、法人事業税については標準税率二・二％の一割を限度として一三・二％の制限税率を設けたわけでございますが、これに対して、先日の参考人の意見聴取の際にも今回の政府の措置は東京都に対する報復措置ではないかという厳しい御批判もあつたわけでございますが、なぜこのような措置をとつたのか、ひとつお答えをいたしたいと思つております。

○首藤政府委員 御案内のように地方税法では地方団体の課税上の自主性を尊重いたします方法の一つとして標準税率制度を設け、これに対して標準税率を超過する課税をしてもいいというフリーハンドを与えておりますが、その場合にも通常の形態ではやはり各地域における税負担がそれほど極端に違つたのでは税の負担の均衡上おもしろくない、よろしくない、こういうことで、標準税率超過課税をいたします場合にも、いわゆる最高限度としての制限税率の定めが設けられておりますのは先生御承知のとおりでございます。ただこの制限税率につきましては、従来府県税につきましては、特に事業税につきましてはこの制限税率の規定がなかったのでございます。と申しま

すのは、市町村ほどたくさんあるわけでもなし、また、バラエティーが異なつておるといふところがあるわけでもない、府県の場合に超過課税が行われる場合にはおのずと常識的な線が引かれるのであらう、こういう想定のもとに制限税率がなかつたのであらうと言われておるのでござい

ますが、制限税率がなかつたのでございまして、これに對しまして、今回事業税につきましてもやはり超過課税をいたします場合に一定の限度を決めるといふことは、理論上もまた法的にもそのようにすべきではないかというところで制限税率を設けることにいたしましたわけでございます。

それから第二はこの事業税についてでございますが、これも先生御案内のようにこの事業税の税額が企業会計上損金に算入をされますので、法人事業税につきましても大幅な超過課税が行われまして、他の税目、つまり国の法人税であるとか地方の法人住民税、法人事業税、これに減取をもたらしめるとともに、法人税の減取に伴つて地方交付税に対しても影響を及ぼす、こういうこととがございまして。したがって、非常に大規模な法人、特に他府県に支店を持つておりますような分割法人、これをたくさん持つていらつしやいます大規模な府県が法人事業税について超過課税をなさる場合には、その影響がきつて大きく他の財政力の弱い府県や市町村に及ぶわけでございます。こういう実態が事実上あるのでございまして、今回、昭和四十九年に東京都が事業税におかれて標準税率の一・二％を一四に上げるといふ超過課税を実施をされたのでございまして、このことに関連をいたしまして、実はその他の道府県やそれから市町村等からも、大規模な法人を有しておる団体が超過課税をするということとは非常に他団体へ及ぼす影響が大きいから、これはできるだけ慎重にいたさうという反響が大変に起こつたやうな経過があるわけでございます。

そこで、法人事業税について制限税率を設けるといふ場合があります、その制限税率をどの程度にするかということが問題になつてまいりますが、こ

れも先生御案内のように、他の税目におきましては平均的に大体制限税率の限度は二割増しを限度とするというのが相場でございます。そこで、事業税につきましては、他団体に及ぼす影響が非常に大きゅうございますから、通常の税の二割増しの半分程度でがまんをしていただく、超過課税をやる場合には、他団体に對する影響を考慮して、他の税目なら二割増しまでいけますけれども、事業税の場合はその半分程度でがまんをしていただく、こう制限税率を設定するのが適当ではなからうか、こう考えたわけでございます。そこで、一割増しという制限税率を設定をいたすことにいたしましたわけでございます。

なお、この問題につきましては、去年の税制調査会それから御案内の地方制度調査会、こういったところでもこの議論が出たのでございまして、やはり制限税率を設定するのが適当であろう、こういう御答申もいただきましたので、そのような踏み切り方をいたしました次第でございます。したがって、東京都に對する報復という言葉がどこから出てくるのかわかりませんが、そのようなことは決して考えていないのでございます。

○小濱委員 参考人の意見ということでちゃんと説明してありますので、小濱が言っているわけではございません。

そこで、大蔵省にひとつお尋ねをしていきたいと思ひます。

いまの問題、事業税を法人所得の計算の際に損金算入すること自体に問題があると私もは見えておいたわけですが、法人所得の計算において、事業税を損金算入しないように税体系を改めるべきではないのか、この点についていかがでしょうか、お答えいただきたいと思ひます。

○西野説明員 たいまお話のありましたように、租税公課につきましては、法人税額等を除きまして、原則として所得の計算上損金に算入されているところでございます。事業税も損金に算入されているところでございますが、この事業税を

損金に算入することについての御議論かと思ひます。

事業税が課税されております根拠というものを考えてみますと、これは事業者が事業活動を行うに当たりまして、地方団体の各種の施設を利用するとか、その行政サービスの提供を受けているということに着目されまして、それに必要な経費を分担すべきであるという考え方に基いてなされているものと思ひます。したがって、事業活動に伴うコストと観念されるのでございまして、これを損金に算入するということになっておるわけでございます。

○小濱委員 事業税を損金算入することは私もはどうしても納得ができません、こういう考え方を持っているわけでは、いろいろと議論を振り返つてみても、どうもおかしい議論になっているわけですね。いまの説明でも私もどうもわからない、こういうふうに言わざるを得ない、こう思ひますが、これは時間を要するのじゃないかと思ひますから、この程度でこの問題は打ち切りますが、どうかひとつ政務次官もこういう内容のものがあるというをよく理解をしていただき、この問題に對する御研究、御検討を私どもはよろしくお願ひをしたい、こういうふうに思っているわけですが、この点について政務次官から、できれば一言お答えいただきたいと思ひます。

○左藤政府委員 確かに重要な問題でございますので、今後とも十分検討してまいりたい、このように考えております。

○小濱委員 先ほど税務局長からいろいろこの問題についての御答弁をいただきました。そこで、都道府県民税に對する制限税率は、これまで都道府県民税の法人割以外は設けられなかった、この説明はございました。事業税に對して何でもかんでも制限税率を設けてはいけないうのでもございませぬが、現在都はすでに、先ほど局長からのお話もありましたように、一二％に二％アップしているわけですね。そして一四％の税率としてあるわけですね。それを、今回はすでに実施してい

る東京都の税率をさらに引き下げる措置をとらうとしておられるわけですから、せめて東京都の現状を認めるぐらゐの措置をとれないものかどうか、心配しているわけですね。こういう点から、これでは報復措置と言われてもやむを得ないのではないかと、こう私も思っているわけですね。

政府は、他の自治体に、これも局長が慎んでもらうという言葉を先ほど使っておられました。が、迷惑がかかると言っておられるわけですが、所得課税として損金へ算入しているという矛盾を残しながらこのような措置をとることは、私どもはどうしてもまた納得ができません、こう言わざるを得ないわけですね。しかも、制限税率の幅は、最低の都道府県民税及び市町村民税の法人割でも約二〇％であります。当然最低二〇％の幅を持たせるべきだかどうか、こういう私の考え方です。

そこで、少し私の集めました資料を見てみますと、これは局長よく御存じのとおり、都道府県民税標準税率掛ける制限税率、これでいきますと、倍率は非常に高いですね。相当の倍率を示しております、これは細かく全部申し上げませんけれども、こういう点で、いまのように、どうしてもこれは最低二〇％の幅を持たせるべきだという私の考え方が起こってくるわけですね。こうすれば東京都の問題も解決できるわけですね。報復措置なんと言われなくても済むわけなんです。この考え方について、ひとつぜひ御意ある御答弁を、これは局長と政務次官からお願いいたします。

○首藤政府委員 たいま御指摘がございましたように、通常の税目、市町村におきます住民税でございましてか府県におきます住民税でございまして、どうか、こういうたいぐいのもので、制限税率が二割増しというふうで設けられておりますのは御指摘のとおりでございます。

そこで、今回の東京都の事業税に對します超過課税であります、二二％の標準税率を約二割増しの一四％というところまでおやりになったわけでございますが、この事業税については、先ほどから議論になっておりますように、これが損金に

算入をされます性質上、他団体に非常に大きな歳入上の影響を及ぼすわけでございます。先生すでに御案内のように、東京都が去年法人事業税の超過課税をやりました後、直ちに神奈川県でございまして大阪府でございましてとか兵庫府でございましてとか、こういったいわゆる大県、大きな法人をたくさん持っております府県が、同様に標準税率超過課税をやるのではないかと、これを動き、これは実現をいたしておりますが、これを見せたことも御案内のとおりでございます。

そこで、標準税率超過課税をやります際に、この事業税がそのように他団体に大きな影響を及ぼすという点に着目をいたしますと、同じように大規模の府県が事業税に非常に大幅な超過課税をやっていくということ、これが蔓延をいたしますと、他の弱小府県なり市町村なりは、これが集まりますと非常に大きな影響を受けまして、財源を奪われるという事態が生ずるわけでございまして、先ほど申し上げましたように、市長会や知事会等におきましてもこれは大変なことだということ、大県における事業税の超過課税をぜひ慎んでいただくよう自治省としても強力に指導してくれ、こういう話が大変巻き起こっていったわけでございます。そのような経過にかんがみまして、この事業税の超過課税が他団体に大きな影響を及ぼしますから、自治体としての自主権を制限する気ではございませぬけれども、制限税率の、標準税率超過課税をやる場合にも、通常の税目のような二割アップといふような大きなことをやらずに、せめてその半分ぐらゐの一割程度のアップでがまんをしていただくように、こういうふうに制度を設けるのが、他団体への影響等も勘案をいたしまして適當なのではないか、このように考えたわけでございます。こういふことは、先ほど申し上げましたように、地方制度調査会や税制調査会等におきましてもいろいろ議論をいたしまして、御答申をいただきました。踏み切ったわけでございます。まあ他団体に對する影響、人に影響を及ぼすから、そこで自主権の發揮も通常のケース

の半分くらいでがまんをさせていただく、こういう制度を考えたというように御理解を賜りたいと思ふのでございます。

○小濱委員 政務次官にお尋ねをしたいと思います。

いまお話がありましたように、一割を限度として一三・二%の制限税率を設けたわけですね。そういう点で東京都は〇・八%下げられるわけです。この問題について何か措置ができないかという、そうすべきではないのかという私どもの考え方をいろいろ御質問しているわけですが、これは自治大臣から承りたかったわけですが、きょうは政務次官からよろしくお答えいただきたいと思ふます。

○左藤政府委員 今回は事務所事業所税というものの新設もいたしておるところでございます。そういう意味において、実質的な減収になるわけではなくて、むしろ増収になるわけでございます。それから東京都だけがそういうことで一つの租税体系の中で先につくるといふ形においては、全体の秩序維持というふうな問題もございまして、法人の総合的な税負担にも大きな影響を及ぼす問題もございまして、制限税率を設けるということにつきましても、そういう意味の適正化という意味からもやむを得ない措置ではないか、私はそのように考えております。

○小濱委員 次に、法人の徴税猶予についてお尋ねをいたします。

法人住民税の徴取猶予などの規定は、これは商法の改正による影響を取り入れないこととしていたるわけですが、それはともかく、従来から法人住民税などの徴取猶予の規定は法人のみの優遇税制として批判されていたものであります。この徴取猶予の規定は廃止すべきである、このように私も考えるわけですが、この点についてお答えいただきたいと思ふます。

○石見政府委員 お答え申し上げます。

いまお示しがございましたように、地方税法の第十五条の三の規定によりまして、法人関係の事

業税あるいは住民税につきましては徴取猶予の制度が設けられております。この制度は、御案内のように、法人税と歩調を合わせまして、同じ考え方のもとに設けられておる規定なのでございませう。この点につきまして、このような法人に對します徴取猶予の制度が、個人の事業税等に比しまして優遇されておるのではないかと御指摘であつたかと思ふのでございませう。御案内のように、法人の事業税は法人税と同様に、事業年度が終了いたしました後二カ月以内に申告納付をすることとされておるわけですが、一定の条件のもとに、三カ月間を限りまして徴取猶予の制度が設けられておるところでございます。

一方、個人の事業税につきましては、御案内のとおり、十二月三十一日現在におきまして所得を確定いたしましたし、当該確定いたしました所得を課税標準といたしまして課税がされるわけですが、その納期は翌年の八月あるいは十一月というところになっておるわけでございます。この点兩者あわせて考えました場合、法人につきましてこの制度があることが特段個人と比べて優遇と申しますか特別な措置になっておるといふことにはならないのではないかというふうにお尋ねをいたします。

なお、従来から法人の事業税におきまして徴取、いまお示しのごさしました徴取猶予がとられませんでした場合には、徴取猶予の期間に応じまして延滞金も徴しておりますので、この面から見てもいりましても、個人に比べまして格段の優遇措置であるというふうには理解いたしておらない次第でございます。

○小濱委員 この制度がいつできたのであろうかと思つていろいろと資料を調べてみました。二十六年の十一月の資料もいろいろと拝見をさせていただきます。また、そのできた背景とか問題について私もすつといろいろ読ませてもらつたんですけれども、その資料によると、現在では法人企業のみを特に優遇するものとして批判をされておる、こういう項目も載つておるわけですか。

ら、法人優遇措置にこれは間違いない、こういう点で廃止すべきではないのか、こういう見解を私も持っていました。この問題についても、これは大事な問題でありますから、ひとつ政務次官からこの点についてもお答えをいただきたい、こう思ふます。

○石見政府委員 政務次官の御答弁の前に、事務的な点でございませうので、ちょっと御説明させていただきます。たいだいま申し上げましたように、法人と個人と比較をいたしまして、決算が確定しあるいは課税要件が成立いたしました時点から具体的納税の手続が行われる期間を考えた場合、法人の場合には徴取猶予期間を含めまして五カ月、しかもその三カ月間につきましては延滞金を徴取するという制度をとっております。一方、個人の事業税につきましては課税要件が整いました十二月三十一日から八カ月あるいは十一月末までから納税がされるという納期の面から見まして、この面のみを見ました場合、個人と法人と比べて特段法人が優遇されておるといふふうには私ども理解いたさないでございませう。と同時に、その間個人におきましてはもとより延滞金等がかからないわけでございますので、この点におきましても、法人と個人と比べていまして申し上げましたような考え方ができるのではないかというふうにお尋ねをいたします。

○左藤政府委員 私もこの個人事業税と法人事業税の徴取猶予期限というものを調べてみますと、御指摘のような、特に個人事業税の納付者は法人事業税と比べて優遇されていない、逆に率が悪く、そういうふうなことは、私もこの納付期限の徴取猶予期限というものを限りにおきましてはそういうふうな考え方をもちませんが、先生の御指摘の点につきましてはなお検討させていただきます。思ふます、私は徴取猶予期限だけを取り上げてみました場合にはそういう考え方はないんじやないか、このように考えるものでございませう。

○小濱委員 この制度がいつできて、その背景は

どうなのかということで、本当は少し私も議論をしたいと思いますけれども、時間の制約を受けておりますので、この点については次回に譲ります。そこで、いよいよ時間もなくなりまして、もう二点だけお尋ねをしておきたいと思ふます。

今回入湯税が標準税率四十円から百円に引き上げられました。現在の制度では、温泉地でも温泉を引いている宿泊施設に泊まったお客は課税の対象となつておるわけですが、温泉の引いてない宿泊施設のお客は課税の対象になつていない。消防、環境衛生、観光施設の整備のための目的税という本税の趣旨から考えて、温泉地であれば、温泉を引いてない宿泊施設に係る入湯についても適用すべきではないのか。私のところは非常にそういう関係の業者が多いので、この点については税務局長にまずお尋ねをいたします。

○首藤政府委員 御指摘をいただきましたように、温泉所在市町村、ここにはお客さんがたくさん参りますので、環境関係、それから消防関係、こういったものの財政需要に着目いたしました。入湯行為に對して入湯税が課せられておる。これを今標準税率を百円に上げたいという御提案をいたしておるのでございませう。

御指摘のように、その他の観光地においても同じような財政需要があるのではないかとおっしゃることは全くそのとおりだと思ふます。そういうこともあろうかと思ふます。しかしその場合に、その他の観光地において、では何を課税標準にして税を取るかというところになりますと、その他の観光地の財政需要のあり方もそれから実態も、これはもうばらばらな区域でございませうので、ちやうど温泉地におきましてお湯を引いておれば入湯についてかけるかといったような適切な課税標準なり何なりの把握が、制度として設けます場合にはなかなか困難な問題があるかと思ふます。そこで入湯税をその他の観光地にも適用するという点については、この限度の引き方について非常に問題がございませうので、法的にはなかなか



解決がむずかしいわけがございます。しかし、そのような根本的な精神から考えてみますと、確かに観光地であつてお客さんが非常に多い、そのための財政需要がたかさんあるというふうなことでございます。たとへて申しますならば、何かに着目をいたしました観光税のものを法定外普通税としてお設けになつて、そのための財政需要を賅つていられる制度をおつくりになる、このことは当該団体の自主的な行為としては結構なことだと思ひますので、そういった事態があれば私どもとしては十分御相談に応じたい、そういう面

ではいいのか、その元湯ということからぐうっとたどつてまいりますと、当然これは適用対象になつてくるなという感じを受かるわけです。もう一度局長にお尋ねいたします。

○小濱委員 私はどこかごうだということを示し上げるわけはありますが、御存じのように、温泉には元湯というのがあるのです。全水水道水をうめぬいものです。それを今度はうめていくわけです。そして量を多くしていくわけです。何百人もの宿泊施設を持つていくようなホテルではほとんど元湯に水道を入れて薄くして、そして皆さん方に温泉として提供しているという、これは逆になります。そういう姿もあるわけです。ですから、温泉と一口に言つても、ほとんど元湯のないような温泉に入れている場合もあるという事です。そういう点で、温泉を引いてない宿泊施設にもこれは当然適用すべきであるという事です。箱根町がそうだとはいふことがありませんよ、これは。私は大変なことになるかと……。おしかりを受けますから……。この箱根町

の例を挙げますと、入湯税の対象宿泊施設数が四百三十軒、宿泊人が年間三百三十万人、四十円の場合の税収は一億九千九百四十万円、百円の場合は三億二千万円、それから入湯税の対象外、これが九十軒ありまして、推計二十万人、四十円の場合の税収は八百万円、今回は二十万円、こういう形になる。いろいろ聞きがある。この問題が現地にはあるわけです。そしていろいろ御意見が出てまいります。そういう点で、やはり温泉を引いてない宿泊施設に係る入湯についても適用すべき

ではないのか、その元湯ということからぐうっとたどつてまいりますと、当然これは適用対象になつてくるなという感じを受かるわけです。もう一度局長にお尋ねいたします。

○左藤政府委員 入湯行為に対する課税というのが、入湯税が法定の目的税として設けられたあれだと思ひます。そういう意味から考えますと、いま御指摘の点について、入湯税をそういう温泉地域でない観光市町村にも設けるという事は私ではできないと思ひますが、まあ日光市あたりは、そういう入湯税を設けて、すでにそういう課税をしておるという例もございすが、特別のそういう法定の税目として入湯税が設けられたという点を拡大するという事は非常にむずかしいと思ひます。ただし、確かに御指摘のような、そういう観光市町村におきましては、ほかの市町村に見られない財政需要があるわけでありまして、そういう意味での必要性から考えますと、いま申しましたような法定外普通税の新設とか、そういう問題で解決する以外にないのじゃないか、私はそのように思ふのであります。

○小濱委員 最後、自治省と大蔵省にお尋ねをして終わりたいと思ひます。

○小濱委員 大蔵省からもございましたように、租税特別措置にもいろいろございまして、中には、たとへば少額貯蓄のマル優でございまして、こういういたたぐいのように、地方税においても同じような目的で扱つていくのが適當であらうというのもございまして、また課税技術上の問題等もいろいろございまして、そういう点も含めながら、原則としては遮断をしようと思ひたいという考え方で私どもとしては今後臨みたいと思ひます。

○西野説明員 租税特別措置は、個々の政策目的のために租税の基本原則の調和を図りながら設けられているものでございまして、それで、国税で設けられました租税特別措置につきまして、地方税におきまして同様な措置を講ずることが適當と考えるものもございまして、それからまた、国税

○小濱委員 この問題について政務次官に最後にお尋ねしておきたいと思ひます。

○小濱委員 政務次官にお尋ねいたします。

いま大蔵省の見解を伺いました。そうしてまた税務局長から何かこの地方へのはね返りを遮断する方向で努力をしていきたいという話がございます。そういう点で、私どもとしては、できれば具体的などんな方法が考えられるのか、ここ

そういう点で今後に対する考え方をひとつ伺って、私の質問を終わりたいと思います。

○左藤政府委員 いま税務局長からも申し上げましたとおり、とにかくできるだけこの地方税へのはね返りを遮断するという基本的な考え方につきましては、私はそういうことで努力をしなければならぬ、このように思います。そういった意味におきまして、今後、税制調査会等の御審議を煩わしながら、とにかく可能な限り租税特別措置の整理合理化という問題に努力してまいりたい、このように考えておるところでございます。

○小濱委員 以上で終わります。

○大西委員長 この際、暫時休憩いたします。本会議終了後に再開いたします。

午後一時三十五分休憩

午後四時九分開議

○大西委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

地方税法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。折小野良一君。

○折小野委員 五十年度の地方税法の一部を改正する法律でございますが、まず最初に、住民税について御質問を申し上げたいと思っております。

私どもかねて住民税の審議に当たりまして、課税最低限度がどれだけのなるのかということは一つの大きな関心の的でございます。政府におきましても、そのような面を十分考慮して所得控除、そういうものの検討がなされておるといふふうに考えるわけでございますが、五十年度の住民税につきまして、従来百一十万円ですか、これに引き上げて、今回課税最低限度を百二十一万円程度に引き上げる、約一九％程度の課税最低限度の引き上げということがなされておるわけでございます。今回の改正によりますこの課税最低限度の根拠と申しますか、どのような理由、どのような根拠、どのような論拠、こういうようなもので約二十万円、一九％程度の課税最低限度の引き上げが行われた

のか、お教えいただきたいと思っております。

○首藤政府委員 住民税の課税最低限のあり方につきましても、先生も御案内のように、住民税の特殊な性格から、国の所得税そのものと同じでなければならぬと私も思っていないのでございませうが、経済情勢の変遷や生活、いわゆる最低生活費等の控除に伴いまして、できるだけこれを引き上げていきたいという念願を持っておりますことは御承知のとおりでございます。

そこで、これは、ただいま御指摘をいただきましたように、サラリーマン、夫婦二人の標準家庭の場合、課税最低限が百二十一万八千円になりますような引き上げをいたしましたわけでございませう。

この根拠でございますが、一つには、課税最低限のあり方が、市町村の財政状況あるいは住民税の所得割を納めます人の、納税義務者の分布状況、こういったことを考えたことももちろんでございますが、従前の例から考えまして、おおむね、大した変化のない年におきましては、国税における課税最低限の八割ないし八割二、三分という程度のところに地方住民税の課税最低限がありました過去の歴史的な事実がありますことは、先生も御案内のとおりでございます。一応めんどとしてはそのようなことも考えまして作業いたしましたわけでございます。

それからもう一点は、昨年行われました国の所得税の非常に大幅な減税によりまして、特にサラリーマン減税というところでの給与所得控除の引き上げの影響が非常に多く地方税にも出ますので、今回この百二十一万八千円という課税最低限を設定をいたしました際も、減税額そのものは四千六百億を超えたとはいえ、いままでにない大きな額になったのでございますが、そういった状況も勘案をいたして百二十万九千の課税最低限、これが適当ではなからうかという判断に立ったものでございます。

○折小野委員 いろいろな理由で課税最低限の引き上げを行われたということでございますが、い

まの御説明によりますと、おおむね概算的なとい

いますか、こういうような標準を考慮されてのことだということに考えられます。しかし、私ども、そのほかに、昨年からことしにかけての国民の税負担、これに対する実質的な影響というものがいろいろな形であったのじゃないか、そういう面は考慮されなかったのか。たとえば大幅な消費者物価の値上がり、最近の数字ですと、前年同月比二・四％というふうな二・四・幾らですか、というふうな大幅な消費者物価の値上がり、こういうものもございませう。それから、政府の各機関で調査をしておられます標準生活費あるいはそれに類するような調査の結果、こういうものから見ますと、国民の生活費というものが非常に高くなつてきておる。ある数字によりますと、これが三〇％あるいは三〇％以上上がつておる、こういうような数字も出てまいつておるわけでございませう。そういうような数字から判断をされる国民生活の実態、そして、そこから出てくる国民の税負担の実態、こういう面をどういふふうに御考慮になったのか、先ほどの御説明につけ加えて、そういう面の御考慮があったのでありますならば、その点の御説明を伺いたいと思っております。

○首藤政府委員 全く、御指摘をいただきましたような事柄は、住民税の課税最低限を設定いたしましたときの重大な要素になるものと私もまた考えております。したがって、そのような傾向にも十分意を用いたつもりでございます。

若干具体的に申し上げますと、いわゆる基準生計費と申しますものがございませうが、これは昭和四十一年以降は算定をされておりましたが、これを物価指数等で直しました昭和四十九年度のいわゆる基準生計費、こういうものが恐らく九十二万円余りに相なろうと思つてございませう、それから、いま御指摘をいただきました標準生計費、これは百二十六万程度に相なつておると思つてございませう、これはいわゆる標準生活費でございませう、最低生活費そのものとは考えておりますが、こういったものももちろん参考にいたし

たわけでございます。

それから、物価の値上がり状況等も実は考えたのでございませうが、これは先生御案内のように、四十九年、去年の課税最低限の算定をいたします際に、ことし、どうせ例の給与所得控除の大きな影響が住民税に出てまいりますので、その減税分を先取りするということにございませう、去年はかなり課税最低限を引き上げましたのは先生御案内のとおりでございます。

そこで、四十九年度分と五十年年度分の課税最低限の引き上げの比率を考へてみました場合、四十八年は、先生御案内のように八十六万五千円にございましたのを、ことし百二十一万八千円にいたしました。四〇％余りのアップに相なつておるわけでございます。この二年間の、昭和四十七年から昭和四十九年にかけての物価指数の値上がり率等を調べてみますと、二年分で約三六％に相なつております。したがって、それらの点も考へまして、物価の値上がり率、それから標準生計費、基準生計費、こういったものも勘案をいたしました末、先ほど申し上げました要素とかみ合わせまして百二十一万九千の課税最低限を設定いたしました、こういうことでございます。

○折小野委員 今日のように物価が非常に急激な速度で値上がりをする、こういうような情勢のもとにおきましては、いわゆる形の上の減税というのは本当の意味の減税であるかどうか、これは疑問なんです。そういうような点からいいますと、課税最低限の引き上げ、これは形の上ではなると住民税の減税だ、こういうふうには言われませんが、実質的に果たして減税になっておるかどうかが、こういう点につきましては、やはり国民の生活の実態というものを考へて検討されなければ、必ずしもその表面の金額だけから、あるいはアップ率だけから簡単に喜べないのじゃないかと申すのでございませう。特に、昨年からことしにかけての急激な物価の上昇、これが国民の生活を非常に圧迫をしておる、特に低所得者層におきましてその影響は大きい、こういう点から考へま

すと、やはり課税最低限のあり方というものにつきましまして、私も、もっとも関心を持つべきだと思っております。

一応、いままでの御説明から、今回の課税最低限の設定は、そういう面の御考慮も十分なされた上のごことであるというふうな判断されるわけでございまして、もう一步、物価の上昇その他を十分勘案いたしまして、実質的な減税になっておるかどうか、あるいは百一十万円程度の課税最低限が百二十一万円になった、その二十万円のどの程度のもので、物価上昇とかそういうものによるものであって、実質的な減税がどの程度になるのか、その辺の見当がつかまりましたら、ひとつ御説明を願いたいと思っております。

○首藤政府委員 御案内のように、これはなかなかむずかしい計算を要します問題でございまして、いわゆる単純に物価調整減税だけを行う場合という想定に立っているような方式で計算をいたしますと、物価調整そのものの調整所要額は二千八百億、約三千億、このくらいを物価調整減税の必要所要額と見ることもできようかと思っております。それに比しまして四千六百億ほどの減税になっておりますので、大部分が物価調整減税であるという事は事実でございすけれども、実質的な減税も皆無であるとは言えない程度のものではなからうか、こう考えております。

○折小野委員 わかりました。

次は事業税について伺いをいたします。今回、事業税につきまして制限税率を設ける、こういう改正を提案されておるわけでございす。すなわち、従来、事業税につきましては制限税率の決まりがなかったことなんでしょう。従来、制限税率の決まりがなかったことなんでしょう。理由、住民税等につきましては制限税率が前々からあったわけですから、その点をひとつまず御説明を願いたいと思っております。

○首藤政府委員 一般の標準税率を設定をいたしております税目におきまして、制限税率が一般的

には存在をしておるのにかかわらず、道府県税である事業税についてこれがなかったというところは御指摘のとおりでございまして、この理由でございす。従来、都道府県が超過課税を行うというふうなケースはそう一般的にはなかったでございす。また行方といたしましては、きわめて特殊な事情のもとに例外的に行われる。事業税の場合には、いままででございす。財政再建の場合に行われた事例が二、三ございす。そのほかはなかったわけにございす。そこで、市町村のよう三千以上も団体がございす。その団体の内容もいろいろバラエティーに富むというふうな事態では、財源の所要額そのものの額が非常に変動いたしまして、超過課税を行う場合も、その必要の度数が非常に違うという事態がございす。負担の均衡を図るという観点から、超過課税をやるにしても一定の限度というところで制限税率が設けられておったのでございす。都道府県の場合には、いま申し上げましたようにきわめて類似した四五十幾つかの県であるという事、それから超過課税を事業税において行われるという事、一般的な場合にはやるとしてもそう極端なことは行われないうであらう、こういってような観点から、特に事業税にはこれが設けられていなかった、このように私も承っております。

○折小野委員 従来事業税につきましては、一般的にないか、あるいは余り予測をされない、こういうことで制限税率という決まりがなかったわけなんでしょうが、今回それをあえて、都道府県の実態というものは昔と今日とで違っており、都道府県が不均一課税に対する対抗手段である、こういうふうな申すわけなんでしょうが、そういうふうな国に考へるわけなんでしょうが、そういうふうな国に考へるわけなんでしょうか、あるいはそういうことを全然予測しなかった、そ

の辺はうまいくであらうというふうな思っておった従来の考え方というものがあつたのか、その辺、私も非常に疑問に思っております。やはり制度として考へていきます以上は、いろいろな事態を考へまして、そしてそれに対応する対策というものは考へていかなければならない。それがたまたま一つの自治体が特殊な事情によってそれに対して特定の措置を講ずる、それが政府は直ちに報復的な措置を講ずる、こういうふうなあり方というものは決して思わしいあり方ではないのじゃなからうかというふうな考へるわけです。東京都が昨年事業税の不均一課税を実施したという事から、今後やはり制限税率を設けなければならぬという事考へてございす。いかにうふうな措置をされたわけにございすか。いか

○首藤政府委員 一般的に申し上げますと、最近のように経済の成長が鈍化をしまして、都道府県の財政も、事業税関係の伸長がなかなか望めなくなつた、こういってような事態から、新たに独自の財源を確保するために事業税の超過課税をしたという事、こういう機運が最近出ておるわけにございす。特にこれは、東京都の標準税率超過課税が端緒になつたことだけは確かでございますが、東京都が去年二%の超過課税をなさいましたことに関連をいたしまして、他

の大府県、たとえば大阪でございすとか神奈川県でございすとか兵庫でございすとか、こういってようなところでも、事業税の超過課税を考へてはどうかという検討がなされております。このように超過課税の機運が生じてまいっております。そこで、やはり税負担の均衡とか、そういう面から考へてみましても、超過課税そのものは結構でございす。その限度という意味での制限税率の設定というものが大勢として必要になつてくるのではなからうか、一般論ではこう言えるわけにございす。

切実な問題があるわけにございまして、東京都が二%の標準税率超過課税を行つたことによりまして、先生も御案内のように、この税目は他の税目に非常に影響を及ぼすので、国の法人税の減収、それを通じて地方交付税の減収、それから住民税法人税割の減収、法人事業税の減収、こういうふうなことで他団体に大きな影響を及ぼすものから、他の団体、つまり他の道府県、それから市町村、この団体が、このような大府県における超過課税の風潮が大きく蔓延したのでは、とても大変だということで、何とかこれは、他団体の財源を奪うという観点から、慎重にいたしたい、こういう動きが去年の年末から表面化をいたしましたわけにございまして、これは知事会なり市長会あたりからも私も絶えずやかましく言われたわけにございす。こういって事態でございすので、超過課税をいたすにいたしまして、他団体に影響を及ぼす税目については、これは控へ目に超過課税をしていただく、こういってことをお願いをせざるを得ないだろうかと私も考へたわけにございす。この意味のことを地方制度調査会ないし税制調査会等にお諮りを申し上げましたところ、そのとおりであらう、こういうことで御答申をいただきましたので、通常の制限税率の半分ではなからうか、通常の意味で、一割増しの制限税率の設定、これに踏み切つたわけにございす。

○折小野委員 今回の制限税率を設けるという改正が、東京都の事業税の不均一課税に端を発した、これはおっしゃる通りに私も思つたと思つております。私どもは、こういう機会に、やはり根本的に制度を見直す必要がなかつたかと思つております。ただいま局長の御説明の後段にありまします。事業税の不均一課税あるいは超過課税というものが他団体に非常に大きな影響を及ぼす、これは税法上最も気を付け、あるいはそういうことのないような措置を講じていかなければいけないことなからうかと思つております。ですからそれは率が高からうかと低からうとその影響するところ

は同じだというふうに申したいんじゃないかと思ふのです。東京都は何といつても財源的には最も豊富な自治体であつて、その影響を受ける他の自治体は東京都よりも財政的には苦しいところもたくさんあるわけなのであります。そういうところの犠牲において東京都が新たな財源を求めなければならぬ。私はこういうような形になることは自治の発展のために大変望ましくない結果じゃなからうか、そういう結果が出ることは、その制限税率をどこに置こうと同じことなのでして、やはり基本的に他の団体に影響が及ばない形で根本的な改善というものがなされるべきじゃなかつたか、こういうふうに考えます。

それにはいろいろございまして、まず法人税の損金勘定になるところに一番基本があるわけございまして、そのところを遮断してやらねえのか。これは多分少なりと少なからうと他の団体に影響が及ぶというところは変わらないわけなんです。少なくとも他の団体に及ばないように、自分の責任においてやるのだという形をちゃんととるべきだ、あるいはとらせるような改善策を講ずべきであつたのだ、こういうふうに考えるわけですが、いかがですか。

○首藤政府委員 お説はよくわかるのであります、そのとおりだと思ひます。私も、一方で地方財政の自主性ということで超過課税が許されておられますが、これが他団体に影響を及ぼすという面においてはやはり慎重な節度ある配慮をしていただきたい、地方団体はお互い同士でございまして、それからそういうことで配慮をすべきだと思ひます。その後も先ほど申しましたような他の大団体等が事業税の超過課税という話が出てまいりましたが、自主性ということはございませぬ、なるだけ慎重に、他の影響も配慮の上お考えをいただきたいということ指導をいたしておる次第でございます。

いずれにいたしましても、二割であれ、一割であれ、超過課税をすれば他団体に影響を及ぼすこ

とはそれはもう先生御指摘のとおり事実でございますが、これは程度の問題ということもございまして、同じ影響するにしても影響の度合いが低ければ低いほどベターであることはそうではないかと思ひますので、一方、地方税制で保障されております自主性の尊重ということを配慮をしながら、他団体に及ぼす影響ということも勘案をしたその調整点ということで、二割の普通の制限税率の限度を半分程度で御勘弁をいたたく、このように考えた次第でございます。

それからこれを損金に算入しない制度のあり方につきましても、これは事業税を完全に物税化するということと絡んで起る問題でございますが、やはり事業税そのものは本質としては物税というところで成立をいたしております税金でございますし、そうであるならば、税の性格としてその超過課税の分だけを損金不算入にするとか何とかというものは、やはり制度上適当な取り扱いは考えられませぬので、むしろ方向としては事業税を物税に純化をしていくという方向について私どもは今後なお努力を続けていきたい、こういう考え方でございまして。

○折小野委員 いまの御説明を承りまして、二割を一割にすればそれだけ影響度は少なくなる、それは確かにそのとおりだと思ひます。しかし、もつとよい方法をとらうか、少くとも影響は影響をすべきじゃなからうか。少くとも影響は影響です。しかもその影響するところは富裕な団体だけじゃなく、むしろ非常に財政的に困つてるところに對する影響は、たとえ小さくともそれなりにやはり大きいのだというふうに考えます。そういうことがそれぞれの地方団体間の不信感をおおるといふことになってまいります。特に東京都の場合、東京都と都下の市町村との間の不信感というものも、こういう面からあるは出てこないとも限りませぬ。そういうふうないろいろな面からいいますと、やはりできるだけ根本的な解決を図つていくということが政府として必要な施策じゃなからうか、こういうふうに考えます。

税の性格からのいろいろな問題もございまして、そのことと他団体に對する影響、この問題と果たしてどちらに比重があるかという問題でございまして、その辺も十分御考慮いただきまして、今後はひとつよりよい方向に、ベターだといふふうにおっしゃいましたが、さらにベターに向かつて御努力をいただきたい、こういうふうに考へておりますので、今後のより一層の改善を期待したい、こういうふうに考えます。

それから次に、今度入湯税が改正になりましたね。一人一日四十円が百円に改正されました。その理由は、温泉に来るお客さんがたまたまその温泉場に来て来てごみを排出する、あるいは尿を残して、後、行政上いろいろな処理しなければならぬような問題を残して、それを地元の自治体が処理するのはやはり大変だ、この財源を何とかということが基本的な理由だといふふうに言われております。もつともだといふふうに考えます。しかし、そういうような事情はただ単に温泉場に限らないわけなんです。いわゆる観光地というところにおきましては同じような事情があるわけなんです。そういう事情に對して特定財源を付与するということでありましたら、他の観光地におきましても、それに見合うような何らかの特定財源というものを与える考慮がなされるべきじゃなからうか。かつて京都市で観光税の問題が、いろいろと地元の論議を呼んだことがございまして、しかし、そういう観光地におきましては、ごみ処理とか尿のくみ取りとか、その他いろいろなことに對しまして何と財源が欲しい。特にそういう問題にはよから来た人が残して行くんだから、同時に、その経費もそういう人たちに何とか負担してもらいたい、こういう気持ちと同じであるといふふうな思ひでございます。そういうような状況の財政需要に對する一般的な財源の配應、こういう面は自治省の方では考慮されておりますかどうか、まずお伺いしたいと思います。

○首藤政府委員 ただいま御指摘をいただきましたように、観光地におきまして外来の客として見

えました方々、これの引き起こします財政需要、これに對應いたしまして、その方々から応分の負担をちょうだいするという考え方で入湯税が設けられており、そのことはまたその他の観光地についても同じではないかという御説は全くそのとおりだと私も考えます。ただ法定税として税目を設定いたします場合、入湯税の場合におきまして、温泉所在地における入湯行為、こういうことで一定の課税標準を明確に設定をいたすことが可能であるわけでございますが、その他の観光地の場合を想定いたしますと、財政需要のあり方もまちまちでございますし、それから課税標準のとり方も、そこで、法定税として入湯税というふうなことで設定をすることが、実は普遍的な意味では非常に困難なものでございまして、そこで私どもといたしましては、そのような観光地においてもこのような精神に基づいて財源を要するといふことはもう事実でございますから、その団体が自主的に適当な課税標準をお選びをいたして、たとえて申しますならば、ただいま御指摘がありましたような観光税といったようなものを法定外普通税として御設定になりますならば、私どもとしてはこれには積極的に対応をいたしたい、このように考へておる次第でございます。現在も先生御案内かと思ひますが、栃木県の日光とか岩手の平泉とか、こういったようなところではこのような観光税の法定普通税の設定があつておるわけでございます。

○折小野委員 法定外普通税、それが適当なものがあれば結構なんです、なかなかその辺適当なものがないというのが関係自治体の悩みの一つじゃなからうかと思ひます。先ほど申し上げた京都の観光税、あれにいたしまして、あの当時のいろいろな論議があつた、問題があつたといふふうな聞いておるわけなんです。そういう中でございまして、適当な法定外普通税をつくつてやつていくというのはなかなかむずかしい面があらうかと思ひますが、そういう面に

つきましては、自治省あたりいろいろと検討をして、こういうものはどうか、あるいはこういう方向でやったらどうか、こういうような指針みたいなものは何かできませんか。

○首藤政府委員 個別の団体におきまして観光体制の態様が、見るものも違いますし、お客の来方も違いますし、それぞれ違いますので、一律にどうこうということは言いにくいと思いますが、そのような団体から相談がありますれば、私どもとしてもできるだけ積極的にこれを援助をするというかっこうで相談に乗りたい、こう考えております。

○折小野委員 入湯税の今回の改正によりまして、税率が四十円から百円に上がった。これは形の上では二倍半になっておるわけでございます。ところが自治省からいただきましたこの資料によりますと、入湯税の税収としての金額、これはそんなに大きくは上がっていないわけでございませぬ。改正によるもの十九億八千三百万ですか、これくらいしか上がっておりませぬ。四十九年度の見込みが四十五億七千八百万ですから、四十円が百円に上がった、二倍半に上がった。それをそのまま持ってきてみますと、もともと上がりそうなものだというふうに考える。あるいはこれを逆に考えますと、四十円で四十五億七千八百万という税金が上がったということになりますと、入湯税を納めた人は延べ一億二千万人ぐらいいなくなりますか、それぐらいの人が納めたということになる。今度は百円で本年度の収入見込み額を割ってまいりますと、六千何百万。まあ半分とまではいきませんけれども、それぐらいは入湯客が減る、こういうような考え方が出てくるわけなんです。この中にはいろいろと事情があるのだからと思いたすか、どういふようなことございませぬか。

○首藤政府委員 御指摘をいただきましたことは、算定の基礎の考え方によるものでございませぬ。御指摘のように、入湯客大体一億二千万までございませぬが、一億一千五百万ぐらいいを私ども

は想定をいたしております。この人数が減ると考えたわけではございませぬで、実は標準税率を百円に引き上げましたが、ことし五十年年度中はこの標準税率に税率を直してしまします団体が一〇〇%全部はそろわないだろう、こういう想定をいたしたのでございませぬ。これは昭和四十六年に二十円から四十円に税率を引き上げましたときの実績でございませぬが、初年度にその標準税率までの引き上げをいたしました団体が六一%余り、六割ちょっとしかございませぬでした。次の年に大体そろった、こういう大勢でございませぬので、ことしは初年度の見込みとしてはその程度のものしか標準税率の引き上げが行われないのではないかと想定をいたしておりますが、その前提のもとにはじいた数字でございませぬので、いざさか少ない数字に相なっております。

○折小野委員 法律の規定を見ますと、入湯税の場合には標準としていふふうにしてあります。ところが、これは通常の場合の標準税率、こういうふうに考えてよろしいのですか。どうなんでしょうか。

○首藤政府委員 そのとおり、標準税率とお考えいただけます。としますと、入湯税についてもいまのところは制限税率はない、まあ入湯税だから、そう制限しなければならぬほどの理由もない、こういうことだと思いたすけれども、法律の構成としまして、ある場合においては標準税率、ある場合にはただ単に標準としていふような書き方がしてある。ある税目については制限税率を設けてある、ある税目については制限税率がない。な

い制限税率の中においても、たまたま必要になつてくれば制限税率を新たに設けるとか、まあいろいろな形があるのですけれども、こういうような点は、やはりはっきり地方税の場合には標準税率でやつて、そして制限税率の程度、その範囲は地方の自主権の範囲内で地域の実情に応じて財源の弾力性として認めるのだ、あるいはこの税目については標準税率ではないのだ、こういう税の性格によってやはり決まった一つの方式という

ものをとっておくことが必要なんじゃないのでしょうか。あるいはいまのような状態でよろしいのでしょうか。どういふふうにお考えになつていませぬか。

○首藤政府委員 入湯税につきまして、制限税率は設けてございませぬのは、先ほど御指摘をいたしましたように、こういう性格の税でございませぬので、負担の均衡という意味でそれほどの上限を決めるといふことは必要ならぬ、こういう考え方に基づくものでございませぬ。

それから、たとえば制限税率のございませぬものも一例で自動車税等がございませぬが、これはまた車の大きさがいろいろ種類がございませぬので、標準的な標準税率を決めておいて、その上下に車の大きさに応じて割り振つていたたいても差し支えがない。ゴルフ税、娯楽施設利用税のゴルフの場合も同様な考え方でございますが、そういう思想をとつておるものでございませぬ。

一般的には、先生御指摘のように、すべての税目について標準税率のありませぬものについてはやはり制限税率といたしたものを設けて、その範囲内で自主権を發揮していただく、これが妥当なことかと私も思いたすますが、税目によりましては、それまでの必要のないものがある、それはそのままにしてある、こういうことでございます。

○折小野委員 次は、たばこ消費税についてお伺いしたいのですが、大蔵省と専売公社、見えていませぬ。

たばこ消費税そのものについてお伺いをいたします前に、今回のたばこの値上げ、この問題に関連をいたしまして少しお伺いをしておきたいと思つております。

この国会に提案をされております製造たばこの値上げの法案によりますと、最も高級なたばこ、こういうたばこについての値上げ率というのが、わりあい低いのではないかと。それよりもっと一般の人たちが多く吸うたばこの方がもっと値上げ率が高くて、普通の人ばめつたに吸つたこと

ない、まあ私もあんまり吸つたことありませんが、そういう高級たばこについての値上げ率というものが非常に低いようございませぬ。これは税金のことにそう大して大きくは関係しませぬが、しかし、たばこ消費税もその価格というものにある程度影響がありますので、そういう面からひとつ御答弁をいたしたいと思つたので、それには何か特別な理由がございませぬか、お伺いいたします。

○飯田説明員 専売公社でございますが、ただいまの御質問にお答えいたします。

たばこの定価の引き上げを認めていただきましたのは、前回、昭和四十三年五月からでございます。四十三年当時から今日まで、いろいろ原価が上がつてまいりてきておりますが、このコストで見まして、原価の上がつた額でございませぬが、高い価格のたばこも低い価格のたばこも、大体同程度度上がつております。というところから申しますと、たばこの値上げで、そういう失われたといひませぬが、上がったコストをカバーしていくというためには、高い価格分のたばこも安い価格分のたばこも同程度度上げることが、理屈の上から申しますと妥当ではないかというふうな考え方一つございませぬ。しかしそれは申しませぬ、先生御指摘の率から申しますと、価格の低いたばこは上げ率が高くなつております。こういうことございませぬが、結局、実行案でお願いいたしておりますのは、十本当たりしまして、たばこは一級、二級、三級と、法律で定価が決まつておりますが、その一級品につきましては、十本当たり二十五円程度、それから二級品につきましては二十円程度、三級品につきましては十円程度というふうな値上げをお願いいたしております。つまり低価格品ほど値上げの幅を抑制いたしております。

率につきましては、先生御指摘のように、低いものが十円上がります場合と高いものが二十五円上がります場合と、率には額ほどの開差は出てまいらないという実態になつておりますが、考え方

はそういうことでございます。

○折小野委員 原価の上がり幅がそう変わらないから大体同じぐらいの額を上乗せしていく、こういうような考え方のようでございますが、専売公社は、あるいは一つは商売だというふうに言っているかと思っておりますので、そういうような配慮もあろうかと思っております。

ですから、そういうような措置によってだんだん国民の嗜好を高い方へ高い方へ持っていくようにしておるんじゃないか。今度は逆に低い方で言いますと、私どもが昔から愛好した「ゴールデンパット」というのがございまして。これは十円ぐらい上がるということになるようでございまして、さらに、最も低いものでは「敷島」これは今回は値上げから外されておる、こういうことでございまして。それも安いならばございまして値上げをいたしませんというので、結局いまの風潮といいますが、そういうような面からいたしまして、弱者救済というような面に相当配慮した、こういうような聞こえ方、これが私どもにするわけなんです、しかしながら、実際「ゴールデンパット」なんですというたばこは、出てさえおれば愛好者はまだまだ多いんだと思うのです。私どもはたまたまその顔を見ますと、昔がなつかしいものですか、ときには買います。しかし、たまたま買ってもその次の日にはもうないというふうなことになるんです。普通のたばこの習慣というのは、同じ種類のものを毎日のむというのが普通のたばこのみの習慣です。としますと、結局安いたばこは吸わせないようにはしておる、そういう政策がむしろとられておるんじゃないか、そして、だんだん高いたばこを買わせるようにいろいろと考えてやっておるんじゃないか、こういうふうな考え方が出てくるわけなんです。それがそうであるかどうかはわかりません。そういうような点については、専売公社の方としましては、本心、どういうような考え方で価格の改定をしたりあるいは販売政策をやったり、そういうふうなことにされておるんじゃないか。その辺、まずちょっとお伺い

したいと思っております。

○飯田説明員 先生の御指摘は、安いたばこから高い価格の方向へ消費を誘導しておるのが専売公社の考えではないかという御指摘だと思っておりますが、専売公社といたしましては、そういう意識を意図的に持っておるわけではございませんで、一口に申しますと、消費者の方の需要に即応して供給するというのを眼目といたして営業をいたしております。

ただ、先生の御指摘のように、それは言いながらだんだん安いたばこを姿を消していくあるいは量が少ないではないかというお話でございまして、これは最近のたばこの消費の動向といたしまして、特に最近における所得水準の向上等もございまして、一般的な消費物資がそうであるように、たばこにつきましても、多様化、高級化の方向へまいってきております。ということで、われわれはそういう消費者の要求にこたえるべく、需要即応の原則をとりましてやっておりますわけでございます。

それからもう一つ申し上げたいことは、たばこの消費の傾向といたしまして、最近ほとんどフィリターつきたばこが好まれるようになってまいりました。具体的に申しますと、たとえば十年前の昭和四十年には、わが国におけるフィリターたばこのシェアというのは四〇%でございました。今年度はそれが大体九六%というふうになっております。ということでも、もうほとんどがフィリターたばこということでございます。先生御指摘の、たとえば「パット」のようなたばこ、これは専売制度が始まって以来の古いたばこでございますが、こういうフィリターのつかないたばこというものはだんだんシェアが減ってまいっております。とかがございます。それからもう一つ、「敷島」と先生おっしゃいましたが、「朝日」のことかと思っております。朝日につきましても同じような傾向がございまして、ああいう口つきのたばこというのは非常に需要が減ってまいっております。ということ

で、「パット」につきましても「朝日」につきましても、その需要は全体の二%にも満たないという

ような状況に今日なつてまいりました。これは十年前はかなり大きなシェアがありました。

ということで、非常に需要が少なくなつてまいりますと、この配分の方法が大変むずかしいございまして。現在、たばこの小売店は本土で二十三万軒程度ございまして、その二%にも満たないものをまんべんなく配るといのは大変むずかしいでございます。特に「パット」とか「朝日」、こういったような古いたばこは、地域にすれば農漁村とか、年齢階層にしますと高い階層の方が好んでおられるわけで、そういう地域的な分布とかその他の要素を考へまして、全店には置きませんが、店を限定いたしまして置かしていただくという

ことで、御不便をかけておる向きもあるかと思ひますが、決して先生御指摘のように高段階への誘導がわれわれのねらいであるということではございませんで、あくまでも消費者の需要即応ということをやつてまいっております。

○折小野委員 もう一つお伺いします。最近輸入たばこがたくさん入つておりますね。それも消費動向に即してということであろうかと思ひますが、この輸入たばこの価格というものは、別に法律で決められるわけではありませぬ。国産のたばこは法律で決められる。ところが輸入たばこの価格というものは、たしか行政サービスで決められるということになっておると思うのですが、こういう扱いというののもちょっと私どもはおかしいのではないかと、どうに考えておるのです。そういう点については、どういふことでそういうような制度になつたのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○首藤説明員 お答え申し上げます。現行の法制度のもとにおいて輸入たばこの定価が法定によらなくていいという理由は一体どういふことかと考えてみますと、大体次のような理由によるのではないかと思われます。まず第一番目に、消費されておるたばこのほとんどが国内製品になつておるわけで、輸入たばこの

のシェアというのは非常に微々たるものである、したがって国内製品が根幹であつて、それを法律に基づいて定めるといふことで抑えておけば足りるのではないかと、そういう考え方はないかと思ひます。輸入たばこのシェアは、全体のたばこ消費の中で、本数で言いますと二%以下でござい

ます。それから、金額では二%以下でございまして、それから第二番目には、御承知のように輸入たばこは国内たばこよりも値段が高うございまして、そういう点から言いますと、どちらかといひますと大衆品ではないということが言えるかと思ひます。

第三番目には、輸入たばこの価格の決定に当たりますと、いろいろの要素を検討しなければならぬわけでございまして、まず輸入原価、これが一つの大きな基礎になります。輸入原価を決めるに当たりますと、為替レートの変動ということが一つの大きな要素でございまして、そういう為替レートの変動を含んだ輸入原価をもとにいたしまして、さらに国内品の価格とのバランスを考慮していかなくてはいかぬ、これは競争関係がござい

ますから、そういう関係もございまして、そういうふうなことを考えますと、輸入たばこにつきましましては、法定してしまふことにちよつとなじまない面があるのじゃないか。大体主な理由としてはその三つではないかと思ひます。大體主な理由としては、その三つではないかと思ひます。大體主な理由としては、その三つではないかと思ひます。大體主な理由としては、その三つではないかと思ひます。

○折小野委員 たばこの値段につきましては別の委員会ではいろいろと検討されることと思ひますので、この辺でやめておきたいと思ひます。ところで、このたばこ消費税なんです、私どもは、たばこ消費税という税金は地方税の中では非常にいい税金じゃないかというふうな考えます。それはきわめて普遍的であるといふこと、そして安定的であるといふこと、こういう点からい

うような税目をせひひとつ地方の税目にと、こう  
いう希望が非常に強いように考えるわけでござい  
ます。もちろん、たばこ消費税として地方税に相  
当部分が出てきておられるわけなんですが、  
こういうようなものはひとつ基本的に考え方を改  
めまして、専売益金の段階から全部を地方税とい  
うことで地方に持つてくる、こういうふうな改正  
すべきである、こういうふうな考えるのでござい  
ますが、自治省としてはいかがお考えでしょうか。  
○首藤政府委員 たいま御指摘がございました  
ように、たばこ消費税が地方団体の財源として非  
常に普遍的であり、安定的である、こういう意味  
でまことに望ましい、特にまた地方団体には数少  
ない間接税、こういう面でも大事な財源だと  
私どもも考えている次第でございます。

最近のたばこ消費税の専売益金中に占めるシェ  
アでございますが、これは先生も御案内の幾らか  
の曲折も経まして、だんだん地方の取り分がふえ  
てまいっておりまして、昭和三十年ごろは消費税  
のシェアが二〇%足らずでありましたものが、最  
近は四〇%台に乗り、特に四十九年の予算におき  
ましてはもう国の益金とほぼ半々になる、こうい  
う状況にまでなっておりますのでありまして、私ども  
としては、貴重な財源でありますだけにこれの増  
収は望ましいと思っております。一方国の方から考  
えてみましても、国の重要な財源であることもまた問  
違いないのでございまして、すべてを地方税に  
するということは非常にむずかしからうかと思  
っております。現在シェアを高めて  
きておりますようなかっこうで、将来とも地方の  
有力な財源として存続をさしていききたい、こう  
思っておりますのでございまして。

○折小野委員 地方税法の抜本的な改善、そうし  
て地方の財源の拡充、私どももそういうことを強  
く主張をいたしますが、現段階におきまして新し  
い税源を持つてくるということはなかなかむずか  
しいことなんです。そういう中におきまして、最  
も地方税にふさわしいものはやはりたばこ消費

税、こういう税目じゃなからうかと私どもは思  
いますし、確かに一面国にとつてもいい財源であら  
うと思っておりますが、しかし国の立場からしますと、  
もつと取れる税目というものはあるわけなんです。  
そういう点からしますと、ひとつ今後自治省大い  
にがんばっていただきまして、それをもつともつ  
と地方の方にたくさん持つてくるように御努力を  
いただく、そして最終的にはたばこ消費税とい  
うのは全部これは地方の財源だと、こういうふう  
にしていただくと大変結構だと思っております。そ  
れは一つは、地方自治体におきましても地域に結び  
ついたいろいろな問題があるわけなんです。ござい  
ますが、私どもの郷里の、特に漁村あたりになりま  
すと遠洋漁業に出てまいります。何週間もあるい  
は何か月も出ていく、そういった場合に、よその  
港に寄港してそこでたばこを買つてもいいわけな  
のでございましてけれども、やはりできるだけ、そ  
の間に必要なたばこはまず地元を出していくとき  
に買つていこうじゃないかと、こういうことを言っ  
ているわけなんです。それは地元の自治体の立場  
としまして、そうしてもらえれば結局それだけ  
税金が地元で落ちるからというところでもありま  
すし、土地の人たちも、そういうことで地元で役立  
つならばできるだけ地元で買つていこうと、こう  
いうふうにしていくわけなんです。こういうよう  
なことはやはりそれらの人たちの郷土意識とい  
うものを育て、あるいは自治意識というものを育  
てるのに非常に役立つんじゃないかというふう  
に考えます。こういうような点からいたしまして、  
ひとつ今後、たばこ消費税というものをもつと  
もつと重要視していただきたい、そしてその財源  
をふやすことに努力をしていただきたい。そのこ  
とはただ単に地方の財源がふえるということだけ  
ではなしに、そういうような自治意識を育てるた  
めに非常に有効である、こういうふうな考えるか  
らでもあります。その点についてひとつ、いま大  
臣おいてになりましたから、大臣の御見解を承り  
たいと思っております。

○福田(一)國務大臣 お説のとおり、たばこ消費

というものはいい税源であるというところは、私も  
よく理解ができません。特に地方自治体の税源が少  
ない、もつと新しい税収入を与えなければいけない  
というたてまえから言えれば、これは確かににお  
っしゃるとおりだと思つております。いま税務局  
長からもお話を申し上げましたとおり、国として  
もこれはいい財源だからといって、ちょっと引  
張りつこみたいなところになっておまして、なか  
な実現は困難であると思つておまして、そういう非  
常に強い御要望を持つておいてなるということ  
は私もよく理解をいたしました、もしそういうこ  
とがございましては発言もするようにしたいと思  
いますけれども、努めますというところまではい  
まだ申し上げる段階には来ておらないかと存ず  
るわけでございます。

○折小野委員 ひとつせつかく御努力をお願いを  
いたしたい、かように考えます。  
ところで、今度の税法改正の中の一つの目玉は  
事業所税の創設ということでございます。この点  
につきましては地方、特に大都市、こういう地域  
におきましては非常に期待をしておりましたわけ  
でございます。ところが、この賦課の方法につきま  
して私ども疑問をいたします点が二、三カ所ござ  
いますので、その点についてのひとつ当局の御意  
見をお聞かせいただいておりますと思つておりま  
す。  
事業所税を賦課できる団体というものは、限ら  
れております。これは大部分がいわゆる大都市、  
都市化の進んでおる地域、こういうことでござい  
まして、そういうような地域におきまして都市化  
の進展に伴つて発生をする新たな財政需要、これ  
に対応しよう、こういうような御趣旨だと思つて  
ございまして。ところが、その線の切り方な  
のでございまして、五十万の都市ならば都市化が進  
んでおる、あるいは四十万の都市ならば都市化が  
五十万の都市ならば、都市化に伴う財政需要が非  
常に大きくなってきておる、四十万の都市ならば  
そうでない、こういうようなことは言えないので  
はなからうかと思つておます。やはり四十万の都市で

も三十万の都市でもそれなりの実情というものは  
ございまして、そしてまた、そういう実情に対し  
ましてそれなりの苦勞というものはいたしてお  
るわけでございます。そういう点から考えますと、  
事業所税を取り得る団体を決めようというこ  
とはどうなのか、あるいは今回はそれで決ま  
りましたけれども、将来さらにこれを広げていくとい  
うこと、これは当然考えられていくことじゃな  
らうか、こういう点について、自治省といたしま  
しては、どういふふうなお考えで今回このよう  
な団体を制限するというふうな決め方をされたのか  
あるいは将来に対してはどういふふうなお考えを  
お持ちであるのか、お伺いをいたしたいと思  
います。

○首藤政府委員 たいま御指摘をいただきました  
ように、事業所税を創設をいたしました本来の  
考え方が、大都市ないしはその周辺地域におきま  
すように、人口や企業が集中をいたしましたこと  
によって都市化が進み、それが都市の環境整備の  
ための財政需要をかきたてておる、その地域にお  
ける都市の環境整備のための目的財源を得しめ  
る、こういうことでスタートをいたしましたので、  
そのような人口、企業が集中をいたしております地  
域の団体が課税団体になる、こういうことになら  
ざるを得ないわけでございまして、そこで、その  
ような団体をどこに線引きをして選ぶかというこ  
とが問題になつたわけでございまして。  
この点に關しましては、通常言われております  
政令指定市はもろろん該当いたしましたしょうが、こ  
れに準ずるようなものとして、人口五十万、これ  
は地方自治法上のいわゆる政令指定市の人口要件  
でもございまして、そういうものは類似した  
都市だということ、五十万以上の市を一応選びま  
した。それから、大都市周辺の市街化施設の整備  
をされておられます整備地域、これを持つておりま  
す都市も選ぶというかっこうをとりまして、ス  
タートをしたわけでございまして。したがいま  
して、御説にございまして、五十万と申しま  
す人口のみの差が都市的な需要のあり方について

の絶対要件ではないという意味からは、人口が若干違ひしても、同じような事態にある都市もあろうかと思うわけでございます。しかし、こういった点につきましては、先ほども御指摘がございましたように、今後この税の運営の状況でございますかあるいは都市財政需要のあり方の状況でございますかと、こういうことを勘案しながら、この目的に合うような形で課税対象区域を広げていく、こういうことについては十分努力をしたいと思つておるわけでございます。

なお、一言申し上げますことは、このような税収が市町村の税収として設定をされましたことによつて、交付税を通じて、つまり交付税の都市的な基準財政需要額を増加さすという副次的な効果が出ますので、そういった措置を通じて、都市的な財政需要を持ちます都市にこれのしみ通りがいいと申しますか、こういう事態が起こることは先生も御承知のとおりでございます。

○折小野委員 事業所税の本来の趣旨が都市的な財政需要に対応する財源としてということでございますが、こういう都市化の実態というものが一番何にはね返つていくかといふと、これは地価あるいはその固定資産の評価額、こういうものにはね返つていく、こういうふうに通常見ているんじゃないかと考えます。したがって、今回の事業所税の課税標準は、事業に使われておりますその面積ですか、単純に面積を課税標準にされておるわけなんでしょうが、その土地の評価額、こういうものを課税標準に採用されることの方がより都市化の実態というものを税金に反映させる、こういうことになるんじゃないかと、こういうふうにご考慮のほどでございますが、この点についてはどういふ御見解であつたのですか。

○首藤政府委員 事業所税が純然たる物税としてスタートをいたしますので、この課税標準をできるだけ簡易な単純な形で外形標準というところでつかまえたという観点から、人的要素として給与支払い額をとりました。それから物的要素とし

て、御指摘のように床面積をとつたわけでございます。この床面積を採用いたしますにあたりましては、ただいま先生御指摘をいただきましたと同じような議論を、私もも絶対しませんでしたのでございます。

何をもちつて物的な標準とするかということにつきましては、建物の床面積もございまして、土地、償却資産、こういったようなこともそれぞれ考え得るわけでございまして、それぞれの適否につきまして議論をいたしましたのでございます。実は、その結果最も単純な床面積にいたしました。これは、土地をとりまします場合、償却資産をとりまします場合等におきましてやはりいろいろの難点が出てまいりました。特に土地の場合でございますと、いわゆる有効に使つております土地、未利用地、こういったものの扱いの問題でございますとか、償却資産の場合はリースの償却資産をどう考えるかとか、こういった難点がありますと、何よりも困りましたのは、このような評価額を用いますと、現在市町村がとつております固定資産税と全くの二重課税になる。そのような二重課税の税目は認めるわけにまいらぬ、こういう理論的な主張が税制調査会等であつたのでございます。

これで二重課税であるから認められないということになりましますと、事業所税の存立そのものにもかかわる問題になるわけでございまして、私ども、何とか二重課税にならない課税標準の選び方というところに苦心をいたしましたわけでございます。その結果、最も単純な形として床面積、これを右代表選手として選んだ、こういう経過でありますことを正直に申し上げておきます。

○折小野委員 次に、同じ事業所税に関連をいたしまして、特に非課税の關係でございますが、いろいろと非課税の規定ができておりますし、さらにこれに伴つて新たな政令等における具体的な非課税の範囲というものが決まつていくであろうと思つてございまして、そういう中におきまして、いわゆる中小企業、こういう考え方をこの非課税の考え方の中に入れるということ、そういう考え

方はなかつたのか。たとえば、中小企業につきまして、資本金一億というふうな基準がございまして、そういう資本金というふうなものを事業所税の非課税の考え方の中に入れていく、こういうふうな検討、こういうものはなされなかつたのかどうか。私も、通常、大企業と中小企業というふうなことで、中小企業につきましてもいろいろと制度上の配慮というものがなされておるわけでございまして、したがって、今回の事業所税につきましても、やはりそういうふうな配慮というものが一つの立場として考えられていんじゃないかと、こういうふうにご考慮のほどでございますが、そういう面の検討はいかがでございますか、お伺いします。

○首藤政府委員 御指摘の中小企業に対します配慮は実はいたしたわけでございます。中小企業といふことも大都市における行政サービスの享受といたつた面は同様かと思つて、やはり中小企業本来のあり方に照らしまして、このような目的税は適当であるまいというところで排除をする考え方をとつたのでございまして、その一つのあらわれは、免税点といたしまして床面積が千平米、約三百坪でございますが、これ以下のもは課税をしない、従業員数が百人以下のものは課税をしない、こういうことで体の大きさを、これを基準にいたしまして非課税規定を設けましたのが一つでございます。

それからもう一点は、中小企業の共同化等の施設につきましても、やはりこれをいすれも非課税措置にするという措置をとりまして、各種の共同化事業あるいは中小企業振興事業等から融資を受けます事業、こういったようなものを対象に選びまして、このような施設については非課税とする、こういう二つの措置によりまして中小企業に對する対策を考えたつもりでおるわけでございまして。

○折小野委員 いまの御答弁の中にもございまして、非課税の範囲の中におきまして、中小企業の振興のために国の方でいろいろの施策を講じておる、その施策に沿つてやつたものについては非課税にする、こういうことで、中小企業振興事業団のいわゆる高度化資金によつてやられたものにつきましても、これはおおむね非課税ということになつておるわけでございまして。しかし、中小企業の振興事業団ができる前に、行政上の施策として同じような施策がずつととられてきておつたわけです。これが、ある時期に振興事業団ができましてその事業を吸収していった、こういう経過があるわけなのでございまして、そうした場合に、振興事業団に直接関連するものは非課税である、その前のものは非課税にならないのか、実質は同じなわけなんですか。そういう点、お伺いをいたしたいと思います。

○首藤政府委員 中小企業振興ないしは助成にかかわりますものに對する非課税でございますが、税制におきまします非課税制度でございますので、法定の非課税制度といたしましては、やはり何らか、法定と申しますか確たる線の引けるもの、こういうものを選び出しまして非課税規定というものを置いたわけでございまして。そういう意味で、これは通産当局とも相談をいたしたのでございまして、振興事業団法、これに基づきますものを法定の非課税規定にする。ただし、これは先生も御案内のように、この法律につきましても、課税標準の特例ないしは非課税規定の扱いにつきましても、地方団体にも非常に独自の特殊の事情がたくさんあるかと思つたので、地方団体の条例減免にかんする権限を移譲いたしておるわけでございます。

そこで、ただいま御指摘のありましたような、それ以前に行われました育成措置によるものでございまして、たとえば同じ団体の中で同じように存続をしておるといったようなものについては、その団体の実情に応じて減免措置が条例措置で行われる、こういうことはあり得る当然のことか、こう考えておるのであります。

○折小野委員 いまの御答弁の中にもございまして、非課税の範囲の中におきまして、中小企業の振興のために国の方でいろいろの施策を講じておる、その施策に沿つてやつたものについては非課税にする、こういうことで、中小企業振興事業団のいわゆる高度化資金によつてやられたものにつきましても、これはおおむね非課税ということになつておるわけでございまして。しかし、中小企業の振興事業団ができる前に、行政上の施策として同じような施策がずつととられてきておつたわけです。これが、ある時期に振興事業団ができましてその事業を吸収していった、こういう経過があるわけなのでございまして、そうした場合に、振興事業団に直接関連するものは非課税である、その前のものは非課税にならないのか、実質は同じなわけなんですか。そういう点、お伺いをいたしたいと思います。



○折小野委員 個々の税目につきまわしていろいろとお尋ねをしてみました。最後に、一般的な税の問題について、二点お伺いをいたしたいと思います。

最近、地方団体の人件費の問題が非常に大きな問題になってまいっております。この問題につきましては、私は、実は今後交付税の審議の際に御質問をいたしたい、こういうふうな考えでおるのでございますが、この人件費と税金との関連で、世間一般に、人件費がその自治体の税収を上回る、こういうような考え方が行われておるわけでございます。どの程度そういうふうな実態になっておるのか、また人件費の高い、安いというものはそれに関連をしてみたいと思いますが、それが高いからそうなるのか、あるいはそうでないのか、いろいろの事情はあろうと思っております。いずれにいたしましても、現実に税収より人件費の方が上回っておる、こういう自治体が相当出てきておるといふふうな言われておりますが、自治省としましては、どの程度出てきておるのか、それをつかんだ数字、何らかございますか。あるいはバーセンテージでも結構です。

○首藤政府委員 御指摘のような団体が出ておりますが、ただいまその具体的な数字を持ってまいっておりますので、調べまして後ほど御連絡を申し上げます。

○折小野委員 私はつきりした根拠を聞いているわけじゃございませんが、ただ話としてちょっと聞いておきますところは、地方団体の中の三七%ぐらいの団体が人件費が税金を上回っております、そういう実態になってきた、こういうふうな聞いております。もしそれが事実ならば、それが事実でなかったにしても、多少違っておったにいたしましても、相当程度の自治体におきまして人件費が税収を上回る、こういうふうな実情が出てきておるだろうというふうな考えです。こういうような現状の中から考えてまいりますと、やはり基本的な行政費というものは税金で賄われるというものが本来の、そして当然な制度のあり方

じやなかろうか、私はそう考えるわけでござい

ます。もちろん、税金につきましてもいろいろな問題があり、あるいは税金と人件費とを結びつける必然性というものは余りないかもしれませんが、しかし、常識的には、やはり税金を人件費が上回った、こういうふうな考え方は、現在各地において行われておる一つの考え方でございます。そういう点から見ましても、基本的な行政費というものは税金の範囲内で賄われる、これがやはり正しいあり方じやなかろうか、こういうふうな考えをわけたわけでございまして、そういう点から、今後税金の面あるいは行政改革というふうな面、そういう面を考えたならばならない問題がいろいろあるかと思

えもあろうかと思つておりますが、今後御趣旨のような気持ちで地方団体に新しい税源を与えていくということについては努力をいたしたいと思

います。○福田(一)國務大臣 お説のとおり、税金と人件費との比率の問題をどうとらえていくのが今後正しいかということについては、考え方はいろいろあるわけでございますが、本当を言えば、やはり地方で納めた税金でもって人件費が賄われるというのが一番好ましい姿であることは私に間違いのないと思つておりますけれども、しかし、それについて見ると、なかなかそういうふうなところ、だんだんそういう人件費の方が上回ってくる、だんだん出てくるということもある、やはり新しい税源を与えるという意味でわれわれとしてもいろいろ工夫をしていかなければならないのではないかと、こういう意味では今後やはり努力をしなければならぬ、かように考えておるわけでござい

ます。○折小野委員 ただいま大臣の御意見のように、税源というものを今後さらに充実するように考える、これも一つでございませう。そしてまた、自治体の事務というもののについて考え直す、こういう面も一つございませう。まあ、いずれにいたしましても、今後の中央から地方を通ずる制度の改革に関連する問題になってこようかというふうな考えますので、ひとつそれらの両面からの御検討をお願いしたいと思います。

今日、地方税法の一部改正案をわれわれ審議をいたしておるわけでございませう。そして、これが衆議院を通過したといたしましても、さらに参議院に参りまして、現在のスケジュールからいたしますと、三月末ぎりぎりこの法律案は成立をいたします。こういうふうな予測をされます。これが成立をいたしますと、直接地方におきましてこの法律に伴います新しい条例の制定、こういうふうなことを行いまして、地方団体が具体的に課税その他の実行に入る、こういうことになるわけでございませう。ところが実態は、地方団体におきましては、四月の初めはほとんどどの地方団体においても議会が開かれるというところはございませう。したがって、税に関連する条例というものは、国から示された準則に従いましてそれぞれその首長が専断処分をする、そしてそれで実行しながら後日の議会に事後承認を求め、これが実態のようでございます。もちろん、年度の半ばにおきまして税に関する条例をいろいろ審議する機会もないでございませう。しかし多くの場合、私がたがだいま申し上げたような、そういう実態になっております。税を審議するということは非常に大切なことでございますし、もともと、議会制度が起ったのは、王様によって勝手に税金を取られた

いようにということから議会制度が起ったわけなんです。そういう点から考えますと、地域住民にとって最も大切な地方税、それを審議するための議案が長の専断処分で行われる。議会において、住民の代表による正当な審議というものがほとんど行われないというこの実態、これは何としましてもおかしいんじゃないかというふうな考えです。もちろん、条例につきましてもいろいろと地域住民の権利義務に關係するものがございます、それが重い、それが軽いということはないと思つて、しかしながら、少なくとも税に関する条例は最も重い条例の一つではないか。それが現実に何ら地域住民の代表によって審議されなまは行われておる現実、これをそのままほっておいていいものだろうか。やはりこれに対しては何らかの方法というものを考えていく必要があるんじゃないかというふうな考えをしておりますが、この点について具体的に税務局長、あるいはより広い立場におきまして大臣の御見解をまずお伺いしたいと思います。

○首藤政府委員 地方団体の税条例の制定が地方税法の改正が行われまして後になりましたことから、御指摘をいたしておりますような事態が起つておる、全くそのとおりである、私も心からそう思うわけでございませう。この点につきましては、やはり地方税が住民にとりまして、また団体にとりまして最も重要な条例の一つでございますから、十分な審議があつてしかるべきもの、そのためにはいろいろの対策が要らうかと思つて、ところが御案内のように、現在の実情におきましては、国の予算編成が十二月に始まりまして通常国会にかかりまして、そのときに国の税法ないしは地方税法等の骨子も決まらまして、年が明けましての提案になりました、ただいま御審議いただいたのであります。この点はぜひ速やかに、私どももいたしましては、地方税法を私どもも早く提案をいたしますととも、御審議もなるたけ年度内早い機会に終えていただくということをお願いを申し上げます。

いと思うわけでございます。

なお、基本的には、国と地方団体の会計年度が  
変わってまいりますならば、これは非常にスムー  
ズに行くと思うわけでございますが、先生御案内  
のように、国と地方との会計年度の変更の問題、  
これは長いこと議論をされておりますが、なかな  
かますますには緒につかない、こういう問題であ  
る点も御承知のとおりでございます。

こういったことを勘案いたしますと、私ども地  
方団体を指導いたします場合にとり得ます  
措置は、地方税法の仮案が一応提案をされました  
ならば、そういったものを前提に地方団体にも知  
らせるわけでございますが、地方団体も正式の税  
案例提案以前に、たとえば議会等の場におきまし  
て、そういった仮案に基づく予備審査とでも申し  
ますが、そういうことでもしていただいて審査を  
していただく、こういうことも一つの方法かと思  
いますので、そういった点について指導もいたし  
てまいりたい、こう考えておる次第でございます。

○福田(一) 国務大臣 たいま局長が申し上げま  
したとおりでございますけれども、お説のとおり  
税の問題、特に住民に課する税を専決処分でやる  
というふうなことは、自治という精神から考えて  
みても好ましい姿ではございませんので、御趣旨  
を体して今後善処したいと思っておりますが、それ  
に関連してお願いしては恐縮でございますが、なる  
べく速やかに御可決のほどをお願い申し上げます  
次第でございます。

○折小野委員 基本的な問題でもございませ  
う、ここだけで解決つく問題ではないと思いた  
すが、今後十分な御検討と善処をお願いいたしま  
して、私の質問を終わらせていただきます。ありが  
とございました。

○大西委員長 安井吉典君。

○安井委員 私、一時間半時間をいただいでお  
るので、できるだけ圧縮して実のある御答弁を大  
臣からいただこう、こう考えておりますので、お  
願いしたいと思います。

社会党の今度の地方税法改正法案に対する考え  
方、後で党自身の改正法案あるいは修正案として  
提示いたしますので、その点もきょうは触れませ  
ん。私もこの委員会のOBなんですけれども、  
しばらくこっちに来ておりませんので、現在の優  
秀な現役の諸君のように細かいことをよくわか  
らないことは大臣と同じだと思います。(笑声)

ですから、大づかみなところでまず初めに伺  
いたいと思うのですが、地方税法改正法案を政府が  
お出しになったわけですから、現在の段階にお  
いて国税と地方税とはこれでいいのだというお考  
えでお出しになったのだと私は思う。しかし、毎  
年何か新しい税がでたり、あるいは内部の修正が  
行われたり、そうしておるわけでありませう。長  
期的に見て国税と地方税はどうかしなければい  
けないかというお考え方を政府は立っておられ  
るのかどうかということ。目先の事象を見なが  
ら税目をふやしたり、あるいは変えたりという  
ふうなことで何か対応しておるような気がしてな  
らない。社会党の私たちは、国税、地方税配分五  
五〇%、こういう主張を従来からしております  
けれども、いまの配分のあり方で満足なのかどうか  
満足でないとするばどういふふうに変えてい  
こうというお考えをお持ちなのか、そいつをひと  
つ伺います。

○福田(一) 国務大臣 安井さんに御指摘いた  
だいたように、私、実はまだなつて早々でありませ  
う、特にそういうことの専門ではございませ  
んが、しかし、いわゆる税源、税の配分、国税で取  
るか地方で取るか、国税で取った場合に交付税を  
どういふふうにするか、この問題というのは一  
つの基本的な問題として研究しなければなら  
ない面であると思っておりますが、さしあ  
たりの来年度の問題につきましては、た  
だいま提案をいたしておりますようなこと  
でお願いをいたしたいと思っております。し  
かし、あなたがっしゃったように、国と地方を  
五分五分の形で税の配分をするのがいいん  
じゃないかというのも一つのお考  
えであるかと思っております。それは、地方

公共団体というものの自治能力をできるだけ伸ば  
してやろうという気持ちが多分に入つた税の配  
分の仕方であるかと思つておりますが、さしあ  
たりいまのところは七対三みたいな形に一応な  
つておまして、その点御不満の点もあるかと思  
いますけれども、いまここで大臣はどうい  
う考えを持っておるんだ、こうおっしゃ  
るんでございまして、余りこれと申し上げるよ  
うな確たる意見は持ち合わせておりませ  
んけれども、しかしあなたが述べた意味、また社  
会党がいつも言っておられるような意味も一つの  
参考として今後の問題に対処してまいりたい、か  
ように考えております。

○安井委員 私どもは、あるいはいろいろな問題  
があるのかもしれないけれども、フィ  
ティー・フィフティーという一応の考  
え方を持たせてやっているのですけれども、七、三とい  
うものではないのかどうか、これで満足なのか、も  
う少し変えなければいけぬの  
だろうか、そのことについてこれは実務の税務局長にひとつ伺  
います。

○首藤政府委員 たいまの、国と地方との税源  
配分が七、三であり、交付税を国の三税から地方  
の固有の税源として持ち込みまして、これで約  
半々、こういう体制であることは先生御承知のと  
おりであります。結論的には半々にはなつており  
ますが、税そのものとしては七、三である。こ  
ういう体制は、私も自身としては必ずしも十分  
なものだとは思っておりませ  
ん。もっと地方団体に自主財源としての税源を付  
与すべきが本来である、このように考  
えておるわけでございます。ただ、この点につ  
きましては、先生も御案内のよう  
に、地方団体三千余りの団体を考  
えてみました場合に、税源の偏在という事  
態がございませう、それから、この税源配  
分のあり方、いかに増加をいたしませ  
んと、現在の両方の配分を適正  
に行うことができないという事  
態が起り得ますことは先生も御案内のと  
おりでございます。

それともう一点は、国と地方との事務配分の問  
題でございますが、これについてもいろいろ問題  
がございませう、これは先生御承知のとおりで  
ございませう。こういった両面をにらみ合わせ  
ながら、方向としては地方税源を強  
化していくという方向でわれわれは対  
処いたしたい、こう考えておる次第で  
ございませう。

○安井委員 地方税源をふやそうという方向に  
ついでに御趣旨はそれでわかるのですが、た  
だどういふふうな方向でふやそうかとい  
う長期の見通しというかビジョンとい  
うか、そういうものがないような気が  
するので、その点今後の問題として  
やはり十分検討していただきたい、こ  
う思うわけでございます。

それからもう一つ、住民税の課税最低限と所得  
税の課税最低限との違いの問題なんです。私  
たちの一部には、課税最低限は、所得税も  
住民税も同じにすべきだとい  
う議論もありません。それから、  
一つは、税源再配分という意味から、所得  
税の方はほとんど課税最低限を上げて減  
らしてしまつて、むしろ住民税の方はそのま  
まにするかあるいは上げるかして、所得  
税を住民税に移してしまつて、所得税は  
個人所得課税というのには地方自治  
体の税源だといふふうにい  
くようにだんだん移してしま  
う。そういう意味合いでは、むしろ課  
税最低限を上げておいた方が  
いいという考  
え方もあるわけ  
です。ですから、  
課税最低限を同じにすべきであるとい  
うのは、所得課税という本質からして  
そうではないかという議論と、それ  
からいいますと二つあるわけ  
ですが、これは大臣より税務局長、  
自治省としてのお考  
え方はどちらを向  
いておるのか  
です。

○首藤政府委員 住民税と所得税の課税最低限  
のあり方につきましては、先生御指摘のよう  
に、同じにしてしま  
うべきだ、同じ所得課税だから同じ  
が適当だといふ説と、やはり違つて  
あたりました  
という説と二つありませ  
うのは御指摘のとおりでござ  
いませう。  
同じであるといふ説は、同じ所得課税であるか

ら、所得税の方も住民税の方も同じ階層以上のごと  
ころから税を徴取するというのが正しいという考  
え方ではないでしょうか、この点につきましては、  
私もやはり所得税と住民税とは基本的に性格の  
違うところがある。所得税の場合は、いわば財源  
確保の手段でありますことはもちろんでございます  
が、所得再配分といった機能が非常に強いが、  
住民税の場合は住民会費的な性格が非常に強いと  
いう色彩から、やはり所得税に追随をいたしました  
で、課税最低限を全く同じにしようとは  
んなものだろうか、余り適当ではないのではな  
るか、このような考え方を私も持っております  
のでございます。所得税と同じにいたしますと、  
田舎の市町村等において住民税を納める人がほと  
んどいなくなる、こういう事態も非常に重視をし  
なければならぬと思っております次第でございます  
す。

そこで、住民税と所得税の課税最低限について  
は、もちろん相関関係は持ちますが、必ずしも一  
緒である必要はないと私も考えて、地方財源の  
充実という点に対処をいたしたいと思っております  
わけでございますが、この場合住民税と所得税と  
の間の税源の移譲の問題、配分の問題、これは先  
ほど申し上げました国、地方を通じます税源配分、  
事務配分、こういった問題と絡んで、でき得べく  
んば、やはりなるだけ地方所得税としての住民税  
に多額のものに移譲していただくような方向で検  
討していくことが適当ではなからうか、私はその  
ように考えて今後対処をいたしたいと思ってお  
ります。

○安井委員 所得税を国税から地方税に移すとい  
う方向で、住民税の課税最低限を余り上げないとい  
うのなら私は納得できるのです。そういう方  
向づけを明確にしてお考えになって、いるなら納得  
できるのだが、ただ所得税と住民税は違うのだから  
違うのだというのでは、どうも十分理解でき  
ないと思います。これもすぐ簡単な結論が出る問  
題ではないと思えますから、ひとつ私はそう思う  
のだということだけきょうは申し上げておきたい

と思えます。  
それから、国の政策変更によって自治体の既得  
権である財源に侵害を受けたということで、自治  
体の側から反発が起きています。その案件が最近  
二、三相次いでいるわけですね。たとえば、先ほ  
ども質問がありましたように、事業税の超過課税  
を自治省が制限税率を低目に抑えることによつて  
カットするという点に対する東京都等の反発が  
一つあります。予算委員会の木村公述人もそのこ  
とを述べておりました。

それからもう一つは、大牟田市が電気税の非課  
税措置について、これは国の自治権に対する侵害  
だという立場から、違憲という立場で行政訴訟を  
起こすということをする市議会も決めたという報道が  
きょうもありました。これもそうだと思いますね。  
しかし、もっと考えてみれば、租税特別措置を国  
税の段階で数々講じていく、あるいは地方税の段  
階でも講じていく、そのことによつて自治体の税  
源が、国税に行つた場合も、住民税なり事業税な  
りに替りて、侵害されていくし、地方税法のスト  
レートの改正によつてこれも侵害されていく。財  
源についていま自治体はのどから手が出るような  
時期にあるだけに、私はこういう事象が相次いで  
起きていくというところを見逃すわけにはいかぬよ  
うに思うわけでありまして、それぞれのケースにつ  
いて問題は違ふと思うのですけれども、この問題  
について自治省としてどういうふうにお考えなの  
か、ひとつ御見解を伺います。

○首藤政府委員 大変広範な問題でございます  
が、まず最初に、今回事業税に制限税率を設ける  
こととした理由でございますが、御案内のように  
従前事業税については制限税率がなかったたので  
ございますが、最近経済情勢の変更等に伴ひまして、  
都道府県においても事業税を超過課税をしたい、  
こういう動きが出てまいりました、そういう場合  
に、地方自治体における自主性はもちろんのこと  
でございますが、税負担の各県間における均衡の  
問題がそれほど大きく食い違ふという点について  
も問題がございますので、通常制限税率が設けら

れております他の税目と同じような意味で、制限  
税率を設けたらどうかという必要性が生じたこと  
が一つ。

それからもう一点は、これも先生御案内のよう  
に、事業税がその性格上損金算入という制度に乗  
りますために、大団体が事業税において大幅な超  
過課税をやりました場合には、他の団体に及ぼす  
財政上の影響が非常に大きい、他の地方公共団体  
の財源をその超過課税によつて奪うかっこうにな  
る、こういう事態も現実の問題として起こります  
ので、大規模な団体が大幅な超過課税をやらな  
いようにという要求が、これは知事会あたりないし  
は市長会あたりからも強く持ち出されておいたの  
でございます。そういったことをかれこれ勘案を  
いたしまして、一方で地方団体の課税上の自主権  
を尊重しながら、他方でまた他団体に及ぼす影響  
をできるだけ軽くしていきたい、こういう考え方  
から、通常の税におきましては二割増しの制限税  
率を、事業税においてはその半分程度でがまんを  
していただく、こういう制限税率を設けたらどう  
か、こういう案に立つたものでございまして、こ  
の点は地方制度調査会や税制調査会等の御審議も  
いただいた結果、こういうことにしようというこ  
とで踏み切つたわけでございます。

それから第二点は、大牟田市等に代表されます  
電気税に伴います非課税措置の地方財政に対する  
影響でございますが、これはこの非課税措置が地  
方団体に対して非常に大きな影響を及ぼしている  
ことは私も決して否定をいたしません、その  
ことおりのことであるかと考えておるわけござい  
ます。しかし、電気税の場合はこれは消費税でござ  
いますので、二つの面からこの消費税に対する  
非課税の配慮が行われておりました、一つは、家  
庭用電気に対しては免税点を設けるということ  
で、一定水準以下の消費に対してはかけない。そ  
れからもう一つは、産業用電気に対しては、やは  
り原料課税になるといふことは消費税の本質上望  
ましくないのでないかといふことで、一定の  
基準を設けて非課税措置が設けられておる、こう

いうことだろうと思えます。この非課税措置のあ  
り方そのものに対しては、私も自身も実は  
現行の非課税措置のあり方そのものが完全に適正  
であると思つておるわけではございませんで、こ  
れをできるだけ整理をしていきたい、こう思つて  
おります。ことし現に二十四品目の廃止につきま  
して御提案を申し上げておるのであります、こ  
れはできるだけ整理をしていきたいと思つてお  
ります。これがやはり地方税法上決められた非課  
税措置というところで法定をされております以上、  
憲法九十二条に基づきます地方税のことに關しま  
す法律であります以上、これをもつて憲法に違反  
をするのではないかと、違反をするからその補てん  
を国に要求をするのだ、こういう筋道の立て方は  
いささかいかげなものか、このように考えてお  
るわけでございます。これはあくまでやはり非課税  
措置をどうあるべきかという立法措置で解決をし  
ていくべき問題であると思つておるわけであり  
ます。

それから第三点でございますが、国の租税特別  
措置、ないしは地方の租税特別措置が地方団体の  
課税権に影響を及ぼします、これはそのとおりで  
ございます。

そもそも租税特別措置は、その時代時代におけ  
る政策的な意図を体しして法律措置としてこの  
ようにするということをお決めいただくわけ  
でございますから、これはそれぞれの内容の是非に  
つきまして議論が行われ、立法政策として解決を  
されていくべきものだろうと基本的には心得てお  
ります。ただ、国がとりま非課税措置等が直ちに  
地方税に影響するといふようなことは望ましいこ  
とではないかと思つたので、その内容のいかん  
によりましては、地方税に影響をしないよう  
にできるだけの特別措置の遮断をやつていくと  
いうことについては私も全く同意でございますし  
て、そのような方針で今後とも対処してまいりた  
い、こう考えております。

○安井委員 問題がたぐさんあって、しかも一つ  
ずつ性格が違うのですが、それからまた特に大牟

田市の場合の憲法論、いわゆる租税法主義といふもの考へ方、条例といふものをいふゆる法規範の中のどこに位置づけるか、そういう解釈論があると思ふのです。一概にこれは退けることはできないと思ふのですが、いま私がここで取り上げて特に申し上げているのは、かつて超過負担の解消措置のために、住民税だったか固定資産税でしたか、制限税率を下げたりして、そのことによつて自治体の税源が減少したことに対して国が補てん措置をやったことがあります。一遍にできないので、漸減措置か何かやりながらやることがあります。ですからあのころのことを考へれば、自治省の方も国の政策によつて地方の財源に影響を与えるような場合は非常に慎重で、その財源の激変に対して昔はいろいろな配慮をしてきたような気がする。ところが近ごろは、国が、法律が変わつたんだからしょうがない、おまたち勝手にやれというふうなぶん投げでいく。そういうことに対する自治体の側の反発が、いま幾つかの事例として上がつてきているのはなからうかと私は思ひます。租税特別措置といふふうなことの地方財政への影響といふのも、これは問題が大き過ぎるかもしれないけれども、しかし、そういうふうな国が政策的に自治体の財源をふやすのなからいいます。減らすような場合は、同時にそれに伴うような対策措置といふものをやはり考へてあげる必要がある。それが交付税で埋めるのか、せめてそこだけは起債をよけい上げますとか何かの措置も必要だし、大牟田の新聞で見ただけでも、七五%は交付税で補てんされても、残りの二五%というのはあの町にとつてはすく多いのです。ですからもう少しきめの細かな対策、実際はなかなかむずかしいと思ひます。現実にはむずかしいとは思ひますけれども、そういう考慮を払ふ必要があるのではなからうかと思ひますが、どうですか。

○首藤政府委員 御説のように、かつて固定資産税の制限税率が非常に高くありました地域において、この制限税率を引き下げましたときに、その

地域全般の市町村の財源が非常に枯渇をいたしてまいりますので、それに対する財源措置を講じた事例がありますのは御指摘のとおりでございます。それから全般的に申しまして、国の施策等によりまして地方団体の財源ないしは税源に非常に大幅な変動が起これといったような場合には、やはりそれに対するきめ細かな財源補てんの策を全体として講ずべきであらうということも筋道としてはそのとおりだと思ひます。そういう意味で、私どもも全般的に地方税源の充実ということを考へてまいっておるわけでございますが、今回の措置にいたしても、市町村税源の充実というところで事業所税の創設等を考へましたし、昨年はまた法人住民税の引き上げというふうなものを措置いたしました。そういう全般的な措置によりまして財源の増強措置そのものを図つておるわけでございます。いずれにいたしても、国の措置によりまして非常に大きな影響が地方税源に出るといったような場合に、財政全般を見ました結果、やはり所要の措置をする必要があるという事態では当然補てん措置を講ずべきであらうと思ひわけでございますが、最近とられております措置では、新たにそれだけの大きな税源を奪う、そのために補てんを即リンクしてやるというほどの大幅なものが出ていない、こういうことではなからうかと考へております。

○安井委員 大臣、たとえば東京の場合に於て、法人事業税が頭打ちで、いままでの税収が予定よりも減るといふふうな事態が起る。事業所税ができたからいいじゃないか、こう言うかもしれないが、これは東京だけじゃないに、人口五十万以上の都市にはみんなあるのですから、等しくいくわけですから、東京都としては、これはやはり減つただけ減つたということになると思ひます。ですから、そういうものに対する対策だとか——大牟田市の場合だつて、自治体が国を訴える、国が訴えられるというふうなのは余りみつともいいことじゃないと思ひます。ですから、いまここで、このようにきちっとしますというお答

えがすぐ大臣から出るとは私は思ひません。税務局長が耳打ちしたつて、すぐここですばつとそういう答えが出ると思ひませんけれども、自治体を怒らせないような、もつときめの細かい対応をすべきだと思ひますが、どうですか。

○福田(二)國務大臣 私は素人ですから、局長その他からいろいろ教えてもらつてやっておることも事実でありますけれども、ただ、いままで東京都の場合などでも、事業税の超過課税を二%でしたか、一四にされたわけですね。今度のこれでございますと、それは確かに減りますね。だけれども、その点については、今度事業所税をつくつたから、それで大体補えるんじゃないか、一応そういうふうな考へ方を持つておるようであります。その当否の問題はまた別にいたしまして、一応埋められる。

それから大牟田の場合は、いままでずっとその式で来たんですけれども、今度初めてそういう問題が起きてきたわけでありまして、これは一種の訴訟問題でございますけれども、これをどういふふうな措置していくかという問題は今後の一つの課題にはなると私は考へております。

○安井委員 きょう、どうしようこうしようというお答えを得るつもりはありせんけれども、そういう具体的な提起された問題点にはやはりきちつと答えていく、そういう構へで臨んでいただきたいと思ひます。

それからもう一つ、事業所税の問題を伺いたいと思ひますが、私どもがずっと長い間、ぜひこの税金をつくりなさいと要求していたのが一応できた形なんですけれども、しさいに点検して私の意見を申し上げるだけのゆとりはきょうはありせんが、幾つか問題があると思ひます。その中でも、課税団体の制限を法律の中でしてしまつたということについては、私はやはり問題があると思ひます。この点は、私たちがずっと長い間主張してきたところと大分違つてあります。

二番目は、非課税あるいは課税標準の特例がすく多過ぎて、当初、予算をしていたのよりも大

分、骨抜きといひますか減つてしまつていふ事態、これも問題があるのではないかと。三番目は、この特例措置を講ずるに当たつて業種間にさまざまな不公平が起きているのではないかと。大ざっぱな処理の仕方なものですから。いや、大ざっぱじゃない、細かな配慮をしたのだと言われるかもしれないけれども、しかし現実にはいろいろ不平の声を私も聞くわけですよ。ですから、全く特例措置をやらなければならぬのはそれで問題は解決するのかもしれないけれども、特例措置をやらばやるだけ不公平だという声が出てくるのは、私は当然だと思ひます。電気税の免税措置が毎年いろいろ出てくるのと同じです。

大まかに言つてそういうふうな問題点を私は感じたわけでありまして、課税団体の制限の問題は、さっきの折小野さんのお話の中で何つておりましたから、これはもう多くを申しませんが、一番おしまいに私が申し上げた点について何つておきたいと思ひます。その前に、電が関ビルはどれくらい税収が上がるのですか。

○首藤政府委員 電が関ビルは、床面積が全部で十五万五千九百五十八平米でございます。そこで、このようなビルを建てるといたしますと、当時建てました値段等で計算をいたしますと、七億八千万ほどの新設時の税負担に相なります。それから、この電が関ビルの中で千平米以上の、免税点に該当いたしません、つまり課税になります面積は六万四千七百平米ほどでございます。先ほどの十五万平米の約四割ぐらいになります。そのくらゐの面積がいわゆる既設分の事業としての課税対象面積に相なります。これに三百円ずつかかるというところでございます。

○安井委員 現実には大分落ちるわけですね。私は、あのかいビル全部が課税対象になつて、これでいくと七億八千万円入るのかと思つたら、そうじゃないに……。

○首藤政府委員 それは入ります。新設分事業は全部入ります。

○安井委員 新設のときは入るが、既設の場合は、  
○首藤政府委員 それは約半分……。

○安井委員 新設じゃなしに既設。いま既設で  
しょう。ちよつと、もう一度教えてください。

○首藤政府委員 ただいま申し上げました金額  
は、新設時の分は建築主がそのまま払いますから、  
これは、一回限りでございませぬが、そのまゝ入り  
ます。それから既設分になりますとその中にいろ  
いろな業種が入ります。三百坪未満のような小  
な業者が入りますと、これは既設分は負担をいた  
しませんので、これは免税点で落ちます。その結  
果、免税点以上のものが先ほど申し上げましたよ  
うに約六万四千平米程度の使用面積になります  
が、これに廊下そのほかの共用部分を足して計算  
をいたしますと、十五万五千平米のうち五六%程  
度の床面積が既設分として入る、こういう計算に  
相なるわけでございます。

○安井委員 そうしますと、四四%分は課税対象  
にならない、こういうことですね。しかし、都市  
的ないろいろな施設をやるためにこの税金を取る  
のだ、先ほどそういう説明があったし、法律に  
もそう書いてあるわけですね。しかしあそここのビ  
ルに二万人いるのか三万人いるのか私は知りませ  
んけれども、あそこビルができたことで地下鉄  
も大拡張しなければならぬ、道路も大変だ、  
上下水道、電気は民間会社かもしれないけれども、  
都市的ないろいろな支出というものは、ものすこ  
くばかでかいビルができたことよって公共的な  
負担がふえてくる。それにもかかわらず現実のあ  
のでかいビルの半分しか対象にならぬというのも  
私はどうも腑に落ちないように思う。中小企業で  
ようやくこの基準に達した人は、頭からほんとと来  
てしまつて、あれも分解するから中小企業に半分  
はなつてしまつたのだ、こういうことなのかもしれ  
ませんけれども、その辺、矛盾があるように思う  
のですか。どうですか。

○首藤政府委員 当該ビル、霞が関ビルの例示で  
ございませぬが、大きなビルを建てても、これ  
が貸しビルというかどうで貸されるわけござ

います。現実企業活動をしておりますのは、そ  
の中に一定の面積を占めて企業活動をしておるそ  
の一人一人の企業者ということに相なるわけでござ  
いませぬ、大きなビルに入つておられますからと  
いって、全部が大企業であるわけではないわけで  
ございませぬ、その中でほんの小さなスペースを  
占めておる中小企業がもちろんあるわけでござい  
ます。そういう意味で、この税は、中小企業から  
は負担を求めないという一応の原則を立てまし  
て処理をいたしました結果、外形標準で面積と従業員  
数で一定規模以下の小さな業者である、こういう  
判定をすれば、それはどこに入つておらうと個々  
には負担を求めない、このことは妥当なことでは  
なからうかと思つております。

それからなおもう一点申し上げますことは、大  
きな会社で支店をたくさん持つておつて、それが  
霞が関ビルの中に小さなスペースの支店を持つて  
おつた、こういう例示の場合は、当該市内にお  
きます支店は全部名寄せをいたしますから、その  
部分が千平米以下でありませぬ、そのような支  
店があつた地域、こつちの地域たくさん持つて  
おる、五つも十も持つておるといふことであれば、  
その合計が千平米以上になればかかる、こういう  
ことに相なるわけでございませぬ、そういう  
点では中小企業対策という線からは外れていな  
い、こう考へております。

○安井委員 一つの大きな建物ができることに  
よつての包括的な公共負担ということから考へれ  
ば、たとえは総体的な課税を内部で分割するとか、  
何か別な方法がなかつたのかとも思うのですが、  
いま御説明ありましたが、どうも何か盲点がある  
ような気がする。もう少し時間があれば伺いたい  
が、時間の節約をしてくれというお話ですから少  
しはしりませんが、私が最初に申し上げました内  
容において公正を欠くという一つの例で、ハイ  
ヤー、タクシー業者の人が、バスやトラックの方  
は非課税になつておるのに、ようやく二分の一ぐ  
らいの数字でがまんをしなければならぬという  
のはおかしいというお話もあつた。いろいろ私

どものところにも不平の声が聞こえるわけですが、  
きょうはこの一つの例だけをとつて政府としての  
お考えをお聞きしたいのです。

バスやトラックと同様にハイヤー、タクシーも  
免許事業であるという点は同じであります。特に  
トラックは貨物運送が、こちらの方は人間の命  
を運んでおるといふ点の任務の相違もある。荷物  
を運ぶ方を尊重して人間の方を尊重しないのかと  
いう声もあるようであります。しかも非常に労働  
集約的な事業だ、合理化は非常にむずかしくて、  
小さな車でも運転手は一人あるいは二人いなければ  
いけない、そういうふうな事態の中でもう少し、  
少なくともトラックとかそういうようなものと同じ  
ようにはいかないのかという話があります。不公  
正是正は三木内閣の看板ださうですから、そうい  
う不公平がないようにしてくれという声のよう  
でありますけれども、これについて自治省として  
お考えを伺います。

○首藤政府委員 この税は都市環境の整備のため  
に充てます目的の税ということでございませぬ、  
いわゆる都市計画法に規定をされております都市  
施設、これはこういうものを整備することに  
よつて都市環境を整備されるわけでございませぬ  
から、そういう都市施設については非課税措置、そ  
のほかの配應を払つたのであります、この都市  
施設のうち、一般的に申しますならば、民間の事  
業等がやらなければ地方公共団体が自分ででもや  
らなければならぬもの、市町村が自分ででもやら  
なければならぬもの、こういうたぐいのものをま  
ず第一に取り上げて非課税措置をとつたわけで  
ございませぬ。そういう観点から考へますと、まさ  
しく交通輸送機関というのは都市施設に当たるわけ  
でございませぬ、その場合、人間を運びます都市  
施設としては大量輸送機関としての鉄道、それか  
らバスでございませぬ、こういうものが主役にな  
るべきものでございませぬ、タクシーのケース  
をお考えをいただきますと、これはまさしく交通  
機関でございませぬ、大量輸送機関としてのバ  
スの、電車だのというものの機能を補完をする

一つの役目を持つておる補完的な施設であらう、  
こう判断をいたしましたのでございませぬ。その結果、  
タクシーの場合は全免ということにいたしました  
で、その補完的機能というところに目をつけて二  
分の一、こういうかっこうをとつたわけでござい  
ませぬ。ハイヤーの場合は営業の仕方が、もう先生  
御案内のように全然違ひまして、これはいわゆる  
都市計画法にいう都市施設として市町村がか  
わつてでもやらなければならぬものというたぐい  
の都市施設に該当するかどうか、これはおのずと  
線が引けると思つたので、交通施設につきまし  
ては、先ほど申し上げた鉄道、バス、それからト  
ラック、こういうたぐいのものを非課税にし、補  
完的機能を持つものとしてタクシーを二分の一に  
した、ハイヤーはいずれの措置もとらなかつた、  
こういう区別をつけておるわけでございませぬ。

○安井委員 ただ、タクシー、ハイヤーでも大き  
な企業の方はそう問題はないと思つた。ただ、  
現実には零細な企業が大分あるようですから、そ  
ういふようなものに対する配應というものがな  
いのかどうかということをお考えをされてござい  
ませぬ。きょうはちよつと時間が十分ありません  
ので、やりとりはできませんが、このような特例措置に  
対する不満が次々あらわれてきておるといふ現  
状、これから言つて、あと理事会等で最終的な問  
題を詰める段階も来るのではないかと考へ、こ  
れが衆参両院を通過するまでに大分時間もあつ  
と思つた。そういうような中でもう少し、一応一  
つの例だけ申し上げたのですけれども、その他に  
も例があるとすれば、そういうようなものにつ  
いて最終段階、この法律が通過するまでの段階にお  
いて再検討すべきではないか。それから今度の国  
会でどうしても間に合わないものについては、次  
の改正段階において十分検討をして解決案を提起  
をするということもあるのではないかと考へま  
す。ですから、私がいま申し上げておるの、今  
国会で不公平正の最大の努力をして  
もらいたいということが一つ。それでも十分に  
いかなかつた場合は、次の段階で解決の方向を見出

してほしいということ、このことですが、どう

○首藤政府委員 この税におきます非課税措置あるいは課税標準の特例等につきましては、原則を立てまして、これは政府内各省庁等にわたりました。合意に達して提出をいたしておるものでございます。したがって、いずれ理由づけと申しますか仕分けをいたしまして、理由のあるもののみを非課税措置として掲げているわけでございます。したがって、この非課税措置のあり方そのものを現在ただいま修正をする必要があるというように考えておりません。

ただ一点だけ申し上げておきたいと思っております。これは、このような税でございますので、具体的にこれを適用いたしますときには、各地方団体ごとの独自の事情によりまして、この法律に掲げております非課税規定ないしは課税標準の特例の原則的な考え方を照らし合わせまして、当該団体が自主的に所要の減免措置を講ずることが適当なケースが非常に多かろうと思っております。たとえて申しますならば、当該都市が長期建設計画をもちまして一定の計画のもとに一定の地域に工場を誘致をしたとか、施設をつくらせたとか、こういったようなケースもあるかと思っております。そういった点については地方団体に減免というフリーハンドを与える、こういう措置を条文にも掲げておるわけでございます。

こういう条例減免の措置の適切な運営によって地方団体ごとに出てきます特殊事情、これには対処をしていただきたたい、法律の立て方としては、原則的に筋を立てた減免措置の規定を現在改正をするつもりはない、こういうことでございます。

○安井委員 私の言い方もまずかったと思うのですが、いまの条例措置はわかりました。それから私の言い方が悪かったというの、この法律の修正をこの国会で自治省に出してこいというふうにおとりになったとすれば、これは無理でしょう。

私はその点は委員長の方で最終段階おまとめになるまでの間の国会における配慮として提起しているわけですが、ただ、来年度以降の問題についてはもう見直し何にも要らないというの、私はどうもおかしいと思う。いろいろ問題があると思うのですね、大臣。ですから、残った将来の問題についてはやはり常に見直しをし、洗い直しをしていくという態度が必要だと思っておりますが、どうですか。

○福田(一)國務大臣 お説ごもっともだと思っております。

○安井委員 じゃ、税法を一応これで終わります。

○大西委員長 この際、警察に関する件について質疑の申し出がありますので、これを許します。安井吉典君。

○安井委員 警察庁、防衛庁からもおいでいた。いまの問題は、いま沖繩県で一番大きな問題になっておりますのは、去る十一日、米海兵隊が、那覇から海洋博会場へ行く途中、海洋博の隣です、そこに名護市や恩納村があるわけですが、その四市町村にまたがってキャンプ・ハンセンがある、そこで実弾射撃をやる、その実弾射撃の場所というのは県道百四号線が走っている、その県道越しにりゅう弾砲をぶち込むというそういう演習で、これについては、沖繩の県民は具体的な世論の反対の中にあるということでありま

す。沖繩県議会も反対議決をしているし、今度の十一日の事件では地元の名護市も全会一致で反対議決をしている。そういう中を押して行われた射撃を阻止しようとする県民とのトラブル、それに対して十一日の場合は、沖繩県警の機動隊が米軍のヘリコプターに乗って追っかけていき、制圧をしたという事件であります。私はそういうふう聞いています。聞いているわけですが、その事態の認識についてまず伺っておきたいと思っております。

○三井政府委員 ただいま御質問の問題でございますが、三月十一日に米軍がキャンプ・ハンセンで演習を行おうといたしました。この際、米軍の射撃演習に反対をする人たちが集団で反対行動を行うということ、そのうちの数十名は演習場の特に危険な着弾地域にもぐり込む、こういう事態がございました。

そこで米軍は、ヘリで、もぐり込んでいる状態等を見ておりましたけれども、現実には三十名余りでございますけれども、中に入っているというところでありましたので、米軍の演習射撃開始時刻、それから開始の態勢が準備されておる、こういうような状況もありましたので、警察におきましては米軍のヘリに便乗をいたしました、もぐり込んでおる反対派の人たちを探し、その地域に着陸をしてそのうちの三名の人を施設外に連れ出す、こういう行動をいたしましたわけでございます。

○安井委員 その事態の背景は、いまも申し上げましたように、名護市が十一日の定例会で「県道一〇四号線生活道路封鎖実弾射撃演習に対する抗議決議」を全会一致で採択をし、屋良知事もその日、沖米軍司令部にデビッド少将を訪ねて抗議をする、翌十一日には沖繩県議会は緊急本会議を開いて、自民党の議員の人たちも、安保条約を容認するわれわれの立場だが、しかし実弾射撃演習の中止を要請する決議には賛成をするということ、で、全会一致の議決が行われております。去年も議決されていますね、これは、ですから、県道越しの射撃だということ、県道をストップしてこの射撃訓練をやる。しかし、道路はストップされたので、そこに住民の家もあるし、小学校もあるわけですよ。その頭越しの射撃であるということに、このように県民総ぐるみの反対意思が表明されている、私はそう思うわけでありませう。

ここで、ひとつ幾つかの点について伺っておきたいと思っておりますが、沖繩警察の県警本部の出勤というものは、米軍の要請によって出勤したものだと思っておりますが、そうですか。それからまた、これに対して防衛施設庁はどういう役割

りを果たしたか、それを明らかにしてください。○三井政府委員 米軍並びに防衛施設局、それから県警本部、それぞれ平素から連絡をよくとっておるわけでございますが、本件演習にしましては、演習実施の旨、施設庁を通じられわれも承知をいたしておりますし、また射撃に伴う諸問題についての警察措置の要請ということにつきましては、米軍側から要請がございました。

○鋼嶺政府委員 防衛施設庁としましては、米軍からの警備の要請を受けてまして、その要請に基づいて警察の方に警備を依頼いたしました。

○安井委員 警察は、この事件の処理についてどのような判断によりますと、不発弾が多く、きわめて危険なので緊急を要した、だから米軍のヘリコプターに乗って行ったんだというふうな言い方を県警本部がしているというふうに伝えられております。それが主体なのか、それともその地点からもぐり込んだ人たちを排除しようということが主体なのか。人命救助が主体なのか、排除が主体なのか、どちらでしたか。

○三井政府委員 端的に申しますと、両方でございます。当日、米軍が射撃を開始し、また基地内の措置につきましては、米軍自体でも警察権というものを保持しておりますので、直接米軍が実力行使をするということも可能でありますけれども、われわれといたしましては、基地外から中に入り、そして着弾地域等にもぐり込んでおる、こういうことではありますし、射撃の時間も切迫しておりますし、かつこの着弾地周辺は不発弾が多くて危険な地域でございます。その点が一点と、それからまたこの着弾地は高さ三百メートルの山岳地帯ということ、これを保護し、外に排除するということ、これは、徒歩で参りますと大変時間を要する、こういうこともありましたので、ただいまのようなこととで至急に、緊急にこの人たちを外に連れ出す必要があるという判断のもとに実施したわけでございます。

○安井委員 ヘリコプターは何機使ったのか。そ

れから機動隊員は何人ヘリコプターに乗ったのか。それはどういふふうな状況だったのですか。

○三井政府委員 ヘリの実数は二機で、延べ三機でございます。二機に二十三人ずつ分乗いたしましたので四十六人でございますが、その後一機に七名が乗りました。したがって、合計五十三名というものが、乗った警察官の数でございます。

○安井委員 そのヘリコプターはどのような行動をしたかということですか。伝えられるところによりますと、阻止行動に出ている人に三機のヘリコプターがかかるがわる低空飛行で飛んできて、ずっと上を飛んでいるのじゃなしに低空を飛んでくる。ヘリですから、物すごい風圧が生ずる。その風圧で圧迫をし、追い詰めていった。けがをした人も中であつたとかいふふうな報道でありますけれども、つまり警察官を現地に運搬するということが目的だったのか、それよりもヘリコプターで、ベトナムでやっているような掃討作戦をやるつもりであつたのか、その点ひとつ明確にしてください。

○三井政府委員 私たち警察官が乗りましたのは、キャンプ・ハンセンの米軍基地から直行で真つぐ四・二キロの距離でございますが、兵員輸送用のこのヘリで警察官を運んでもらつたということでございます。あるいはいまお話しのようなことは、米軍自身が偵察と申しますか、基地内にどういふ人が入つておるかということを見出すために行動したときのことではないかと思ひますけれども、私たち警察官が乗りましたのは直行で参つております。

○安井委員 初に私が、阻止に来た人を排除することが目的なのか、あるいはその人々を保護し危険から救うことが目的なのかということ伺ひましたけれども、どうやら現地にもぐり込んだ人たちから言わせれば、いまのようなヘリコプターによつての排除行為——ベトナムでジャングル作戦で米軍がよくやるのは、逃げ込んだ人を見つけるために、ヘリを低空でわあつとやれば、草が割れて、それを見てつかまえるという、

そういうやり方でベトナムでやっているのをそっくりそのまま持ってきたのではないか、そういうふうな感じだといふふうな伝えられています。すぐに運んで、人を運ぶことだけが目的だということも、私は、そういうふうな形で制圧ということに、警察官が乗った米軍のヘリコプターが使われたのではないか、こう思うのですが、もう一度伺ひます。

○三井政府委員 ただいま申しましたように、立入禁止区域の中に入つておる人々、これを外に保護して連れ出すということでありまして、現実には三人の人を恩納岳の東側中腹のその東側で発見をして連れて帰つた、こういうことでございます。

○安井委員 ヘリコプターに警察官を乗せてくれというのには、警察側が要求したのですか、それとも米軍の方がお乗りなさいと言つてきたのですか。それから、警察側が米軍の方に要請した時期はいつでしたか。

○三井政府委員 米軍から乗りなさいといふのはなくて、警察側から、乗りたい、もぐり込んである地点まで部隊を輸送するために乗りたい、こういうことで申し入れをいたしました。実際に飛び立つ直前でございますから、正確な時間はあれでございますけれども、乗りました時間が一回目は午前十時二十分でございますので、そのちょっと前であつたかと考えております。

○安井委員 前の段階から事前に計画的に米軍の間と話し合つてそういうふうな運びにしたのとは違ひますか。

○三井政府委員 事前にヘリ使用についての打ち合わせ等は全くございません。

○安井委員 米軍の装備、兵器を日本の警察が共同に使用したというケースは私、寡聞にして余り知らない。日米の警察と軍隊が共同作戦で日本人に強力な規制行為を行うというのも余り例を知らないわけでありませう。そこで、ここでやはり明らかにしておいたいただきたいのは、警察がこの規制行為を行ったその

容疑は何なのかということ、それから米軍のヘリコプターまで使つて行動を起こしたそのことについての法的な根拠はどうなつておるのか、そのことについて伺ひます。

○三井政府委員 この演習場は、立入禁止、少なくとも演習、射撃をする時間は立入禁止の演習場の場合にもよると思ひますけれども、軽犯罪法による立ち入つてはならないところに立ち入つた場合といふところに当たる部分もあり、また刑事特別法の二条で、米軍の施設、区域で立ち入つてはならない、というふうな場合に当たる場合もあります。刑罰法百三十条に当たる場合もあり得るということでありまして、事態によるわけでありませうが、今回の場合には立ち入つてはならない演習場地域に立ち入つた、こういうことで、これを保護かつ排除をするということでございます。また協定とかそういうものはございませぬ。また、法規等におきましてその点について規定したものはないと承知いたしております。

○安井委員 それでは後の部分の、ヘリコプターに乗せてもらったその法的な根拠というものは何もないけれども、頼んで乗せてもらった、そういうことですか。

○三井政府委員 これは、警察官部隊員の輸送のために現場でお願いをしたということでございます。

○安井委員 地位協定とか何かの援用とか、そういうことではないのですか。

○三井政府委員 格別にはございませぬ。

○安井委員 これは、防衛施設庁の見解はどうですか。

○鋼橋政府委員 私ども、演習当日の安全の確保といひますか、特に人命につきましては、先ほどの話がありましたようなヘリコプターによる人の確認等を米軍の方にお願ひして、人がいたら絶対撃たないよということをお願いしてはいるわけ

でございますが、そういうことで人命の尊重というのを第一義に私も考えておりますので、現場におきましてやはりそういう人命の保護と、危ないところから出てもらうという判断を警察の方がされて米軍の方にお願ひした、こういうふうな考へております。

○安井委員 県の警察当局が米軍ヘリに乗せてもらうということについて、事前に警察庁に相談がありましたか。

○三井政府委員 ございませぬでした。

○安井委員 警察庁としては、県警本部のこのよるなやり方はやむを得ない、あるいは正当だ、こういうふうな御判断ですか。

○三井政府委員 この三月十一日当日の具体的状況のもとにおいては、やむを得なかつたと思ひます。

○安井委員 いまの警備局長の御答弁はともも自信がないように思ひます。相談を受けたらもつと別な答えを出したかつたのだが、向こうが勝手にやつたからしようがないのだといふふうな受けとめていられるような御答弁のようであります。私は警察庁の方が県警をかばつて言われるのではないかと思ひます。逆にするような県警本部長の判断、やり方ではなかつたかと思ひます。そのことが各方面において、今度の事件に対する県民の鋭い反発といふふうな形になつておる。だから私は、県警本部のこのよるなやり方に対し、県警本部長はもう少し慎重でなければならなかつたのではないかと、軽率ではなかつたか、県警本部長の責任をやはり明らかにすべきだ、それぐらいの事件ではないかと思ひます。どうですか。

○三井政府委員 当時の状況から申しますとやむを得なかつたものと考えられるわけでございますが、警察としてはできるだけ人に頼らないで自分の装備をフルに活用する、またそれで足りないところはいろいろの措置、工夫等も行つて、こういうよるな点を基本にしてやつてまいりたい、またやつてまいりたいと思ひます。

○安井委員 沖縄には沖縄の心があります。二十数年間アメリカの軍事支配のもとにあった沖縄であり、それだけ米軍に対して特殊な感情を持っている。自衛隊に対しても激しい反感を持っているのは御承知のとおりです。そういう沖縄であります。だから日米が共同で県民を圧迫していく、米軍はもちろん、県警と防衛施設局とみんなるになつて県民を押えつけている、アメリカを守るための警察だ、そういうふうな反感もあるようであります。私は、復帰前だつてこんな事態はなかつたのではないかと思ひます。だから沖縄の場合には警察権の発動はもちろん、一つ一つの行政においては、そういう歴史的背景を十分に見きわめた上の行動でなければならぬと思ふ。その意味では、まさに沖縄県民の感情を逆なでしたような今度のやり方ではなかつたか、私はそう思ふわけです。

十九日に海兵隊は再度訓練をやるというふうな発表している所であります。その段階でも警察は米軍に、ヘリコプターに乗せてください、そういう形で依頼しますか。

○三井政府委員 ただいま申しましたように今回の具体的状況のもとでの事案でございますので、本来のたてまえであります警察自身の装備というものを中心にして対処していくようにしてまいりたいと考えております。

○安井委員 これは本来は外務省の安保条約そのものの運用にかかわる問題ですから、そこでの議論になるわけですが、きょうはちょうど国家公安委員長がお見えの際ですから、今度の事件の警察のあり方の問題だけにしほつてお尋ねをしているわけでありませうけれども、さらに、県道を封鎖するということやり方も問題なわけなんです。さつきも申し上げましたように、県道を封鎖したらそこで交通は途絶する。しかしその中に住家がたたくさんあるんですから、学校もあるんだから、阻止隊が阻止しなかつたらその頭の上をりゅう弾砲の弾が百二十発も飛んでいくというふうな状況になるどころであつたわけでありませう。ですから県道封鎖だとかそういうふうな事態に至らないように、演

習そのものをやめることが最大の目標でなければならぬと思ひます。とりわけこの百四号線という道路については、防衛施設庁と建設省との解釈がまだにまちまちなんですよ。これは道路ですか、県道ですか、それ、しかし、その県道までアメリカに提供したのではないと言ひし、いや、これは県道だから県道だ、そういうふうなことで、管轄権についての意見が完全に一致したものでないという状況の中にあるわけでありませう。ですから、このような危険な演習場を使うということをやめさせるべきだと私は思ふ。海洋博の会場はすぐそばなんですからね。そういう間近なところでそんなような問題が繰り返されているということ、私は、私どもはがまんできないと思ふわけでありませう。

きょうは、外務大臣に、あるいは防衛施設庁長官に、明確に答弁を求めるところにすればよかつたかと思ひますけれども、きょうの段階は警察だけの問題としてしほるわけですが、そこで私は国家公安委員長にも申し上げたいのは、こういうようなことで警察はこの警備について責任を負えますか。県民のそのような感情の中で、安保条約なり地位協定を遂行するために警察はやらなければいけないと言ひつたて、責任を持った警備なんかにできるわけじゃないですか。だから私はこの

ような時点で、住民の安全を守ることのできないようなあり方において演習場があるということ、そしてまた、そういうところで警察は米軍に協力して十分に守れるような状況にないということ、私はそれは自治大臣としても国家公安委員長としても率直にそういうことを発言すべきだと思ふ。

○福田(一)國務大臣 実は私がその話を聞いたのはけさほどのことなんでありますが、とにかく事はどうであらうとも、警察がアメリカのヘリコプターに乗つて行動したということは、これはどう考へてみても好ましい事態ではないと私は考へております。したがつて、今後はそのようなことがないようにすべきではないか、こう考へますが、後段であつたおっしゃつた問題、すなわちこういうものはやめさせたいいいじゃないかというこゝとになりますと、日米安保条約というものに基づいてわれわれがアメリカ合衆国に提供した施設、区域であることだけは明瞭でございます。このこと自体は明瞭なんです。ただ、そういうような区域は非常に危険な区域であるということも事実でありますけれども、提供した以上は本當にちゃんと思ふようにして差し上げるのが筋じゃないか、私はこう思ふわけです。そこいらをどういふふうに処理していくかということについては、警備が全然できないということになればいままあなたのおっしゃつたようなことにもなるかもしれませんが、私としてはできるだけ警備をし、そしてそういう不法行為が起きないようにして、そしてアメリカがこれを使うということをおのづから認めるからやめさせる、言うなればこのキャンプ・ハンセンにおける演習等は全部やめさせるといふようなことはいささか過ぎておると思ひるのであります。私自身は、とにかくこの日米安保条約というものにはわれわれの安全、国の安全、国民の安全を守る、安全を確保するという意味において不可欠のものであるという見地に立つておることは御承知のとおりであります。これは各党によつて御意見が違つてもいいかもしれませんが、われわれはそういう見地に立つておりますから、その見地から言つて、演習区域として提供している以上はそういうような演習ができるようにすることがわれわれの義務である、こういうふうな考へております。しかし、それだからと言つて、今度のように警官がアメリカのヘリコプターに乗つていったということは、冒頭にあなたが指摘されたように非常な疑義を起す問題であると思ひますので、これは厳に慎むべきである、私はかように考へておるわけでありませう。

○安井委員 初めの点については、民衆の支持のない警察権の行使というのは、これは全く無意味なんです。そのことを明確にしておかなければならぬと思ひます。

それから、安保条約そのものについての意見は、これは私は大臣と全く違ひます。そのことをきょうは議論するつもりはありませんし、また時間もありませんが、国会から調査団を派遣するという話もあるし、その他の質問の場がありますので、きょうのところは警察権の行使のあり方についての問題点だけお尋ねをした形で終わります。

○大西委員長 次回は、来る十八日火曜日、午前十時から理事会、午前十時三十分から委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時五十六分散会

○福田(一)國務大臣 演習そのものをやめることが最大の目標でなければならぬと思ひます。とりわけこの百四号線という道路については、防衛施設庁と建設省との解釈がまだにまちまちなんですよ。これは道路ですか、県道ですか、それ、しかし、その県道までアメリカに提供したのではないと言ひし、いや、これは県道だから県道だ、そういうふうなことで、管轄権についての意見が完全に一致したものでないという状況の中にあるわけでありませう。ですから、このような危険な演習場を使うということをやめさせるべきだと私は思ふ。海洋博の会場はすぐそばなんですからね。そういう間近なところでそんなような問題が繰り返されているということ、私は、私どもはがまんできないと思ふわけでありませう。

きょうは、外務大臣に、あるいは防衛施設庁長官に、明確に答弁を求めるところにすればよかつたかと思ひますけれども、きょうの段階は警察だけの問題としてしほるわけですが、そこで私は国家公安委員長にも申し上げたいのは、こういうようなことで警察はこの警備について責任を負えますか。県民のそのような感情の中で、安保条約なり地位協定を遂行するために警察はやらなければいけないと言ひつたて、責任を持った警備なんかにできるわけじゃないですか。だから私はこの

ような時点で、住民の安全を守ることのできないようなあり方において演習場があるということ、そしてまた、そういうところで警察は米軍に協力して十分に守れるような状況にないということ、私はそれは自治大臣としても国家公安委員長としても率直にそういうことを発言すべきだと思ふ。

○福田(一)國務大臣 実は私がその話を聞いたのはけさほどのことなんでありますが、とにかく事は